

中山間地域等直接支払制度

平成 22 年度 取組事例

平成 23 年 8 月

分類

	略 称	項 目
分類1	機械共同化	機械・農作業の共同化に取り組む事例
	高付加価値	高付加価値型農業に取り組む事例
	地場産	地場産農産物の加工・販売に取り組む事例
	生産条件強化	農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例
	新規就農者	新規就農者の確保又は認定農業者の育成に取り組む事例
	農地集積	担い手への農地集積等（協定農用地の拡大を含む）に取り組む事例
	多様な担い手	多様な担い手（棚田オーナー等）の確保に取り組む事例
	集落営農	農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例
	体制構築	集団的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例
	農地水連携	農地・水・環境保全向上対策と連携して効果的に活動に取り組む事例
	集落連携	他集落との連携、高齢農家等への支援に取り組む事例
	その他	その他、取組に特徴のある事例
分類2	鳥獣害	鳥獣害対策に取り組む事例
	棚田	棚田保全に取り組む事例
	活性化	地域の活性化（まちおこし等）に取り組む事例
	伝統文化	地域の伝統文化の継承等に取り組む事例
	直売	直売所等での販売に取り組む事例
	統合	協定を統合して活動に取り組む事例
	連携	集落外と連携して活動に取り組む事例
	施設整備	交付金を活用して施設・機械の整備に取り組む事例
	体験農園	体験農園や観光農園等の企画・運営に取り組む事例
	景観・生態系	景観や自然生態系の維持・保全に取り組む事例
	耕作放棄地	耕作放棄地の復旧に取り組む事例

北海道

<農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例>

○持続的生産活動を通じた多面的集落機能の維持

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道北見市 <small>きたみし</small> 留辺蘂町 <small>るべしべちよう</small> 温根湯 <small>おんねゆ</small>			
協定面積 263 ha	田	畑 (22%) <small>小麦・豆・馬鈴薯・てん菜</small>	草地 (78%) 牧草	採草放牧地
交付金額 819万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 (50%)	集落の管理体制に係る経費		3 %
		農業生産活動等 農業生産活動等の体制整備		36 %
協定参加者	農業者79人、牧野利用組合1、鹿柵管理用組合1			開始：平成14年度

2. 取組に至る経緯

当集落は畑作を中心とした畑作・野菜・酪農の複合経営地帯であるが、経営者の高齢化や後継者不足が課題となっており、集落内全体の労働力不足と耕作放棄地の発生が懸念されている。このため、第2期対策では、経営の効率化をめざした機械の共同利用の拡充、環境保全と農村景観の形成に向けた廃農機具等の処分や景観緑肥の作付け、農地の適正な保全のためにエゾ鹿侵入防止柵の維持管理を集落全体で行うなど課題解決に向け多様な取り組みを行ってきた。第3期対策については、これまでの取組内容を精査し、持続的な農業生産活動を通じ集落の持つ多面的機能の確保を図ることとした。

3. 取組の内容

- ・農業生産条件強化のための取組
機械の共同利用による土壌改良資材の投入面積の増加とコスト低減をめざす。
- ・農用地等保全体制整備の取組
食害防止のためのエゾ鹿侵入防止柵の点検、補修などの維持管理
- ・農村景観の整備
観光地である温根湯温泉の周辺地域のため、廃農機具等の回収を実施
- ・農業生産活動等の継続に向けた活動
粗飼料給与を補完する松山・大和牧場の維持管理



【土壌改良材の投入】



【エゾ鹿侵入防止柵の維持管理】

【集落の将来像】

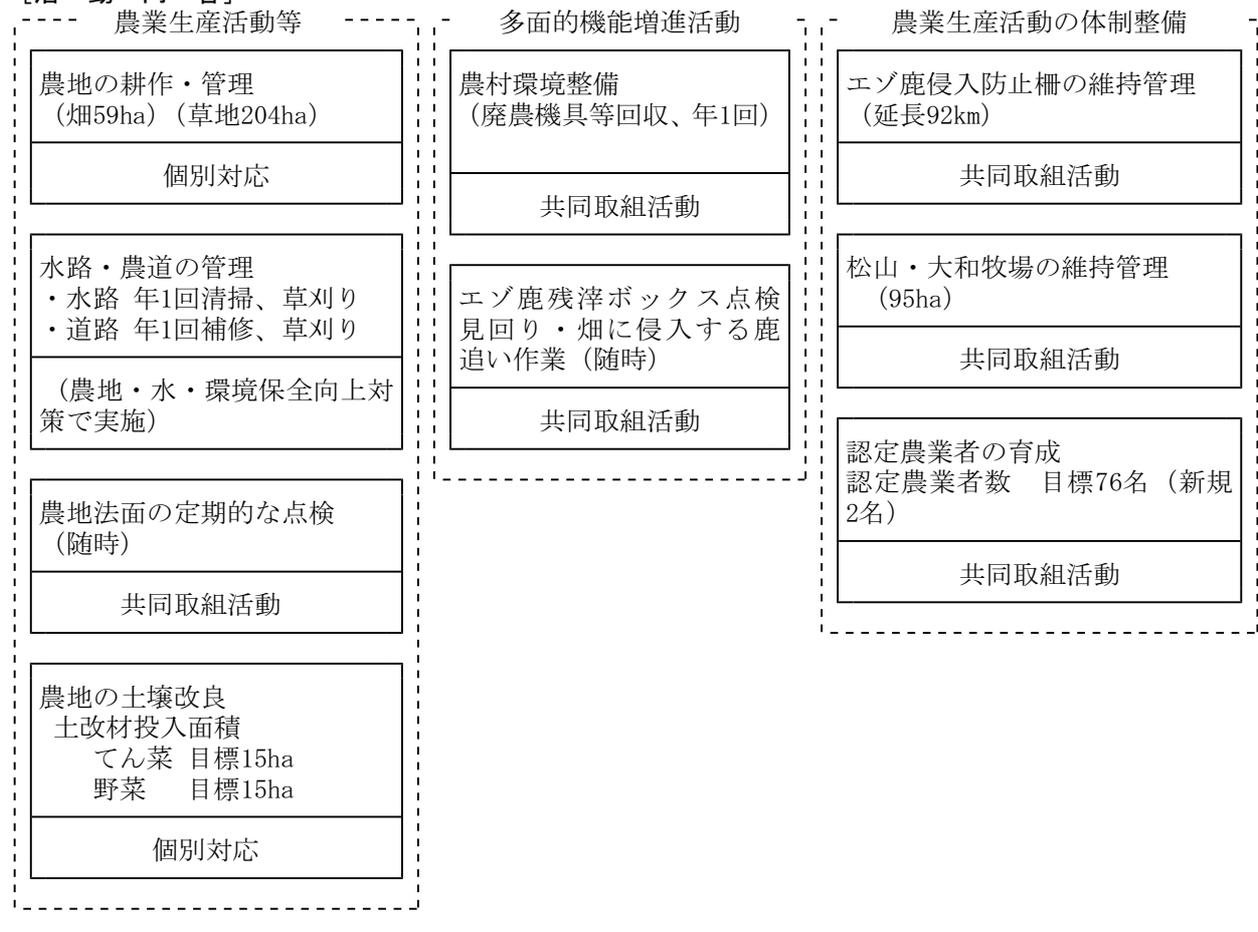
- 農業経営に意欲のある担い手の育成確保を推進する。
- 農業生産条件の強化のため、機械の共同利用による土改材投入コスト低減をめざす。



【将来像を実現するための活動目標】

- 認定農業者の育成 76名（新規2名）
- 土改材投入面積 てん菜 現況H22: 5.0ha、H26目標:15.0ha
野菜 現況H22:10.0ha、H26目標:15.0ha

【活動内容】



4. 今後の課題等

エゾ鹿侵入防止柵を設置しているが、依然として農業被害が発生しており、域内においてもハンターの高齢化が進み、今後減少するおそれがあるため、農業者の危機感も増大してきた。くくりわなは被害軽減に有効な自衛手段であることから、狩猟免許取得の機運が高まり、農業者の要請を受けた北見市留辺蘂総合支所産業課が道へ「狩猟免許出前教室」開催の申請を行い、平成23年1月に集落内で開催された。

【第2期対策の主な成果】

- 機械の共同利用 (飼料作物H17:26ha、H21実績:59ha・牧草収穫H17:19ha、H21実績:72ha)
- 認定農業者の育成 (H17:63名、H21実績:76名)
- 廃農機具等の処分 (H17:未処分19戸、H21実績:未処分0戸)

<他集落との連携、高齢農家等への支援に取り組む事例>

○高齢農家等へのサポート体制の確立

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道岩内郡共和町学田地区 <small>いわないぐんきょうわちょうがくでんちく</small>			
協定面積 46.3ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻・小麦・馬鈴薯 他			
交付金額 973万円	個人配分	50%		
	共同取組活動 (50%)	集落の各担当者の活動に対する経費	4%	
		農業生産活動等に対する経費	17%	
		農業生産活動等の体制整備に対する経費	28%	
その他(事務費等)		1%		
協定参加者	農業者23人	開始：平成12年度		

2. 取組に至る経緯

年々農業者の高齢化が進み、将来的にも何か対策を考えなければならない状況の中、平成12年度にこの事業が始まるのをきっかけに集落協定を締結。その中で農作業の効率化、低コスト化が期待できる機械・農作業の共同化や、高齢農家等への支援体制への取組について実施することとし、現在も継続して行っている。

3. 取組の内容

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備を目標に取組を推進しており、集落内の合意形成を基に、継続して取り組んでいる農業生産活動として、農地の耕作及び適切な管理、農道の草刈、水路の草刈・泥上げ清掃、降雨時等の農地パトロールを行っている。

また多面的機能増進活動として、集会施設及び施設周辺の清掃や花壇整備を行っている。

さらに、グリーンツーリズム活動として従前より地区内で活動している「共和町ふれあい農園」では当制度を活用し、農業体験はもちろんのこと、収穫祭など様々な形による地元農業者との交流を通じ、地産地消の取り組みを進めている。



【集会施設周辺環境整備（花壇整備）】



【市民・体験農園の開設運営（ふれあい農園）】

[集落の将来像]

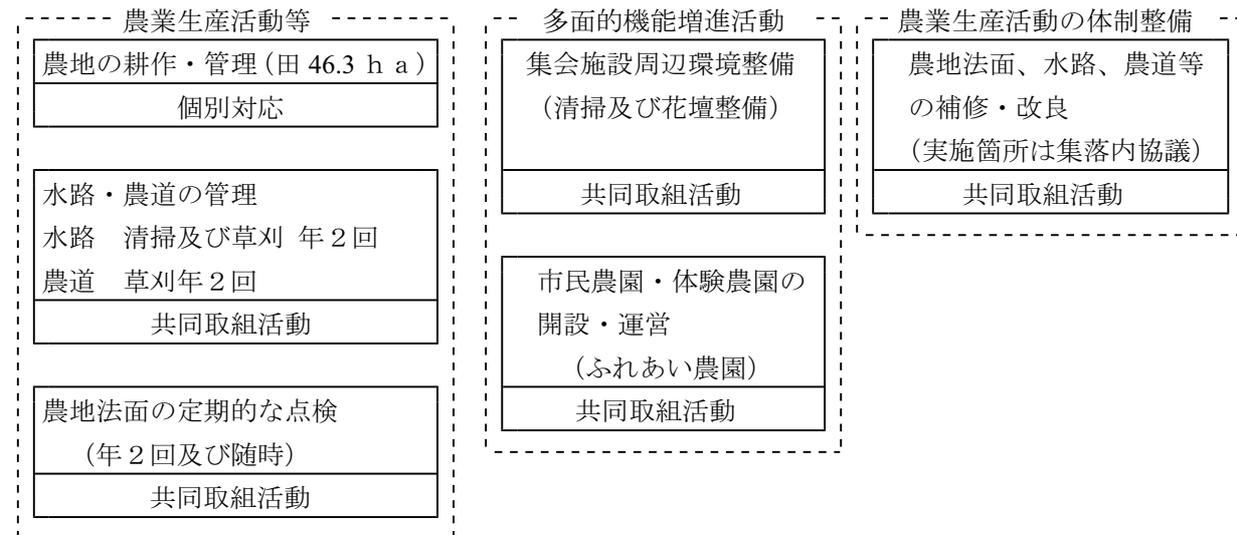
年々高齢化が進む状況の中で今後の耕作維持が懸念されるが、集落ぐるみの共同取組活動により、農業生産活動を持続的に進め、耕作放棄地の発生を防止する。



[将来像を実現するための活動目標]

○協定農用地において農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動により、農業生産活動等の維持を図る。

[活動内容]



4. 今後の課題等

第1期・2期対策と本制度を活用し地区内の環境美化、農業機械・農作業の共同化推進などの取組を実施してきた。また、第3期対策より高齢者等のサポート体制づくりを通じ、今後の集落のあり方を話し合う場の確保や、対策へ向けての取組により高齢者等が安心して農業生産活動を行うことが出来ている。

また今後においても、耕作地の維持に向けた話し合いを随時行い、集落内の連携を密にすることが重要である。

[第2期対策の主な成果]

- 機械・農作業の共同化 (当初1.9ha、目標6.0ha、H21実績8.4ha)
- 認定農業者の育成 (目標1名以上の認定、H21実績4名の認定)

<その他、取組に特徴のある事例>

○不法投棄防止パトロール

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道 <small>かぼとぐんうらうすちよう</small> 樺戸郡浦臼町 <small>うらうす</small> 浦臼			
協定面積 26ha	田 (100%) 水稲・そば・麦	畑	草地	採草放牧地
交付金額 566万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	各担当者の活動に対する経費		13%
		農業生産活動等に対する経費		25%
		体制整備等に対する経費		9%
		その他		3%
協定参加者	農業者 13人			開始：平成13年度

2. 取組に至る経緯

- 浦臼集落では、不法投棄防止の啓発活動を第1期対策から農地保全活動の一環で実施してきた。この取組を始める前は、協定地内に不法投棄物が見受けられたため、このままでは農作業にも支障を来す恐れも出て来るとの認識を持った。このため、少しでも不法投棄の防止が出来るようにとの考え方から、中山間地域等直接支払交付金を活用して不法投棄防止パトロールを毎年実施することとし、現在も継続して実施している。

3. 取組の内容

- 本取組は、本事業開始より協定取組活動として位置づけて、毎年10月下旬に実施している。本年度は10月29日、車両5台に防止啓発看板を取り付け、町内全域で車列を組み運行し、少しでも不法投棄が無くなることを目指して、町民に防止を呼びかけた。啓発活動は年1回行うとともに、協定農用地及び隣地の保全のため、協定参加者は随時巡回し、不法投棄に目を光らせている。



協定農用地風景



役場前にて活動報告

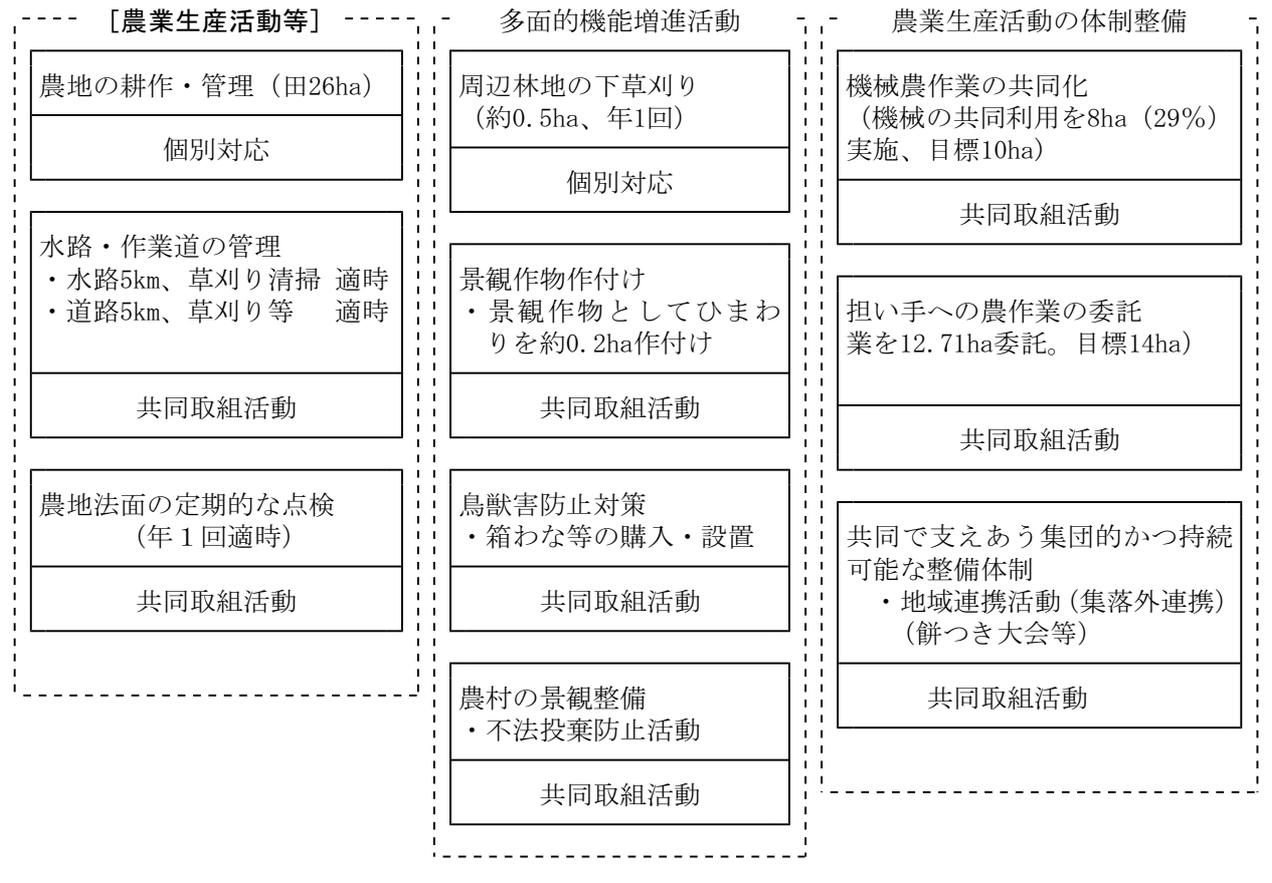
【集落の将来像】

- 集落ぐるみの農業生産活動等体制整備を進めていく。
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備を進める。



【将来像を実現するための活動目標】

- そば等の基幹的農作業の機械共同化
- 麦・そば等の受委託斡旋
- 地域連携活動（地域餅つき等）の実施



4. 今後の課題等

本事業1期、2期対策を実施し、協定者の農地保全に対する意識がかなり高くなっている反面、協定者の高齢化が進んでいるのが現状となっており、今後も関係機関の協力の下、担い手等による利用集積を推進して行く。

【第2期対策の主な成果】

- 不法投棄防止活動（H17~H21 不法投棄発生件数0件）
- 鳥獣害防止活動（H17:0、H21:箱わな設置5ヶ所・きつね、アライグマ）
- 作業受委託（H17:1ha、H21:12.7ha）
- 高付加価値型農業の実践（葡萄の作付け）
- 地域住民との交流による地域の活性化
 - ・ 地域連携活動 餅つき大会（H20:1回60名、H21:1回100名）

<地場産農産物の加工・販売に取り組む事例>

〇もちの加工・販売推進への取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道 <small>かみかわぐん あいべつちよう きやうわ</small> 上川郡 愛別町 協和			
協定面積 6ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	糯米・そば・牧草			
交付金額 123万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員手当		3%
		水路・農道等の管理 (清掃、草刈り)		12%
		農村景観の整備 (会館等周辺清掃)		5%
		生産性・収益の向上 (共同機械の導入経費助成)		29%
	事務費		1%	
協定参加者	農業者 7人、特定農業法人 1法人、非農業者 4人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、過疎化・高齢化の影響により、集落機能の低下が見られ、農業振興上大きな課題となっていたが、平成12年度からの本対策の実施により、積極的な農業生産活動及び共同活動が実施され、集落の活性化が図られている。

また、地域の主要な担い手である特定農業法人を核とした営農活動が行われていたこともあり、本対策においても、集落のまとめ役として重要な役割を果たし、多様な共同活動が展開されている。

3. 取組の内容

当集落においては、平成19年度から協定参加者の中核を担う特定農業法人により、もちの加工・販売が開始されている。

今期対策からは、協定農用地で収穫されたもち米も使用し、協定参加者の大半がもちの加工・販売に携わっていることから共同取組活動として位置づけることとした。

今後は交付金を施設整備費等へ活用することも考慮しながら、さらなる加工・販売の推進を図っていききたいと考えている。

これにより、新たな雇用の創出、所得の向上を図り、地域活性化に繋げていく。



【集落話し合いの風景】



【もち工房愛ふくふく もちの加工品】

[集落の将来像]

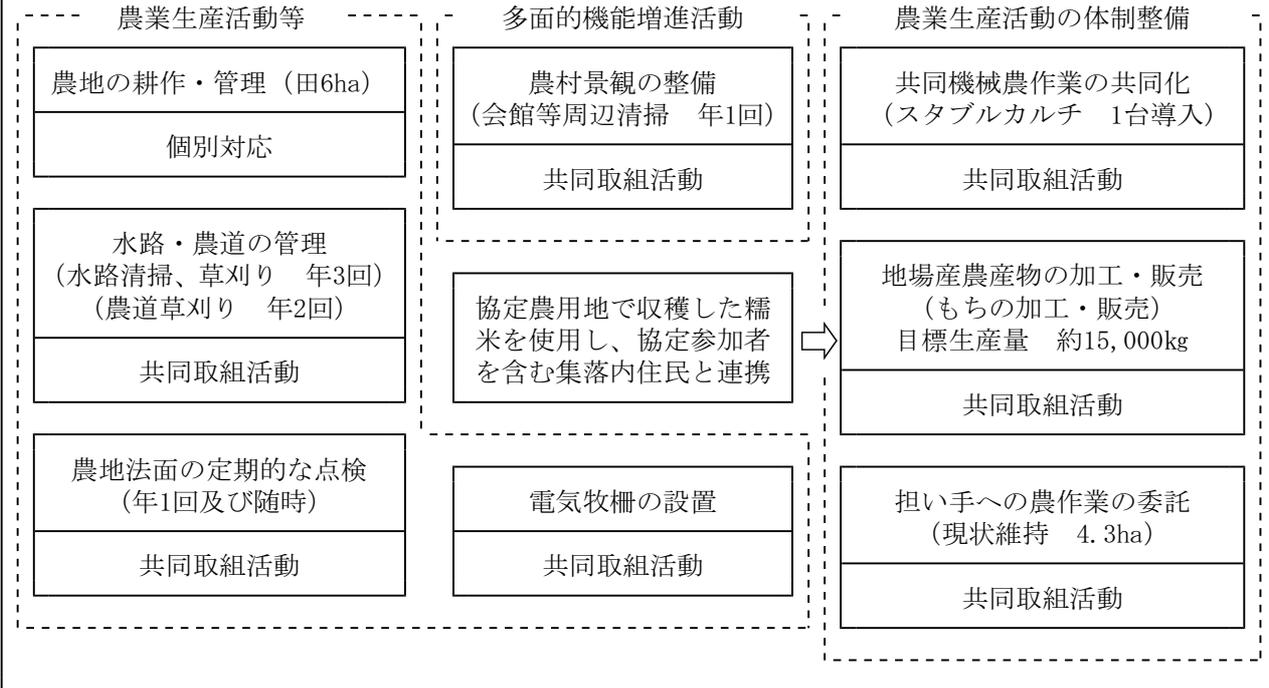
○集積対象者を核とし、地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備



[将来像を実現するための活動目標]

- 機械・農作業の共同化（共同機械導入経費助成 スタブルカルチ 1台）
- 地場産農産物の加工・販売（もちの加工・販売 目標生産量 約15,000kg）
- 担い手への農作業の委託（現状維持 4.3ha）
- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

現在取り組んでいる共同活動を基礎とし、活動の評価や活動項目・手法の見直しが必要であり、継続した集落内での話し合いが重要である。

また、もちの加工・販売を推進し、新たな雇用の創出や所得の向上を図り、地域の活性化に繋げていくとともに、共同機械の導入による作業効率の向上、特定農業法人を中心とした積極的な農業生産活動を行っていく。

[第2期対策の主な成果]

- 水路・農道の管理（清掃、草刈り、補修 年3回及び随時）
- 稲わらの収集・搬出（協定農用地のうち 2ha）
- 農業機械の共同作業・利用の推進（農作業の共同化 6ha）
- 共同機械更新による作業効率の向上（ハーフクローラトラクターの導入経費助成 1台）
- 担い手への農作業委託の継続実施（農作業委託 4.3ha）
- 地域農業の関心を促す学校農園活動の推進（学校農園への苗の供給と農作業指導 年3回）

○高齢化等による耕作放棄地の防止対策の取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道空知郡南富良野町下金山 <small>そらちぐんみなみふらのちょうしもかなやま</small>			
協定面積 144 ha	田 (100%) もち米 麦 牧草等	畑	草地	採草放牧地
交付金額 1,033万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	集落の各担当者の活動に対する経費	農業生産活動に対する経費	2%
		農業生産活動等の体制整備に対する経費	その他	15%
				23%
				10%
協定参加者	農業者 26人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、農家の高齢化や担い手の減少による耕作放棄地の増加が懸念されていることから、農業機械の共同利用を推進し、作業効率の向上を図るとともに、作業受委託を実施し、労働力の不足を解消する必要があった。

このため、本制度を活用し、機械の共同利用や作業受委託を行うとともに、併せて水路や農道の管理等に取り組んでいる。

3. 取組の内容

農業者の高齢化が進み、作業の省力化や経費の節減のために農作業受委託や農業機械の共同作業を進めている。平成22年度には小麦の播種作業と整地作業を合わせて約60haの農用地において実施している。

また、地場産農産物等を加工・販売するため、下金山集落と隣接する金山集落の協定参加農家が合同で集落内に農産物直売所「さくら」を平成18年4月に開設し、年間の売り上げ額は約530万円ほどとなっている。

その他にも、水路の改修や農道のコンクリート舗装や、集落内の地域活動・行事にも積極的に取り組んでいる。



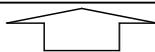
【共同による草刈り作業】



【作業受委託、共同作業】

[集落の将来像]

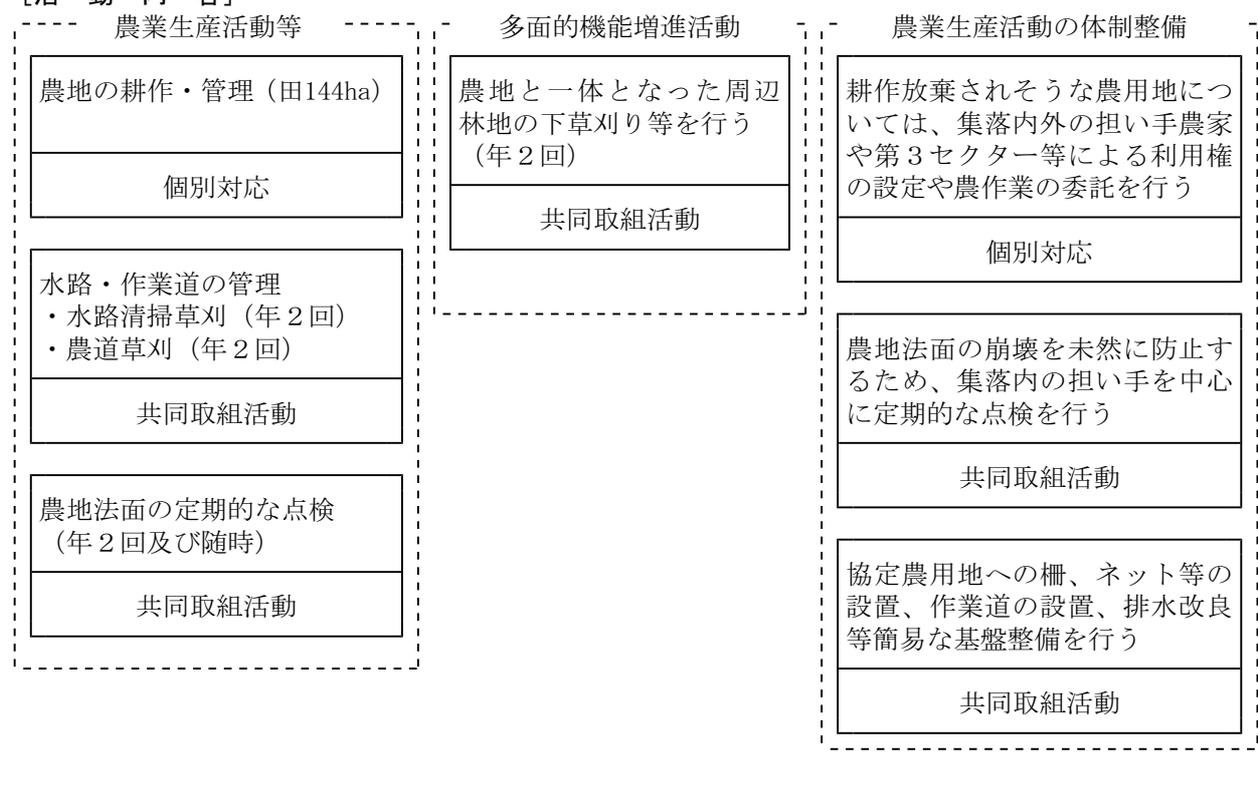
- 当集落では、農業者の高齢化などにより、今後、耕作放棄地の広がりが懸念されることから、担い手を中心とした、農業機械での共同利用の推進、労働力不足を解消するための作業受委託などに取り組む。



[将来像を実現するための活動目標]

- 機械・農作業の共同化等営農組織の育成
- 地場産農産物等の加工・販売組織の育成
- 鳥獣による被害の防止対策、維持管理

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

- ・対象農用地の管理をはじめ共同取組活動は、適正に実施し計画した目標を達成する。集落全体の農業収益の向上を目指し有効に活用する。
農産物直売所「さくら」の運営主体をどのようにするか法人化等を含め検討中

[第2期対策の主な成果]

- 水路管理、農道管理の適正な維持管理ができた。(水路の清掃 500m、水路の補修 300m)
- 離農等による、耕作放棄地の新規発生が防止できた。(新規発生面積0ha)
- 鳥獣害対策として鹿柵を道営中山間総合整備事業により整備し、被害の低減が図られた。

○農作業等の共同化による集落営農組織の推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道 <small>えさしくん</small> 枝幸郡 <small>なかとんべつちよう</small> 中頓別町 <small>なかとんべつ</small> 中頓別			
協定面積 2,712ha	田	畑	草地 (100%) 牧草	採草放牧地
交付金額 3,254万円	個人配分			48%
	共同取組活動 (52%)	管理体制に係る経費		3%
		農業生産活動等		16%
		農業生産活動等の体制整備		32%
		その他	1%	
協定参加者	農業者 49人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

本集落は担い手の高齢化と農家戸数の減少が進み、労働力不足や施設の老朽化などの様々な問題を抱えている。

第2期対策では、労働力の省力化と生産性の向上に向け農作業の共同化による農業支援システムの仕組みづくりとしてコントラクター組織の整備を行ったが、将来的には集落営農組織による作業受託の体制整備が求められている。

また、担い手の高齢化に伴う労働力の軽減対策として、公共牧場への預託の推進を図るとともに、公共牧場の整備と草地の維持管理を継続する必要がある。

3. 取組の内容

本集落では集落営農組織の育成や法人化の推進を将来構想と位置付け、第3期対策においては、第2期対策で取り組んできたコントラクター組織の充実を図るため、粗飼料収穫作業以外にも家畜糞尿処理の受託作業などに取り組むとともに、大型機械導入に伴い取付道路や耕作道の整備を進め作業面積の拡大を図る。

また、高齢化による農家戸数の減少に対し、認定農業者の育成及び新規就農者の確保のための体制づくりを推進する。



【集落の話し合い状況】



【コントラクターによる粗飼料収穫作業】

[集落の将来像]

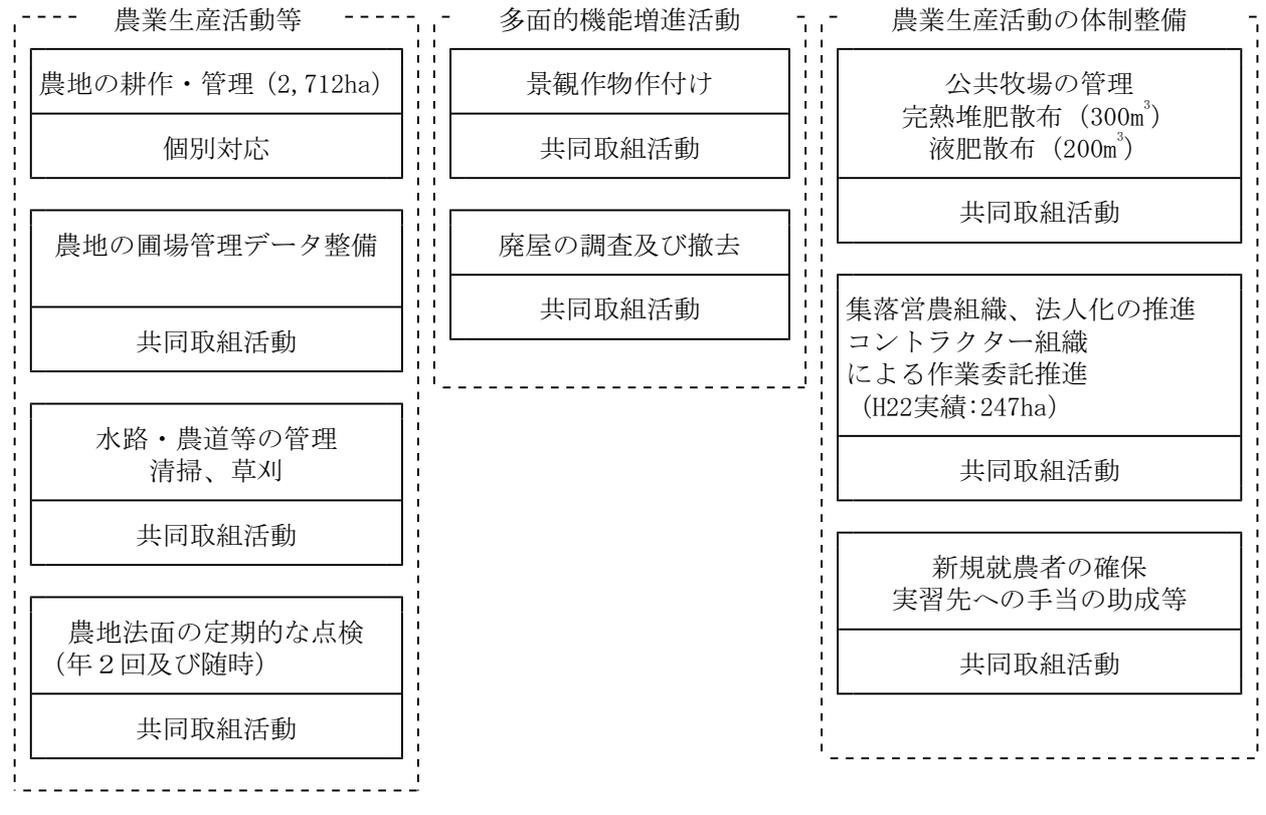
本集落は、担い手農家の高齢化と農家戸数の減少が進み、労働力や担い手不足が懸念される。そのため、労働力不足の改善策として、農作業の共同化営農組織の育成に取り組むとともに、担い手対策として新規就農希望者の受け入れ体制を整備する。
また、規模拡大による生産性の向上に向け、担い手への農地の利用集積を推進する。



[将来像を実現するための活動目標]

1. 機械・農作業の共同化等営農組織の育成 (目標350ha)
2. 新規就農者の確保 (目標1戸)
3. 担い手への農地集積 (目標1戸あたり52ha)

[活動内容]



4. 今後の課題等

コントラクター組織による共同作業の体制が整備されたが、今後は作業面積の増加と利用率の向上を図るとともに、利用農家の拡大を図る必要がある。

今年から新規就農希望者の研修受入を開始しているが、新規就農者の受入れに対する集落参加者の意識の向上が図られているため、就農に向けた環境整備が急がれる。

[第2期対策の主な成果]

- 担い手への農地の流動化対策 (H17: 47ha、H21: 51ha)
- 規模拡大志向農家の体質強化 (H17飼養頭数: 68頭、H21飼養頭数: 72頭)
- 農業支援システムの確立、機械・農作業の共同化の推進
(コントラクター組織の設立 作業委託面積H21: 130ha、共同機械の導入(糞尿処理機械))
- 認定農業者の育成 (H21実績 39名)

○担い手への農作業委託

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道 <small>えさしぐん</small> 枝幸郡 <small>えさしちやう</small> 枝幸町 <small>うたのぼりちく</small> 歌登地区			
協定面積 2,654ha	田	畑	草地(100%) 牧草	採草放牧地
交付金額 3,981万円	個人配分			48.5%
	共同取組活動 (52%)	集落の管理体制(保全マップ実施) 農業生産活動等の体制整備		38.5% 13%
協定参加者	農業者 46人			開始:平成17年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、宗谷管内最南部に位置し、傾斜地が多い立地特性から、農業生産活動を通じ、国土保全・水源かん養・良好な景観形成等の多面的機能の確保に努めている。

しかしながら、担い手の高齢化・減少に伴い、耕作放棄地の発生による多面的機能の低下が懸念されるため、農業生産条件の不利を解消する目標を掲げ、第2期策で行った取組を更に充実させ、集落で農業生産活動の体制整備に取り組むことにした。

3. 取組の内容

当集落における農業生産環境は傾斜地や河川が多いことにより、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に水路清掃や定期的な点検を行うと同時に、本交付金を活用して草地更新、水路・農道の整備を行っている。

また、経営規模拡大及び経営主の高齢化に伴い、粗飼料収穫作業の自己完結が難しくなっていること、並びに、良質粗飼料確保への意識が高まっていることから、本交付金を活用して導入した大型共同機械を利用するとともに、担い手へ作業委託を進めている。このことにより、好天条件下で短期間のうちに円滑な作業を行う事ができるようになり、良質粗飼料の確保及び採草時の労働力の軽減が図られるようになった。



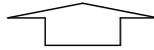
【法面点検と水路清掃】



【大型機械共同作業】

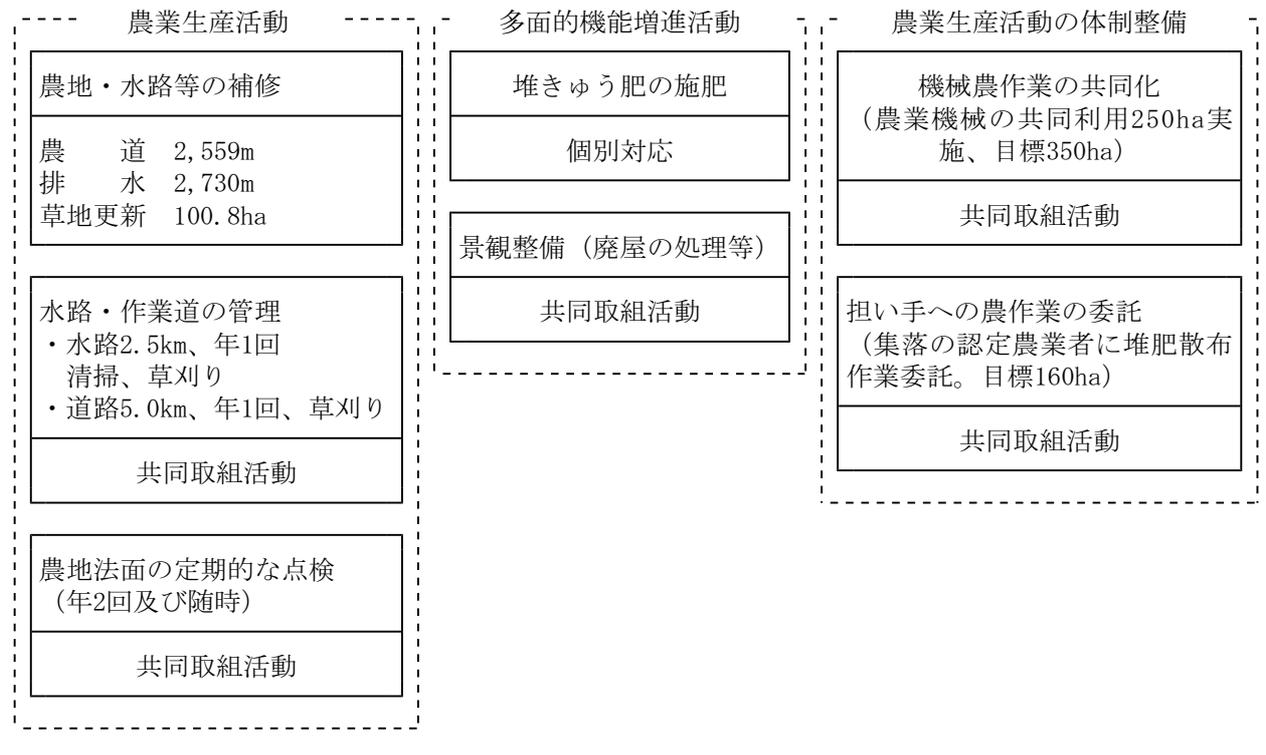
【集落の将来像】

当集落は、傾斜地が多い立地特性から、農業生産活動を通じ、国土保全・水源かん養・良好な景観形成等、多面的機能を発揮しているが、担い手の高齢化・減少に伴い多面的機能の低下が懸念されるため、農業生産条件を解消し多面的機能の維持増進を図る。



【将来像を実現するための活動目標】

【活動内容】



4. 今後の課題等

農業生産活動等の体制整備として取り組んだ、農道・排水路・草地の整備により、耕作放棄地の発生防止につながっている。さらに、営農組織の育成では、6戸の酪農家が250haの採草地に対し、共同組織を立ち上げ、大型機械導入により採草作業時の労働力軽減及び良質粗飼料確保が可能となった。このことにより、個人同士での共同作業も行う傾向が現れている。

今後は、当制度で取り組みを始めた活動を、いかに維持・継続するとともに、さらなる発展をさせることができるのかということが課題としてあげられる。

【第2期対策の主な成果】

- 学校との連携により外来種の駆除（ウチダザリガニ）実施（H19 23名、H20 20名、H21 22名）
- 認定農業者の育成（当初49名、目標50名、H21 実績50名）
- 営農組織の育成（大型機械共同作業）6戸 250ha実施

< その他、取組に特徴のある事例 >

農村景観を保持するための環境整備

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道十勝郡 浦幌町 豊北			
協定面積 548ha	田	畑	草地(100%) 牧草	採草放牧地
交付金額 823万円	個人配分			38%
	共同取組活動 (62%)	多面的機能増進活動費		40%
		水路・農道等の維持管理費		5%
		公共牧場の維持管理費		4%
	その他		13%	
協定参加者	農業者 18人、水利組合 1団体、農業生産法人 2法人、その他 1団体			

2. 取組に至る経緯

- ・当集落は、生乳を主体とする酪農経営の土地利用型農業を展開しているが、担い手の高齢化・減少等により農村の多面的な機能の保持が懸念されており、集落全体で適正な農用地の維持管理、環境整備、廃プラスチック類の共同処理や堆きゅう肥の還元による環境対策を行うことによって、農業生産活動の維持、安定的な農業の経営の育成・強化、良好な農村景観の保持することが必要である。

3. 取組の内容

- ・農道及び排水路の維持管理

当地区は海岸に近く地下水位が高いことから、排水路の維持管理が重要（写真）

- ・集会所周辺の環境整備

地域の意志決定・交流の場となっている集会所の環境維持のため、草刈り等を実施（写真）

- ・廃プラスチック類の共同処理：毎月実施 環境の維持改善に効果
- ・廃農機具等の共同処理：継続的な取組により、景観や環境が向上
- ・農地への堆きゅう肥還元：環境改善及び草地の生産性維持向上
- ・畜舎周辺で問題となっている鳥獣（カラス）対策に取り組むこととし効果を検証



排水路の整備作業



集会所の環境整備作業

【集落の将来像】

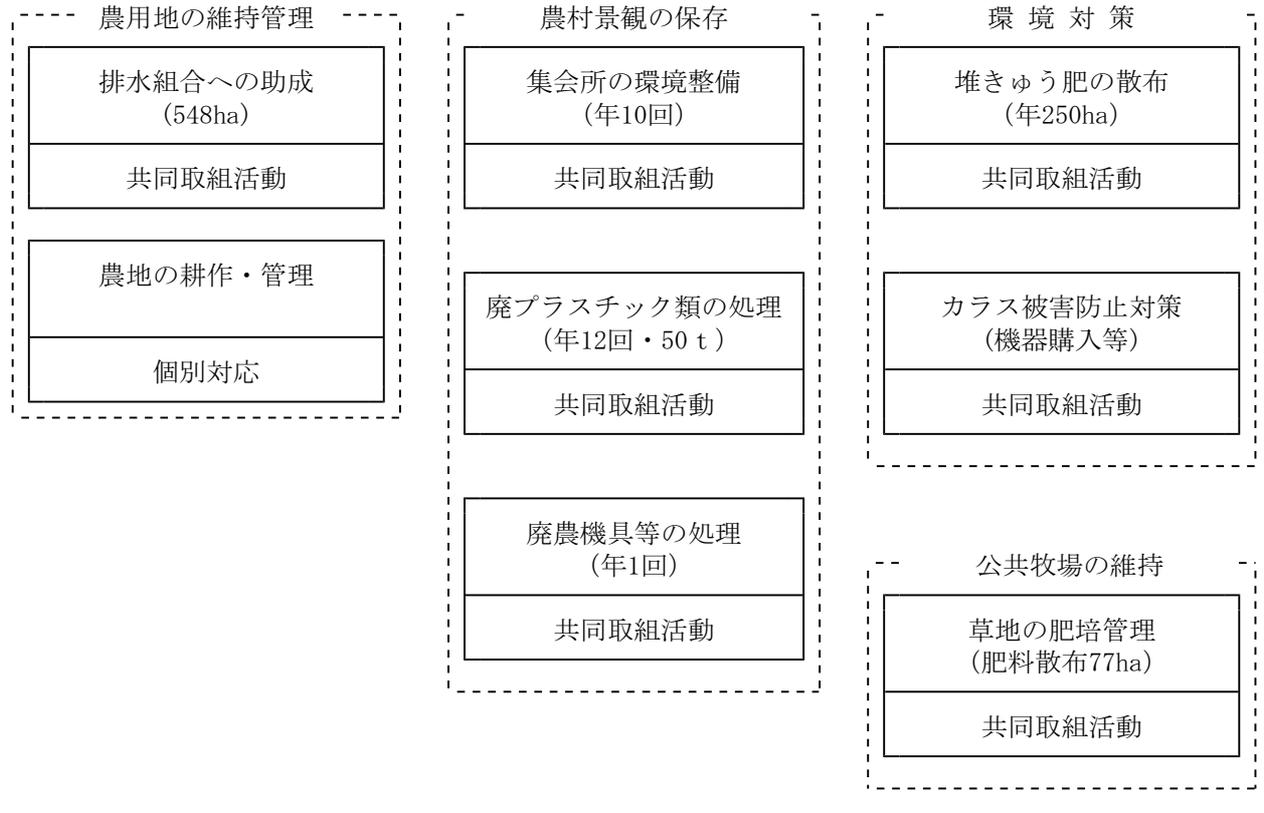
- 耕作放棄地の発生を未然に防止し、農用地の集積を進めるとともに、適正な農用地の維持管理、農村景観保持のための集会所周辺の環境整備、廃プラスチック類・廃農機具等の共同処理、環境対策としての農地への堆きゅう肥の還元を行い、魅力ある集落になるよう努める。



【将来像を実現するための活動目標】

- 耕作放棄地の発生防止に向けた適正な農用地の維持管理（水路の管理）
- 農村景観を保持するための集会所周辺の環境整備、廃プラスチック類・廃農機具等の共同処理
- 環境対策としての農地への堆きゅう肥の還元
- 公共牧場の維持管理

【活動内容】



4. 取組による変化と今後の課題等

- ・ 本交付金を活用したこれまでの取組により協定参加者の共通認識や意識の高揚が図られるとともに定期的な共同作業により集落の景観保全等が保たれている。
- ・ 集落の多面的な機能の保持のためには今後も継続的な活動が必要。

【平成22年度までの主な成果】

- 集会所の環境整備 (H17~70回)
- 廃プラスチック類の共同処理 (延べ117人参加)
- 堆きゅう肥の散布 (H17~1, 200ha散布)

<その他、取組に特徴のある事例>

○景観整備の推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	北海道 <small>めなしぐんらうすちよう</small> 目梨郡羅臼町 <small>みねはまちく</small> 峯浜地区			
協定面積 621.2ha	田	畑	草地(100%) 牧草	採草放牧地
交付金額 931万円	個人配分			48%
	共同取組活動 (52%)	集落担当者活動に対する経費		2%
		農業生産活動等に対する経費		8%
		農業生産活動等の体制整備に対する経費		0%
	その他(ワクチン接種啓発と助成)		42%	
協定参加者	農業者 10人、標津町農業協同組合(構成員11人)		開始:平成12年度	

2. 取組に至る経緯

当集落は、現在10戸の農家が酪農を営んでいるが、ここ数年離農者が相次ぎ、平成21年度新規に1戸就農したものの農家戸数は減少しており、このような状況が今後も進むと生産力の衰退や地域活力の低下が懸念されるため、今後も更なる新規就農者の受け入れを課題とし、その受け入れに対しては農協やその他の関係機関と協議をしながら取り組んでいる状況にある。

このような状況の中、集落として資源循環型農業を目指すため、センター方式による家畜ふん尿処理施設を整備し経費の節減を図るとともに、経営環境及び草生環境の整備、拡充及び農用地の集積等により、有効な土地利用と農作業の効率化、地域農業の新たな担い手の育成、確保が円滑に行われる体制作り等の再整備を積極的に推進し、小規模ながら自立できる集落を目指している。

3. 取組の内容

資源循環型酪農を目指すための堆肥センターが平成17年度より稼働し、家畜排せつ物の処理及び利用の促進を図っているところであり、今後も一層の経費の節減及び労働力の軽減を図ることを目指す。また、集落周辺には3本の河川があるが、いずれも崖地に面しており、河川周辺の植樹が困難なため、農地に隣接している総合運動公園にエゾマツを植樹し環境整備を行っている。



【農道の草刈り風景】



【総合運動公園のエゾマツ植樹】

【集落の将来像】

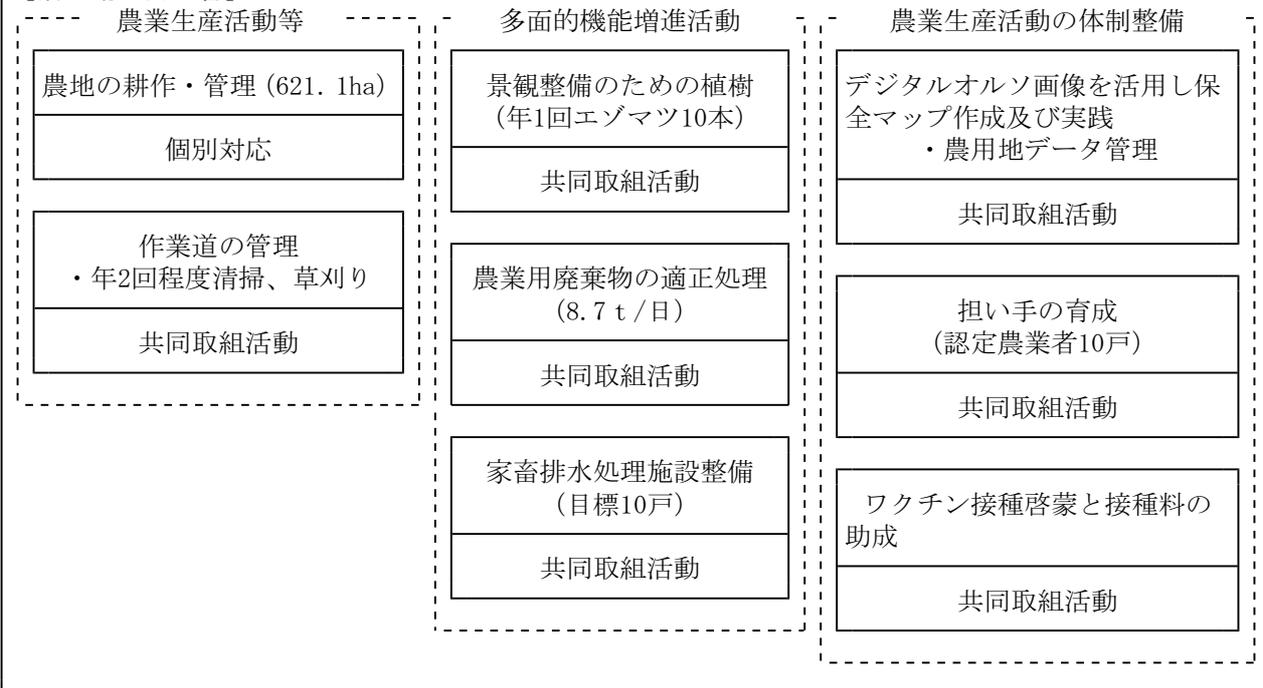
当集落は、安価で良質な生乳生産を目指し、地域と協調したクリーン酪農を進めるため、家畜糞尿に地域の生活ゴミ同時に処理するセンター方式による堆肥化を推進している。センター方式により経費の節減、労働力の軽減を図り、経営環境及び草生環境の整備、拡充及び農用地の集積等により、有効な土地利用と農作業の効率化を図り、地域農業の新たな担い手育成、確保が円滑に行われる体制作りを積極的に推進し、自立できる体制整備を目指す。



【将来像を実現するための活動目標】

- 安定的・持続的に農業生産活動を維持し得る体制の構築
- 生産性や収益の向上のための農用地集積
- 「安全・安心」な生乳生産体制の整備
- 農業環境規範を遵守した生産活動の実施

【活動内容】



4. 今後の課題等

堆肥センターが稼働してから、糞尿処理、堆肥利用については順調に推移している。しかしながら、酪農家の離農により糞尿の処理量、堆肥の生産量が減少している。また、高齢化が進む中、耕作放棄地の発生が懸念されることから地域の特性にあった支援体制づくりが必要であり、今後、後継者の育成・確保が課題である。

【平成21年度までの主な成果】

- ・牛5種混合不活性ワクチンの全頭接種 (目標633頭 H21実績749頭)
- ・バルク乳自記記録計の全戸設置 (目標10戸、H21実施10戸)
- ・草地整備 (目標45ha、H21実績103.74ha)
- ・草地造成 (目標4ha、H21実績9.9ha)

東 北

○ 集落営農で活気ある集落づくりを

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	青森県中津軽郡西目屋村 <small>なかつがるぐんにしめ やむら むらいちがつく</small> 村市学区			
協定面積 39ha	田 (58%)	畑 (42%)	草地	採草放牧地
	水稲、そば	りんご		
交付金額 308万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	役員報酬、担い手育成活動費、農機具格納庫建設費ほか		67%
		水路等整備・補修費		20%
		農用地維持・管理費		13%
協定参加者	農業者 70人			開始：平成18年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、村市、藤川、居森平の3集落からなる集落協定で、世界遺産・白神山地の北東、津軽富士・岩木山の南麓に位置し、山々に囲まれる山峡の自然豊かな土地である。

一方で、津軽の主要都市、弘前市近郊ということもあり、若者は都市へ向かい、高齢化等による後継者不足が深刻な問題となり、耕作放棄地の発生が懸念されていた。そのため、水源や農村景観機能を次世代に残し、継続性のある農業生産活動の確立のため、中山間地域等直接支払制度に取り組むこととした。

第2期より取り組みを開始し、活動取組3年目より交付金は全額協定で管理し、協定範囲内での耕作放棄地の発生を防ぐための集団ぐるみの管理を行い、農業の継続が困難になった農家がでた場合には、迅速に管理体制を決定する。平成20年度には、共同機械としてトラクターを購入し、農作業に活用している。

3. 取組の内容

平成22年度には、スプレヤーを購入（りんご薬剤散布）し、若手の協定参加者が機械のオペレーターとなり作業をしている。また、機械の勉強会を行うなど集落の将来を考えながら、中山間地域等直接支払制度を活用した集落営農を目指し活動を行っている。

集落では、農地・水・環境保全向上対策事業も取り組んでおり、連携により農用地の管理を万全にするとともに、管理農用地の拡大を図るよう努める。



【集落協定の話し合い】



【農用地の草刈り】

【集落の将来像】

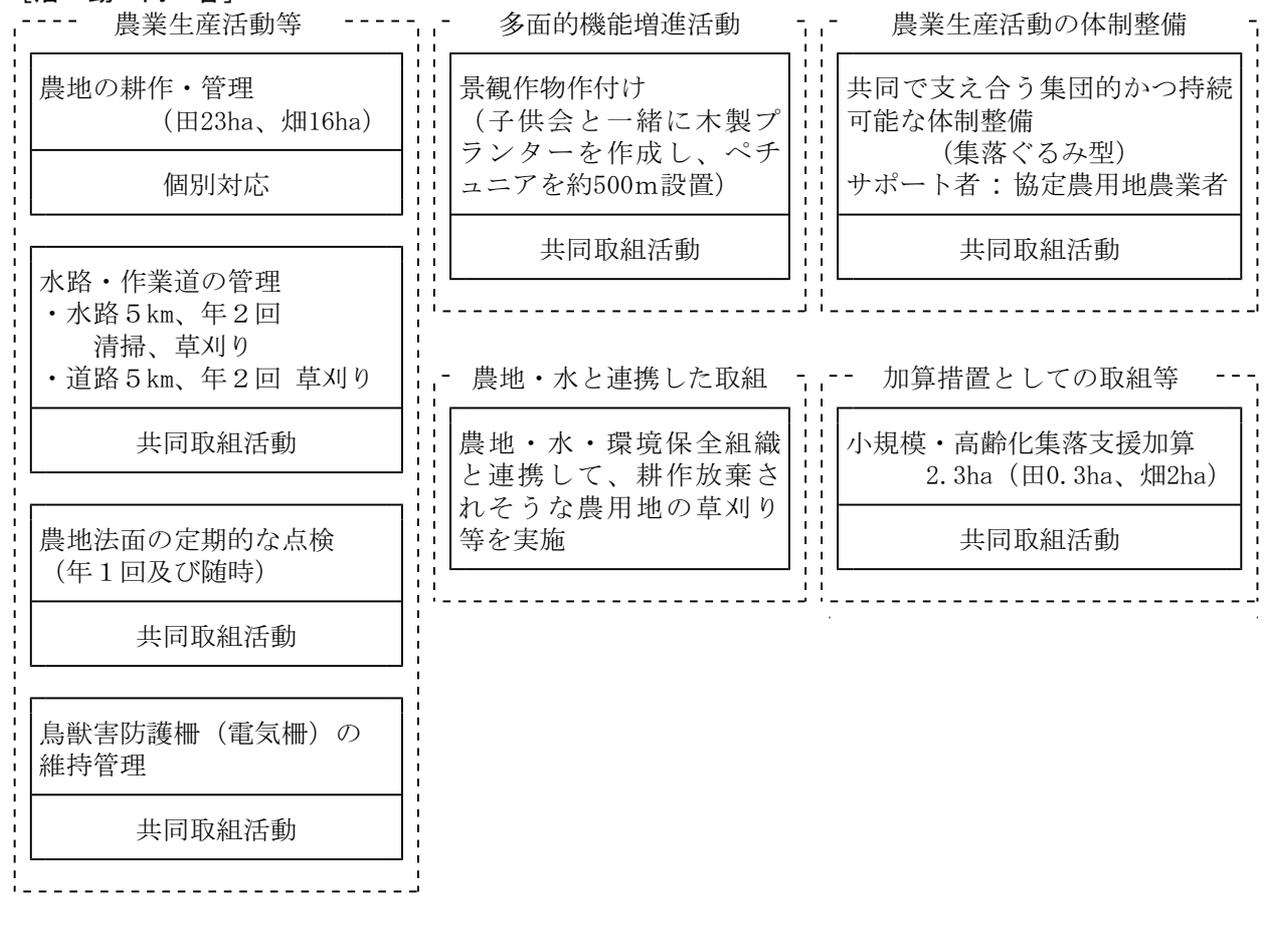
○ 村市、藤川、居森平の3集落における水源機能や農村景観などの多面的機能を次世代に残し、継続性のある農業生産活動が可能となるよう、魅力ある農業集落づくりを目指す。



【将来像を実現するための活動目標】

○ 農用地の保全体制の確立、生産性の向上、担い手の育成

【活動内容】



4. 今後の課題等

制度への取組活動としての機械の共同化等により、農業経営にも役立ち効果が出てきている。

今後も、魅力ある農業集落づくりを目指し、集落の将来を考えながら、中山間地域等直接支払制度を活用した集落営農へ向かって活動する。

【第2期対策の主な成果】

- 高付加価値型農業の実践
 - ・ 特別栽培米等作付面積 (H18:0.8ha、H21実績:11ha)
- 認定農業者の育成 (H18:1名、H21:2名)
- 景観作物の作付け 「フラワーロード」の整備 (500m)

○世代間交流で活気のある集落づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	青森県 ^{さんのへぐんたつ} 三戸郡 ^{こまち} 田子町 第1 ^{だいいちいいとよ} 飯豊			
協定面積 50ha	田 (100%) 水稲、野菜	畑	草地	採草放牧地
交付金額 403万円	個人配分			60 %
	共同取組活動 (40%)	役員報酬、体制整備活動（花植え等）、事務費		24 %
		水路、農道等の維持・管理活動		12 %
		農用地の維持・管理活動		4 %
協定参加者	農業者 71人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

田子町は、岩手県や秋田県の県境に接する青森県最南端に位置し、にんにくの町として全国的に有名である。集落は、その田子町東部に位置する飯豊地区にあり、畑作と水稲の経営が多い地域である。

当協定は、若い年代の農業者が少ないことから、今後、集落の中核となる農業者を育成するため、平成12年度から制度に取り組んでいる。

3. 取組の内容

協定に参加する農家では、地元中学生を受入れ、にんにく、枝豆、トマトなどの農業体験を行っている。農業体験後には、生徒全員の感想をまとめた報告書が届けられるが、「また農作業をしたい」など好評な意見がほとんどで、受入れた農家としても学校との交流を喜んでいる。この子供たちの中から、集落や町の担い手となる後継者が出てくるよう、第3期対策でも学校との交流を継続していく。

また、集落の担い手として中核となる認定農業者の育成についても、引き続き実施していく。



【 総 会 】



【にんにく収穫の体験】

【集落の将来像】

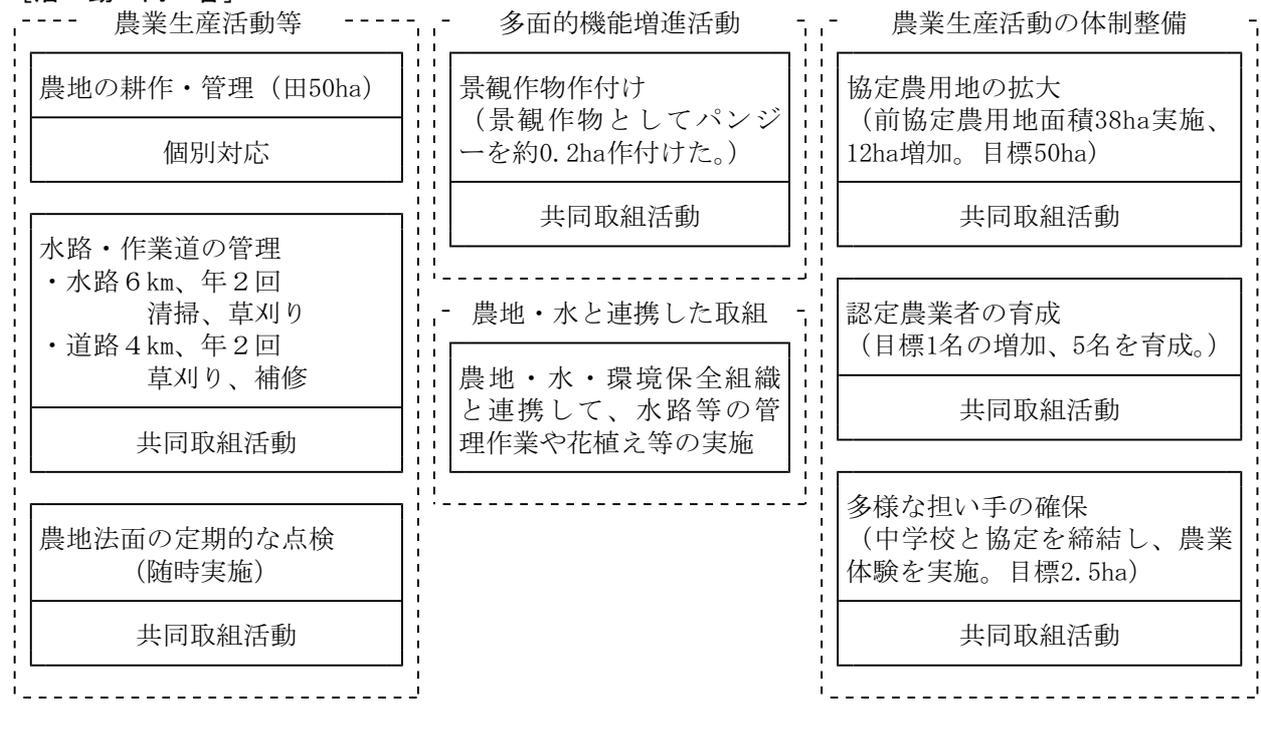
- 高齢者が持っている様々な技術を世代間交流により次世代に継承し、認定農業者の育成及び多様な担い手を確保して農地の保全を図る。また、地域住民とも連携しながら景観整備活動や伝統行事の保存にも努める。



【将来像を実現するための活動目標】

- 地域活性化に向けて地元中学校と協定を締結し農業体験を実施
- 認定農業者の育成及び多様な担い手の確保による農地の保全
- 地域住民と連携した景観整備活動の実施及び伝統行事の保存

【活動内容】



集落外との連携

- 多様な担い手の確保、後継者育成として、地元の田子中学校と協定を締結し、農業体験を実施している。

4. 今後の課題等

これまで、学校との交流や景観作物の作付け等の活動を実施してきたが、この活動が集落の人に理解され、集落協定への参加者が第2期対策より23名の増加となった。

今後も、地域の活性化へ向けた取組活動を継続し、多様な担い手の確保を目指す。

【第2期対策の主な成果】

- 認定農業者の育成（H17: 3名、H21実績: 4名）
- 学校教育等との連携
 - ・ 地元中学校と協定を締結し農業体験の実施
 （参加者H17:20人、H18:27人、H19:30人、H20:27人、H21:31人）

<その他、取組に特徴のある事例>

○伝統芸能・行事の伝承活動を通じて世代間交流を推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岩手県 <small>とおのし</small> 遠野市 <small>すがぐち</small> 氷口			
協定面積 12ha	田 (100%) 稲作	畑	草地	採草放牧地
交付金額 209万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員報酬、体制整備活動費、事務費		17%
		水路、農道の維持・管理費		20%
		農用地の維持・管理費		13%
協定参加者	農業者 17人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

氷口集落は、遠野市の南西部に位置する小友町鮎貝地区にあり、小友川兩岸の急峻な斜面にある農地が大部分をしめる、水稲と畜産の複合経営が多い地域である。

協定は、担い手の確保を目的に平成12年度に締結した。その後、地域を守るという意識の高まりから非農家に協定への参加を呼びかけ、第2期対策では非農家5戸を加え取り組みを行った。

3. 取組の内容

協定では、地元中学生に遠野市無形民俗文化財の祝い歌「氷口御祝」を伝承する活動や、五穀豊穰・家内安全を祈願する伝統行事「馬っこつなぎ」の保存活動をしており、時代を担う子供たちが農村社会・文化を理解することに寄与している。今後も、集落内の世代間交流を継続することにより、この子供たちから担い手が育つよう活動していく。



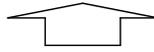
【研修会の様子】



【氷口御祝の伝承活動】

【集落の将来像】

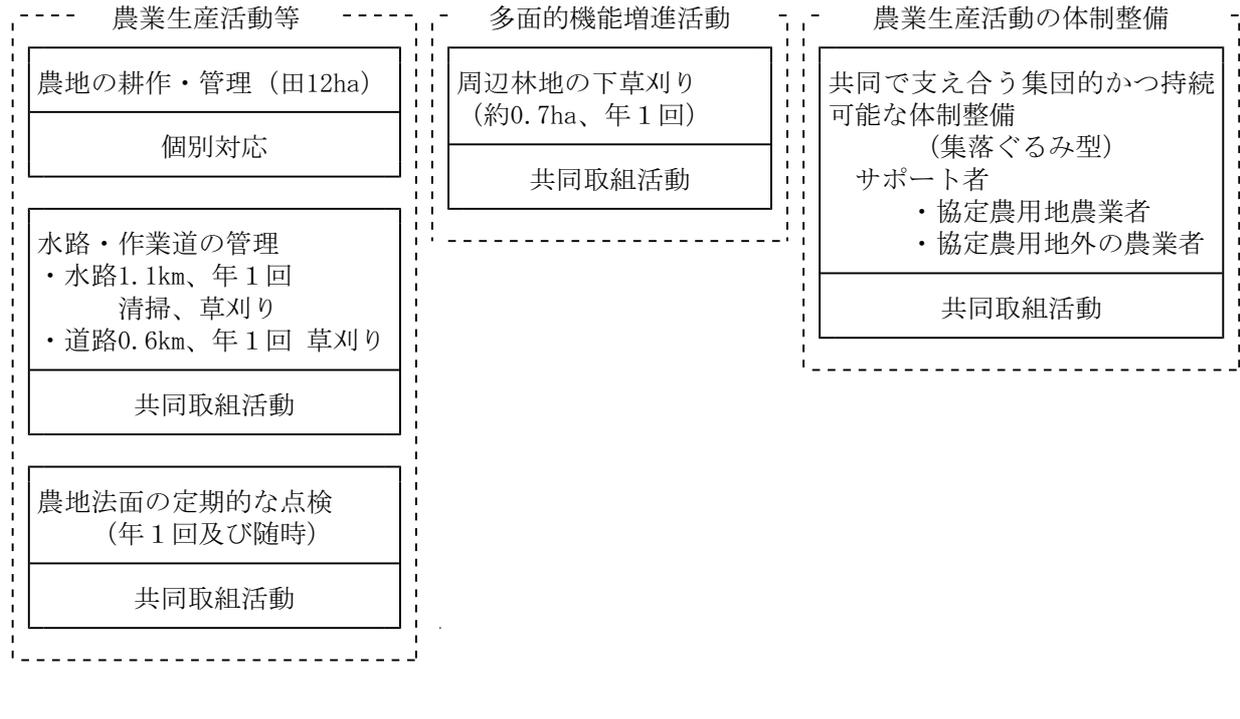
- 協定参加者が、それぞれ前向きな意見を出し合う活発な集落を目指す。



【将来像を実現するための活動目標】

- 耕作放棄防止のため集落内の担い手に作業受託を行う
- 水稲以外の作物栽培を検討し、将来にわたり水田を活用する土台づくりに取り組む

【活動内容】



集落外との連携

- 地元中学生への伝承活動として、遠野市無形民俗文化財にしていされている「氷口御祝」を「遠野市氷口御祝保存会」と連携し、中学生へ伝統文化の継承を推進。

4. 今後の課題等

高齢化により農業生産を継続出来ない農家が増えていくことが予想されることから、新たな担い手の育成に取り組んで行きたい。

【第2期対策の主な成果】

- 農業機械の共同防除による作業効率化 (H17: 0ha、H21実績:8.2ha)
- 非農家・他集落との連携…周辺林地の下草刈り作業への非農業者参加 (H17:なし、H21実績:5名)

○戦略的な取り組みに向けた農地集積

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岩手県和賀郡西和賀町 <small>わがぐんにしわがまち</small> 新町集落協定推進組合 <small>しんまちしゅうらくきようていすいしんくみあい</small>			
協定面積 50ha	田 (100%) 水稲、りんどう等	畑	草地	採草放牧地
交付金額 404万円	個人配分			25%
	共同取組活動 (75%)	役員報酬、体制整備 (用排水改良事業)、事務費等		50%
		水路、農道等の維持・管理費 (農道法面保全事業等)		20%
		農用地の維持・管理費 (多面機能維持活動事業等)		5%
協定参加者	農業者 69人、水利組合 2 (構成員100人) (構成員40人)			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

新町集落は、西和賀町の中央部に位置し、水稲を中心に花きなどの複合経営が多い地域である。集落では農家の高齢化、後継者等の不在により担い手の確保が急務となっており、農地の利用集積のみならず、作目の団地化に結びつけるような集落内調整を図るため協定締結を行った。

第2期対策までの取組として、担い手への農地集積が図られたほ場の受益を優先した水路・農道の改良、担い手への農地集積、小学校を協定に加えた地域の人たちとの世代間交流等の活動を行ってきた。

3. 取組の内容

集落内の農地集積は、協定締結時の11ha (集積率20%) から15ha (集積率30%) までに拡大されているが、担い手に集積された農地は散在しており効率的な作業が困難な状況にあった。そのため、平成20年度に集落内の他組織と連携し「農地管理協議会」を設置し、農地の団地化等を目標に活動している。第2期対策中には、モデル的に担い手1名の作付団地化 (4ha) をしており、第3期対策でも作付作目の団地化を推進する活動をしていきたい。

また、集落協定内の水路には未だ土水路の部分があることから、引き続き改修を実施し水管理の効率化にも取り組んでいきたい。



【協定集落の風景】



【水路のU字溝設置】

【集落の将来像】

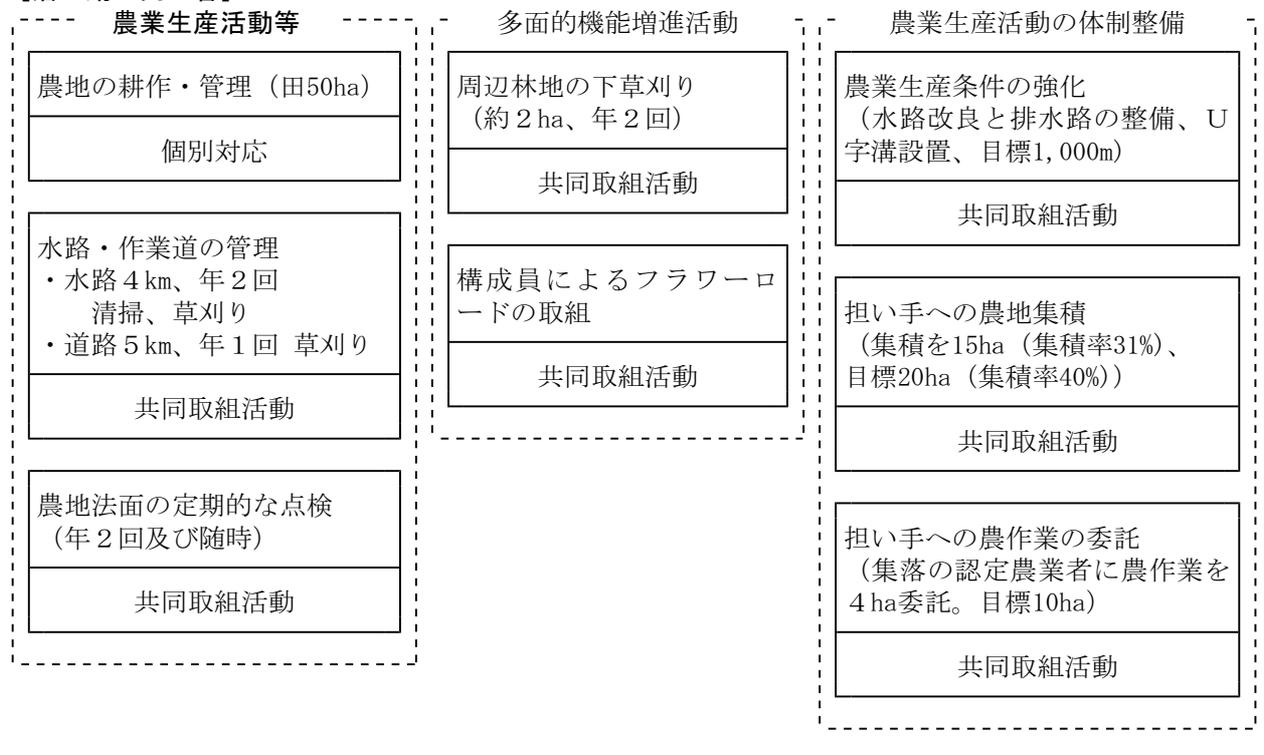
- 担い手等（認定農業者）の集積対象者を核とした、農業生産活動等の体制整備を図る。
- 集落ぐるみ及び地域の実情に即した農業生産活動体制の整備を図る。
- 農地管理協議会の機能強化を図る。



【将来像を実現するための活動目標】

- 第2期対策に引き続き、小規模土地改良事業（土水路のコンクリートU字溝化）を実施し、水管理の軽減化を図る。
- 農業後継者の確保を図るため、町が定める農業振興プランに位置づけされる「西和賀農業塾（仮称）」を最大限に活用し、集落内の後継者確保を図る。
- 第2期対策において設置した「農地管理協議会」を有効に活用し、担い手（受託者）が農業生産活動を容易に行えるよう、農地の集積を調整する。

【活動内容】



4. 今後の課題等

農家の高齢化が進む中、作付作目の団地化の推進、農地基盤の集中整備を行う等、担い手が意欲的に農業に取り組める環境を整えていきたい。

【第2期対策の主な成果】

- 担い手への利用集積化（H17:11ha、H21実績:15ha）
- 水路・農道の補修改良の実施：水路（16箇所 約2,400m）、農道（8箇所 約800m）
- 学校教育等との連携
 - ・ 沢内第一小学校と連携し、花壇整備や稲作などの農作業体験実施
 （延べ431人：児童285人、集落側146人）

○佐野（羽山）の郷を後世に

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	宮城県伊具郡丸森町 <small>いぐんまるもりまち</small> 大内佐野 <small>おおうちさの</small>			
協定面積 27ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、ひまわり等			
交付金額 289万円	個人配分			30%
	共同取組活動 (70%)	役員手当、体制整備活動（研修会等）、事務費等		30%
		水路、農道等の維持・管理活動費		23%
		農用地の維持・管理活動費		17%
協定参加者	農業者 38人、非農業者 4人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

大内佐野集落（羽山地区）は、丸森町内の東部に位置し、集落の活性化に向けた取組が盛んな地域である。集落では、第1期対策から積極的な農地保全活動と耕作放棄地を防止するため本事業に参加し、ブロックローテーション方式の集団転作による大規模なひまわり栽培を行い、集落内の農家と非農家が協力し、毎年「佐野ひまわりまつり」を開催している。

このように地域住民による積極的なグリーン・ツーリズムを展開し、都市住民との交流によって集落への潤いと賑わいが生まれている。

また、サルやイノシシなどの野生鳥獣による農作物被害が深刻であり、農家個別の対応では限界があるため、集落内の合意形成を図り、集落全体を電気柵で囲い共同管理する特徴的な鳥獣害防止対策を行っている。

3. 取組の内容

第3期対策では、更なる地域活性化と自立化を目指し、地元で採れた山菜による漬物加工や地場産の餅米を加工利用した豆餅や干し餅等の商品化を行ない、地元の直売所等での販売を計画している。

また、将来的な担い手対策として、集落営農の組織化を検討している。



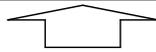
【佐野ひまわりまつり】



【地場農産物の加工品】

【集落の将来像】

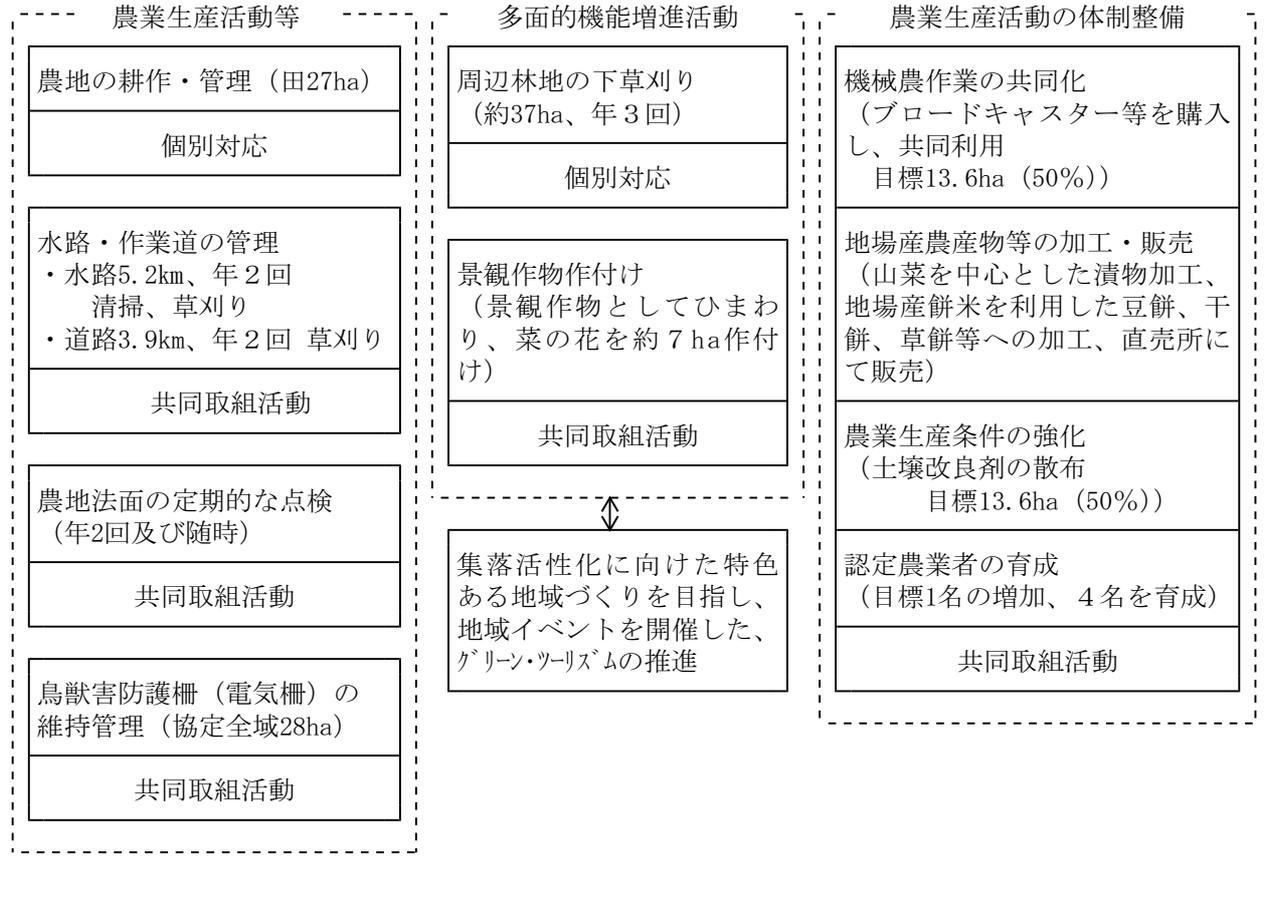
- 担い手を中心とした集落営農組織の構築検討を行い、将来的な集落型の機械共同化や農作業受委託の体制整備を図り、農地維持対策と離農者防止対策の基盤をつくる。



【将来像を実現するための活動目標】

- 担い手の育成
- 機械の共同化や農作業の受委託の体制整備

【活動内容】



4. 今後の課題等

今後の課題としては、集落営農組織を目指して構築検討を行い、営農活動の維持と耕作放棄地の防止を図りたいと考えている。また、更なる地域活性化に向け、佐野地織り等の地域文化の継承活動と共に、新たな地域特産物の開発を行い、直売所との販売連携によって、潤いと魅力のある集落形成を図りたい。

【第2期対策の主な成果】

- 担い手への農作業の委託：水稻基幹農作業（H17:7.4ha、H21実績:15ha）
- 非農家等（非農家：4名、非対象農家：3名）と連携した共同作業
- その他
 - ・ 「佐野ひまわりまつり」の開催（H17～H21 来場者数：延べ25,000名）
 - ・ 鳥獣害防護柵設置（集落内全域28haに電気柵設置）

<高付加価値型農業に取り組む事例>

○ 清流をたたえる中沢棚田米「背炙りの詩」

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山形県村山市 中沢			
協定面積 17ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻ほか			
交付金額 356万円	個人配分			20%
	共同取組活動 (80%)	体制整備活動費、積立等		44%
		水路、農道、農用地等の維持・管理費		18%
		役員活動費、事務費		18%
協定参加者	農業者 26人、非農業者 1人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

中沢集落は、村山市の北部に位置し、多様な農産物が生産される農業を中心とした地域である。この集落は、地域のまとまりが強く集落での話し合いを進め、高齢化等による耕作放棄の防止を目的に、第1期から制度の活用を開始し、水路へのU字溝設置や農道の整備・補修を行ってきた。第2期からは、生産性・収益性向上のため、機械や農作業の共同化を行ってきた。また、景観づくりとしての花いっぱい運動の実施や、集落活性化に向けて「なめこ祭り」を開催し、都市住民との交流を進めている。

3. 取組の内容

中沢の棚田は「やまがたの棚田20選」に認定となり、景観を生かした有機栽培の棚田米として販売。第3期対策では、高付加価値型農業への取組として、ブランド化による販売の拡大等を目指し活動に取り組んでいる。また、中沢棚田保全会田んぼボーイズを立ち上げ、東京浅草等にて太陽の恵み天日干し「中沢棚田米背炙りの詩」のPR活動も行っている。



【中沢地域の全景】



【中沢棚田米パンフレット】

【集落の将来像】

- 集落ぐるみの農業生産活動により現在耕作されている農地が変わらずに維持管理され、棚田や地域の豊かな自然環境を生かした、都市住民との交流の推進により地域内に活気があふれている。
- また、清流で育てた棚田米に付加価値をつけて販売して行くことで、農業産出額が増加し地域農業が活性化している。



【将来像を実現するための活動目標】

- 機械の共同利用面積の増加による生産コストの低減。
- 清流の棚田で生産した杭がけの棚田米を中沢棚田米「背炙の詩」として販売することで、高付加価値型農業の推進を図る。

【活 動 内 容】

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（田16ha） 個別対応	景観作物作付け （花一杯運動を行い、ひまわりを約0.1ha作付） 共同取組活動	機械農作業の共同化 （機械の共同利用を1.3ha（8%）実施、目標3ha） 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路2.2km、年1回 清掃、草刈り ・道路3.1km、年2回 草刈り 共同取組活動	その他 （「なめこまつり」を開催し、都市住民との交流。山菜等の農産物の販売。農業体験。） 共同取組活動	高付加価値型農業 （米の有機栽培面積増加を目指す。目標4ha「棚田米として販売」） 共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年1回及び随時） 共同取組活動		共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備 （集落ぐるみ型） サポート者：協定農用地農業者 共同取組活動

4. 今後の課題等

今後も、耕作放棄を防止し、景観の良い集落形成や活性化のため、中山間地域等直接支払制度を活用した水路・農道の整備や機械・農作業の共同化の継続的な取組みに加え協定参加者によるサポート体制の確立を目指して活動に取り組んでいきたい。

【第2期対策の主な成果】

- 刈り取り・乾燥・粃摺りの共同作業を実施（H17:0ha、H21実績:1.3ha）
- 非農家・非対象農家との連携として、景観作物の作付けや農道の管理を実施（花一杯運動）
- 都市住民との交流による地域の活性化（なめこ祭りの開催）

< 集団的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例 >

○ 棚田と水仙が出迎える海上集落^{かいしやう}

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山形県 <small>ひがしおきたまぐんたかはたまち</small> 東置賜郡高畠町 <small>かいしやう</small> 海上			
協定面積 17ha	田 (89%)	畑 (11%)	草地	採草放牧地
	水稲	ぶどう		
交付金額 241万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員活動費、体制整備活動費、積立、事務費		30%
		水路、農道等の維持・管理費		5%
		農用地の維持・管理費		15%
協定参加者	農業者 10人			開始：平成18年度

2. 取組に至る経緯

海上集落は、高畠町の南に位置し棚田がある景観の美しい地域である。

集落では、農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が年を重ねるごとに拡大していく状況にあったことから、平成18年度に協定を締結し、棚田や優良農地を保全すること及び、住みよい生活環境の実現に向けて活動してきた。

第3期対策の協定締結に当たっては、山形県の農山漁村活性化プロ派遣事業を活用し、ワークショップによるマスタープラン「海上えがお花咲く物語」を作成し、集落が目指す将来像について再確認した。

3. 取組の内容

第3期対策の活動として、集団的かつ持続可能な体制整備に取り組むが、支援体制は協定参加者全員が協力し支援することとした。具体的には、耕起や代掻きなど基幹となる作業には主・副担当を決め、その他の作業については全員が分担し活動することとしている。

その他の活動として機械・農業の共同化にも取り組むが、今年度は共同化を進めていくための資料として協定参加者が所有している機械の一覧を作成した。



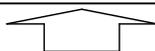
【水路・農道整備箇所の確認】



【水仙の植付作業】

【集落の将来像】

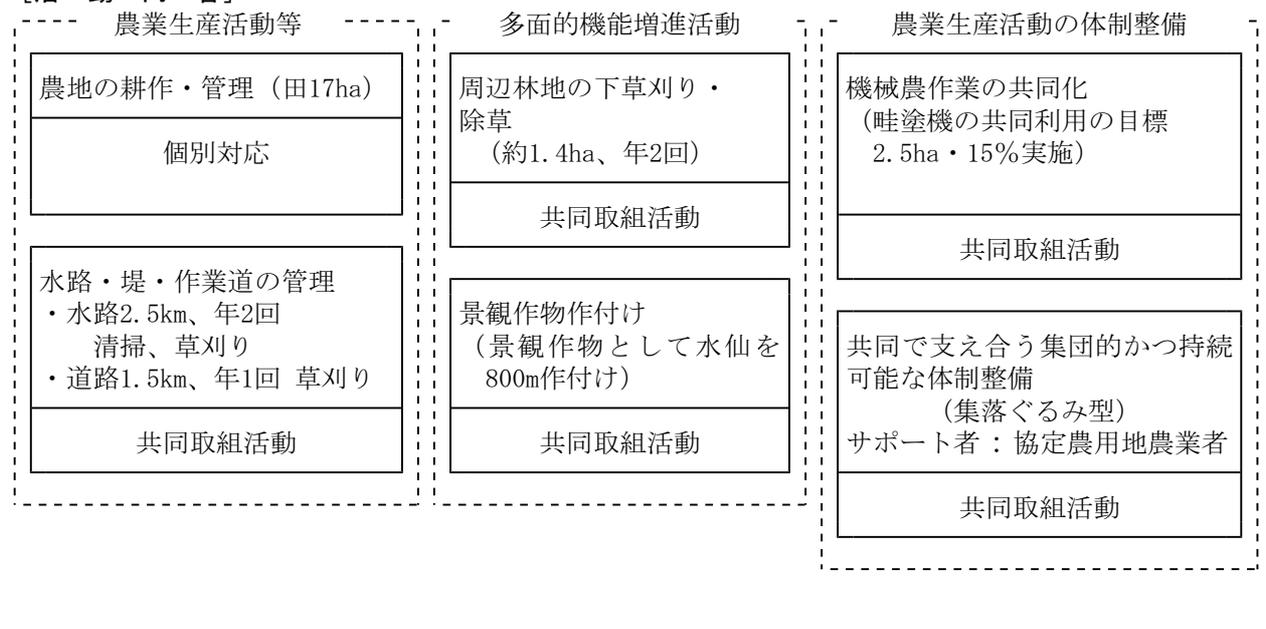
- 地域の实情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備を図る。
美しい棚田の景観を継続的に保全し、住み良い生活環境の実現を目指す。また、生産性・経済性を考慮し、集落内で残すべき優良農地を明確にして保全に努める。



【将来像を実現するための活動目標】

- 機械・農作業の共同化等営農組織の育成
- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

【活動内容】



4. 今後の課題等

マスタープラン作りは山形県の支援を受け、集落協定参加者全員で集落を見直すことから始め、意見を出し合い作成した。全員の意見が濃縮されたマスタープランが出来上がったことにより、5年後、10年後の目標達成に向け活動していきたい。

【第2期対策の主な成果】

- 農道の補修・改良の実施 (H17～H21 762 m)
- 水路の補修・改良の実施 (H17～H21 235 m)
- 耕作放棄地の整備 (H17～H21 14,000 m²)

関 東

<機械・農作業の共同化に取り組む事例>

○美しい棚田景観の維持と都市住民との交流

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	茨城県 <small>ひたちおおたし</small> 常陸太田市 <small>にしごうとなか</small> 西河内中			
協定面積 1.4 ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	米			
交付金額 29万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	農用地の維持管理費		51%
		農道の維持管理・補修等		36%
		役員報酬		13%
協定参加者	農業者 12人			開始:平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、美しい棚田をはじめ、自然豊かな土地である一方で、高齢化や担い手不足が深刻な問題となっており、耕作放棄地の発生が懸念されている。また、イノシシ等による農作物の被害が増加し、個人での対応は難しくなっているため、当制度を利用し、共同での作業や電気柵の設置に取り組むこととした。

3. 取組の内容

当集落は、動力噴霧器を共同購入し、年に1回共同で薬剤を散布することで、病害虫の発生を抑制している。電気柵も共同で購入し、協定農用地を取り囲むように約900mにわたり設置し、イノシシ等の被害防止に効果を挙げている。

また、平成21年より、協定農用地近くの耕作放棄地を利用し、東京の早稲田塾（私立予備校）の塾生たちを受け入れ、無農薬米栽培等を始めた。平成22年からは、集落協定のメンバーが中心となり、早稲田塾農業体験サポート会（約70名）を立ち上げるなど、都市住民との交流を積極的に実施している。



【集落全景（棚田）の様子】



【農業体験の様子】

[集落の将来像]

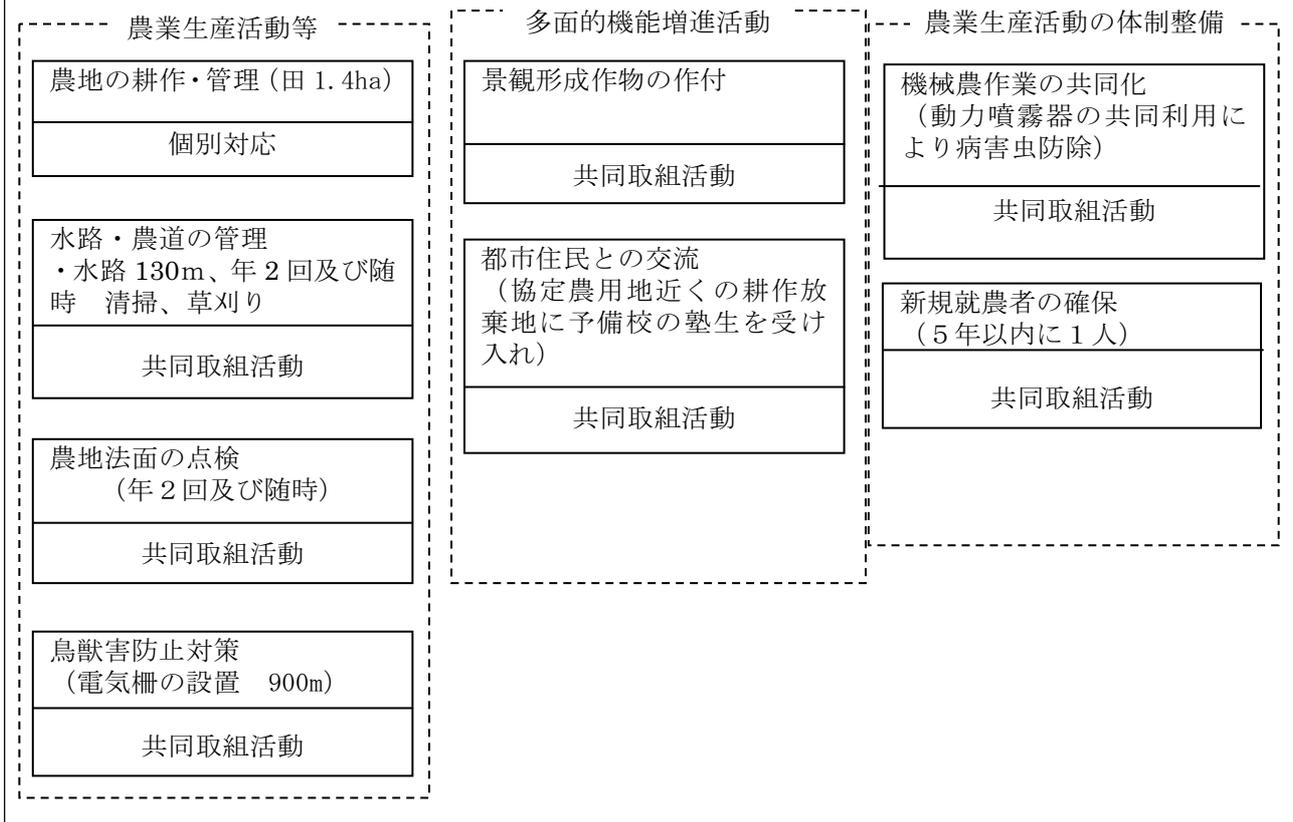
農業者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が発生しないように、機械・農作業の共同化を図り、農業生産活動を持続する。



[将来像を実現するための活動目標]

- ・ 協定農用地における適正な農業生産活動を持続する。
- ・ 共同取組活動により水路・農道管理を継続する。

[活 動 内 容]



集落外との連携

- 都市住民との交流のため、早稲田塾サポート会に参加し、地域の活性化に貢献している。
- 本地域の美しい景観が評価され、映画「ディア・ドクター」のロケが行われた。

4. 今後の課題等

協定活動を継続することで、農地の管理保全が適正に行われ、美しい棚田景観が保たれているので、今後も今の活動を継続していく。

[第 2 期対策の主な効果]

- 共同作業を行うことで、地域のまとまりができた。
- 都市住民との交流による地域の活性化
- 機械・農作業の共同化 (H21実績: 14,057㎡)、多面的機能の発揮に向けた他集落との連携

<その他、取組に特徴のある事例>

○稲刈り体験や収穫祭が結ぶ都市と農山村との交流

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	栃木県大田原市 <small>おおたわらし</small> 寺宿上 <small>てらじゆくかみ</small>				
協定面積 11.7ha	田 (100%) 米、牧草	畑	草地	採草放牧地	
交付金額 156万円	個人配分			50%	
	共同取組活動 (50%)	水路、農道の維持管理・補修等			17%
		草刈機の導入			16%
		体験事業・収穫祭			10%
		役員報酬			3%
		旅費、事務費			2%
積立て（野生有害動物の捕獲機）			2%		
協定参加者	農業者 5人			開始：平成12年度	

2. 取組に至る経緯

当集落は、大田原市の北東部に位置し、栃木県東部にそびえる八溝山系から流れ出る前松葉川沿いに広がる集落である。農産物は、水稻（種子生産含む）を中心に、梅、柿等を作付けしている。

集落全体の努力により、集落内に耕作放棄地はないものの、高齢化、米価下落等による農業経営の逼迫により、兼業農家が集落の大多数を占め、持続的な農業経営が困難な状況になりつつある。また、近年ではハクビシンの被害が増加している。

そのような中、農業生産の維持を通じて農地を保全するとともに、都市と農山村との交流による地域の活性化を図ることを目的として、本制度に取り組むこととした。

3. 取組の内容

集落協定に基づき、共同による農道や水路の管理、山際の下草刈り等を行っている。また、U字溝の布設やパイプラインの設置など、個人では対応が難しいことを中心に実施している。

さらに、平成21年度からは、これまでの取組に加え、稲刈り体験や収穫祭を実施しており、収穫祭には地元自治会や育成会及びその親類など、毎年約100人が参加している。特に、県内の都市に住む親類の子供たちが多数参加し、好評を得ている。こうした取組を通じて、幅広い年代による都市と農村との交流が図られ、集落の活性化に役立っている。



収穫祭募集チラシ



稲刈り体験



U字溝布設

[集落の将来像]

地域の良さを子どもたちとの交流を通じて伝え、郷を守っていく。



[将来像を実現するための活動目標]

・地域の核となる農業者を育て、耕作放棄地を増やさないようなサポート体制を整備する。

[活 動 内 容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 11.7ha)

個別対応

水路・農道の管理
・水路 1.4 km、清掃、草刈り

共同取組活動、個別対応

農地法面の点検
(年 1 回及び随時)

共同取組活動、個別対応

梅の選果
(農地 1ha)

共同取組活動

多面的機能増進活動

稲刈り体験や収穫祭

共同取組活動

周辺林地の下草刈り
(1ha、共同年 1 回、
各自随時)

共同取組活動、個別対応

農業生産活動の体制整備

共同利用施設（乾燥調製施設）の利用率のアップ
協定参加者 5 人中 3 人が施設利用中→5 人全員へ

共同取組活動

農地法面・水路・農道等の補修、改良
(2.3 km 随時)

共同取組活動

集落外との連携

○自治会や育成会、農地・水・環境保全対策関係の方々に協力を得ながら、稲刈り体験や収穫祭を開催している。地元以外に親戚等の参加を呼び掛け、参加者が増えるようにしている。

4. 今後の課題等

U 字溝やパイプラインの布設等により水路整備が進んだ反面、土水路が減少し、ホタル、ドジョウ、カジカなど、田んぼ周りの生物が減少してきている。今後は、そのような生物と共生できる環境を維持していくことが課題である。

また、鳥獣害（ハクビシン等）が増加しつつあることから、鳥獣害対策も今後の課題になってきている。

[第 2 期対策の主な効果]

- 都市住民との交流による地域の活性化
 - ・ 稲刈り体験、収穫祭の参加者（H21：100名）

○直払い交付金で集落の用水を、将来に引き継ごう

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	群馬県桐生市黒保根町 清水 <small>きりゅうしくろほねちようしみず</small>			
協定面積 9ha	田 (100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 167万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	水路等の維持管理経費 積立金		85% 15%
協定参加者	農業者 37人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

清水集落は、急傾斜で小規模な水田での米作りが中心の集落である。貴重な用水は、集落から約5km上流の山間部から取水しており、山腹を通過する水路は素堀で漏水や落ち葉の堆積、大雨の時には枝葉で流れがせき止められ決壊することもあった。水路の維持に大変な労力が必要であるが、集落の農業者の減少と高齢化によって、困難になってきていた。

そのような状況のなか、集落の農用地が直接支払交付金の対象となったため、集落で話し合いを行い、平成12年に関係耕作者が参加して協定を締結することになった。

3. 取組の内容

協定期間の5年間の用水改修計画をたて、集落の総会で決定している。計画には、積立年と積立金額、工事年と工事箇所・工事金額を盛り込み、交付金を効果的に使うようにしている。工事は、業者委託または直営の場合があるが、協定参加者で現場の見回り、労務提供など積極的に行っている。

清水集落は、市道沿いに地域住民によって約千本のヤマツツジが植栽され「清水つつじ街道」として愛されており、景観意識の高い集落であり、多面的機能増進活動ではコスモスの作付けに取り組んでいる。



水路の改修状況



景観作物の作付け

【集落の将来像】

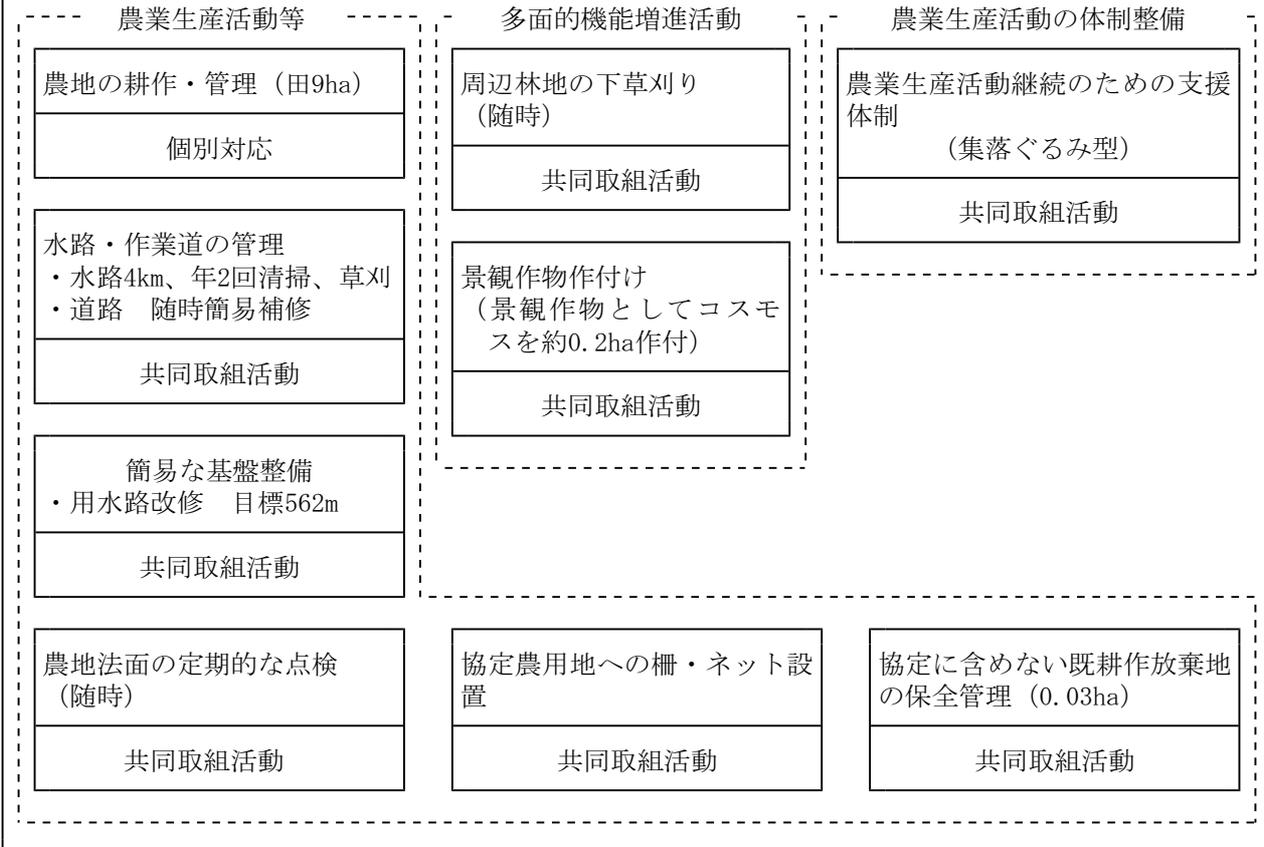
- 集落にとって大事な清水用水を改修して、水路の維持労力を軽減し、水田を保全していく。
- 農作業機械の共同利用を推進して農作業の低コスト化を進める。
- 清水つつじ街道の秋の景観を、コスモスで彩り、景観形成をしていく。



【将来像を実現するための活動目標】

- 水路管理を継続し、補修・改修の計画的な実施。
- 麦作組合を中心に刈り取り等の作業受託を進める。
- 景観作物を作付け、集落の景観形成を進める。

【活動内容】



4. 今後の課題等

高齢化が進むなか、集落内で助け合いながら農作業を行ってきた。3期対策より、集团的サポート型に取り組むことになり、将来に向けて農業生産活動を継続していく体制が整った。

今後も用水の改修、維持について集落で話し合い、計画的に実施し、貴重な用水を将来に引き継いでいく。

【第2期対策の主な成果】

- 用水路の改修 (目標562m、H21までの実績1,515m)
- 遊休農地への景観作物の植え付け (0.2ha)
- 機械の共同利用 (トラクター 当初2ha、H21実績3.3ha)
- 担い手への作業受委託 (刈り取り～乾燥調整 5.5ha)

<新規就農者の確保又は認定農業者の育成に取り組む事例>

担い手の育成と「雪ほたか」米栽培による集落の活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	群馬県利根郡川場村 立岩			
協定面積 13.8ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 110万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	農用地の維持管理費		11%
		農道の維持管理・補修等		29%
		役員報酬		5%
		事務費等		5%
協定参加者	農業者 37人			開始:平成17年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、川場村の玄関口に位置し、百名山武尊山を背にして水田が連なる美しい田園景観を有した集落である。この素晴らしい田園景観を維持し、水田環境を発展させていくために、平成17年度より集落協定を結び取組を始めた。

現在では、若い農業後継者も協定に参加し、ブランド米である川場村こしひかり「雪ほたか」の名を高め、「水田環境の特A地域」としての良好な環境を守るために、取り組みを行っている。

3. 取組の内容

田園景観を維持し水田環境を発展させるため、水路周辺の草刈り等を共同で実施するとともに、隣接する集落と連携し、水路や農道の管理を継続して実施している。

また、次世代の担い手を確保するため、新規就農者や認定農業者の育成に努め、良食味に配慮した米作りに集落一体となり取り組んでいる。



【水路泥上げ作業：春】



【草刈り作業：夏】

[集落の将来像]

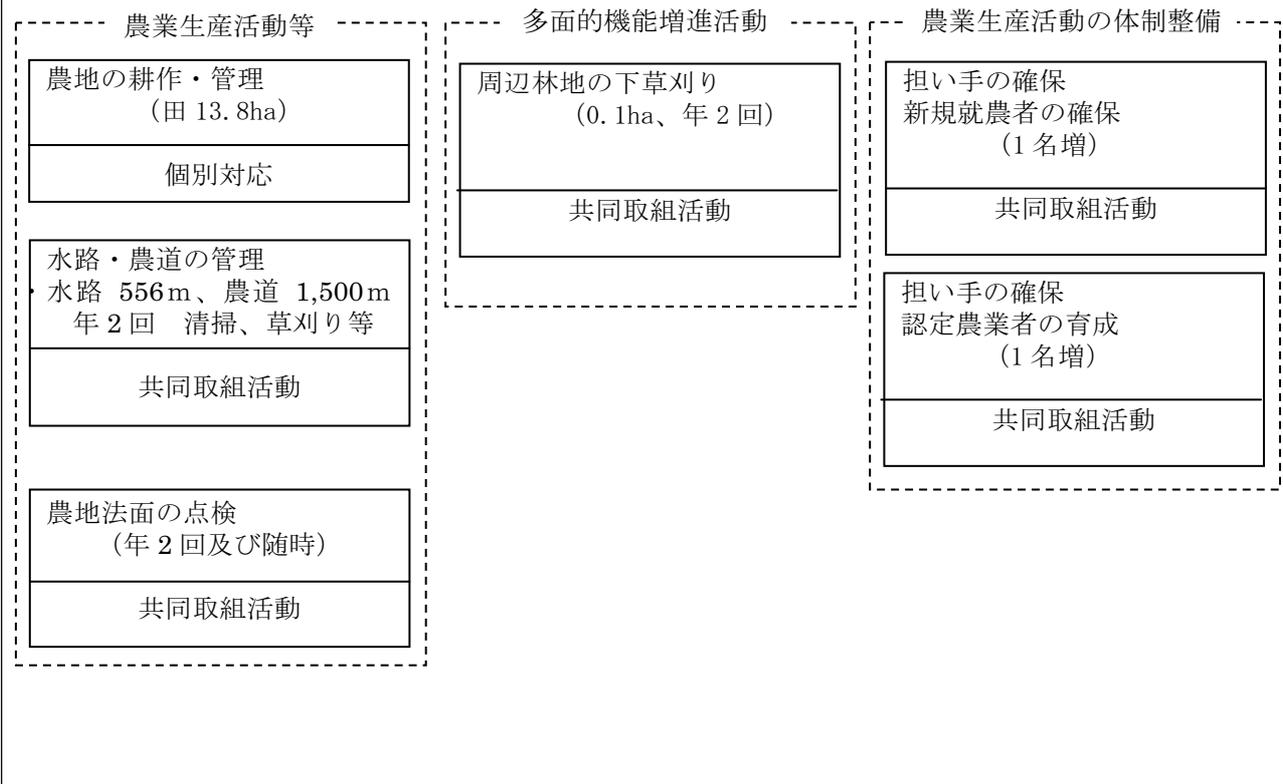
世帯数が少ない集落であるが、地域内の対話やコミュニケーションを図り、人材の確保や協力体制を整え、美しい田園風景を確保し維持しながら、良食味に配慮した米作りを次世代へと繋げる。



[将来像を実現するための活動目標]

地域の実情に即した持続的な農業生産活動の体制整備のための、新規就農者の確保と認定農業者の育成。

[活動内容]



集落外との連携

隣接する集落と連携し、水路や農道の管理を実施。

4. 今後の課題等

世帯数が少ない集落であるが、非農家も含めた集落内の対話やコミュニケーションを図り、共同活動の人材と農業の担い手を確保して、集落としての協力体制を整え、水田面積を減らさないよう努めたい。

[第2期対策の主な効果]

- 担い手の育成
 - ・新規就農者の確保 (2名)、認定農業者の育成 (1名増)
- 非農家・他集落との連携 (集落内の対話により、共同意識の向上と田園景観の維持・保全)
 - ・非農家の参加 (20名)、隣接集落との連携

<その他、取組に特徴のある事例>

○バイオマスの活用

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	千葉県南房総市 <small>みなみぼうそうし</small> 沓見吹代 <small>くつみふきしろ</small>			
協定面積 24.9ha	田 (80%) 米	畑 (20%) 野菜	草地	採草放牧地
交付金額 159万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	農用地の維持管理費		%
		農道の維持管理・補修等		50%
		役員報酬		%
協定参加者	農業者 76人			開始:平成12年度

2. 取組に至る経緯

高齢化が進む中、当集落は耕作放棄地発生防止の為、従事者相互の連携を強め共同取組活動はもとより、高齢者のフォロー（耕運、草刈り等）を集落全体で実施している。

そのような状況のなか、共同取組活動で発生した下草等の処理に頭を悩ませていた。

3. 取組の内容

当集落は、市で実施している堆肥を活用した環境保全型農業推進（畜産農家が生産する家畜ふん堆肥の流通を促進し、化学肥料や農薬の使用回数を減らす）とタイアップし、周辺林地の下草刈り等で発生した小枝、竹等を細断（チップ化）し堆肥化させ共同取組活動の一環として農用地に施肥し有機堆肥としての活用を図っている。



【竹木の粉碎】



【堆肥化】

[集落の将来像]

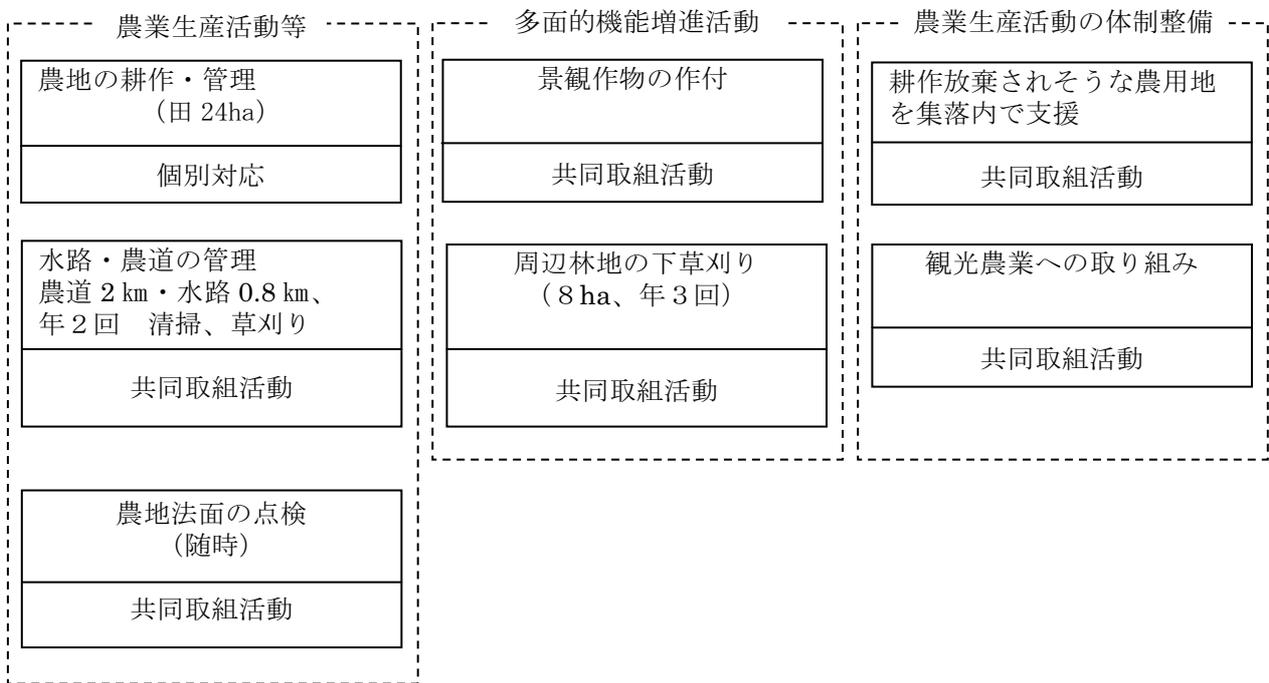
耕作放棄地の発生を集落全体で食い止め、体験農業等を実施し担い手を一人でも多く確保し、将来にわたって豊かに暮らせる地域づくりをめざす。



[将来像を実現するための活動目標]

- ・耕作放棄防止、水路・農道等の管理、多面的機能増進活動、共同機械・施設利用
- ・観光農業への取り組み

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

他の集落との積極的な情報交換、また機械を共同利用することにより生産性の向上を図ると共に木材バイオマスの活用をさらに広範囲に推進して行く。

観光地であるため年間を通し観光客が往来するなか、温暖な気候を生かしシーズンを通した観光農業の取り組みを進めて行く。

[第 2 期対策の主な効果]

- 耕作放棄の防止

< その他、取組に特徴のある事例 >

獣害防除に集落一丸

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	神奈川県 秦野市 菅蒲			
協定面積 5.5ha	田 (0%)	畑 (100%)	草地 (0%)	採草放牧地 (0%)
		落花生・露地野菜・みかん		
交付金額 50.7万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	獣害防止対策及び農道等の維持管理活動		50%
		農用地の維持管理活動		40%
		研修会等その他経費		10%
協定参加者	農業者 30人			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、鹿、猪、ハクビシンなど野生獣による被害により、営農意欲の低下と耕作放棄地の発生が地域・集落での大きな課題となっていた。こうした状況を受け、個々の農家における対策への限界から、第2期対策において獣害防護柵（電気柵）の設置を契機として集落協定を締結し、集落全体での獣害対策及び耕作放棄地の解消を中心に、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とすることにより、本集落が持つ多面的機能の確保を図ることとした。

3. 取組の内容

第2期対策中、野生獣（鹿・猪）の生息状況と被害状況の把握を行い、協定区域及び隣接林地を含めた区域に延長1.9キロメートルの電気柵を設置し、点検・補修などの共同作業を実施。

また、猟友会との連携による追い払い、忌避効果があるとされるLED工事保安灯の共同利用、獣害対策に係る研修・情報収集などを通じて効果的な獣害対策を講じた結果、柵内の被害が軽減。

第3期対策では、獣害対策と畦畔等の草刈り管理を兼ねたヤギ放牧の実施、果樹（モモ）の植栽による景観形成と産地化など、軽減効果を受けて新たな取り組みを開始した。



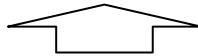
電気柵の設置作業



普及指導員の指導によりモモ苗の定植

[集落の将来像]

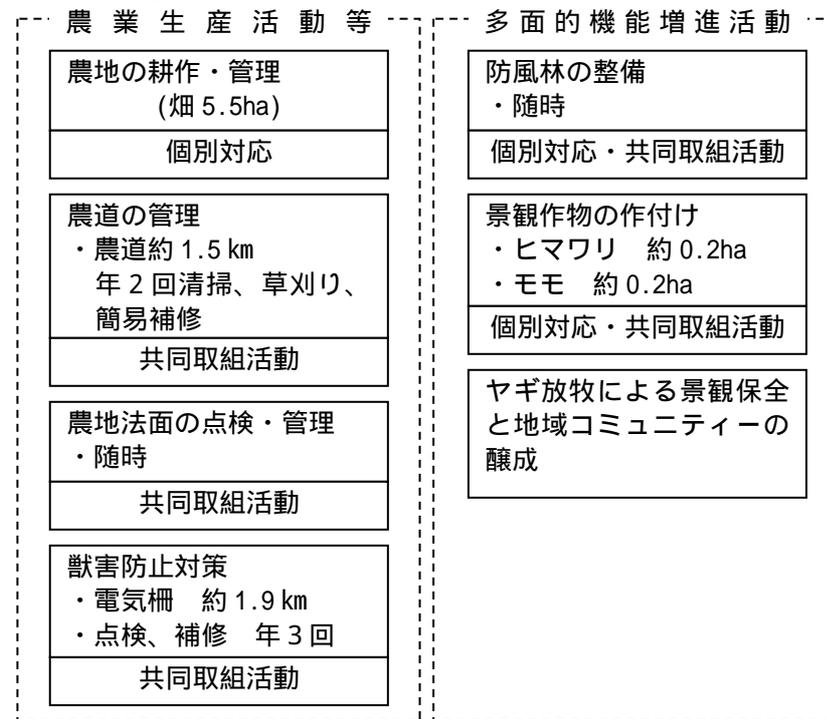
農道等の簡易な整備と農作物被害対策等を実践するとともに、国道からのアクセスの良さを生かし、観光型農業の導入や、魅力的な景観形成のための植栽等を推進し、兼業形態での営農継続環境の維持と、農家後継者が定年を契機として営農活動が行えるよう集落ぐるみで体制を整備していく。



[将来像を実現するための活動目標]

農地の適切な維持管理と耕作放棄地の発生防止 簡易な農道整備と維持管理
多岐にわたる獣害対策 景観作物の作付や粗放的畜産による多面的機能の増進
収穫体験事業の実施による多様な担い手の確保
農用地と一体となった周辺林地、防風林の整備

[活動内容]



集落外との連携

農道一部の草刈り、清掃を自治会と共催。
多面的機能増進活動の実施に際しては市、援農ボランティアの協力により実施。

4. 今後の課題等

今後、さらなる兼業化の進展と土地持ち非農家の増加といった地域性を考慮した農地保全策及び農業生産体制の構築のほか、集落活動の中核的な次世代リーダーの育成が急務であるとともに、集落活動への参加者の減少を踏まえた農業者以外の代替的人材の確保や交流人口の増加対策を講じていく必要がある。

[第 2 期対策の主な効果]

集落活動の活性化 (共同作業年 5 日 (H17) 同 20 日 (H21))
電気柵設置区域内の獣害の減少 (被害報告 40 件 (H17) 同 3 件 (H21))

○良好な景観の維持に向けた農地保全への取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山梨県北杜市高根町 <small>ほくとしたかねちょう</small> 長沢 <small>ながさわ</small>			
協定面積 10.3ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	米			
交付金額 252万円	個人配分			41%
	共同取組活動 59%	農用地の維持管理費		38%
		農道の維持管理・補修等		7%
		役員報酬・研修会費		14%
協定参加者	農業者 47人			開始:平成12年度

2. 取組に至る経緯

当地区の農用地は棚田が大半を占め、昔ながらの原風景が感じられる景観が形成されている。しかし傾斜はきつく、小区画・不整形な圃場が多いなど作業条件が悪いうえ、日照時間が短いなど生産性も低いことから、農業離れが進み耕作放棄地の増加が深刻な問題となっていた。

地域では集落協定の締結を契機に話し合いを続けてきた結果、昔から受け継いだ地域資本を守り次世代に引き継ぐことを目的とし、高齢者農家への農作業受委託の推進、傾斜のきつい農地の荒廃化の防止活動、農地周辺の環境整備の維持などを、集落全体で取り組むこととした。

3. 取組の内容

退職就農者や次期農業後継者を地域の担い手として位置づけ、これら農業者を中心に耕作放棄が懸念される農地の草刈りや耕耘など農作業の受託、水路管理の請負に取り組むとともに、集落協定で耕作道や法面の点検を実施し、高齢者農家が安心して農作業できる環境づくりに取り組んだ。また、冬期に水田の漏水調査を行い、必要に応じて補修作業を実施した。

この結果、地域活動の機会が増え、農地の保全に対する地域住民の関心が高まりつつある。



【地域担い手による農地環境整備】



【共同取組活動で購入したハンマーモアによる保全活動】

[集落の将来像]

地域の実情に即した持続可能な農業生産活動等の体制整備



[将来像を実現するための活動目標]

・水田を整備し、棚田を活かし都市住民・企業との交流が図れる体制整備

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田10.3ha)

個別対応 (一部担い手対応)

水路・農道の管理
・水路1km、年3回 清掃、
草刈り、耕作道整備

共同取組活動

農地法面の点検
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物の作付

協定内農地に菜の花を播種

農業生産活動の体制整備

農地法面・水路・農道等の補
修、改良
(1km 年3回)

担い手農業者

加算措置としての取組等

小規模・高齢化加算
(7.7ha)

共同取組活動

集落外との連携 (協定参加者以外との連携した活動を行っている場合に記載)

○地元観光施設「花の森公園・道の駅南きよさと」と連携し、周辺林地の整備を行っている。

4. 今後の課題等

この地区は小規模・高齢化集落であるため、次世代を担う若者や農業者の確保が急務である。また棚田を中心とした景観を活かし、棚田オーナー制度など都市住民との交流活動の推進を図るために地域づくり社会の構築に取り組むことにも力を入れ、魅力ある地域再生も併せてしていきたい。

[第2期対策の主な効果]

○ 機械・農作業の共同化
田植機の共同利用 (約8ha)

<その他、取組に特徴のある事例>

○景観作物の栽培を中心とした集落活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山梨県 <small>ふえふきし みさかちょう</small> 笛吹市御坂町 <small>どうじょう こまどめ</small> 道場・駒留			
協定面積 11.1ha	田 (0%)	畑 (100%)	草地 (0%)	採草放牧地 (0%)
		桃		
交付金額 39万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	鳥獣害防止対策		41%
		農用地の維持・管理費		5%
		地域の収穫祭の経費		8%
	役員報酬		46%	
協定参加者	農業者 53人			開始:平成14年度

2. 取組に至る経緯

当集落では近年、高齢化の進展や不在地主の増加、イノシシやシカなどの鳥獣害の発生による畑の荒廃が問題となっており、農業生産維持と地域の活力創出が課題となっている。第2期対策においては鳥獣害防止柵の維持管理や認定農業者の育成に力を入れ、地域の維持に努めてきたが、第3期においては地域の活力の更なる維持・向上を目指し、景観作物の栽培にも取り組んでいる。

3. 取組の内容

地域内の桃畑に菜の花を植栽している。春には菜の花の黄色と桃の花のピンクが良いコントラストとなり景観の向上に役立っている。花の時期には観光客が多く訪れ、案内看板を設置したり、駐車場への誘導を行ったりと、地域の活性化と住民間のつながりの強化に貢献している。



【春、菜の花と桃の開花】



【花を楽しむ観光客】

[集落の将来像]

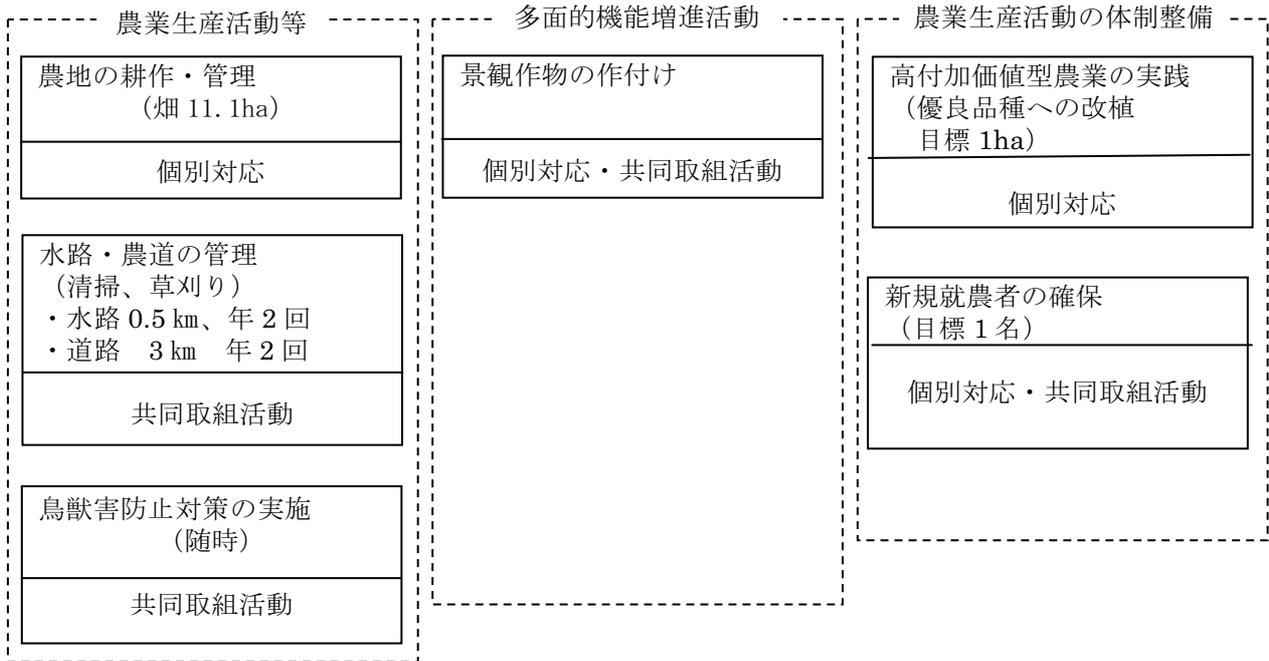
景観作物の栽培、桃の優良品種への改植や新規就農者が定着しやすい環境づくりを通じた地域の活性化



[将来像を実現するための活動目標]

- ・ 桃の優良品種への改植による収量増加。改植目標1ha以上
- ・ 新規就農者を1名以上確保

[活動内容]



集落外との連携

○非農家を含めて水路や農道の維持管理を実施している。

4. 今後の課題等

今後は、担い手不足による耕作放棄地の増加や地域農業の質低下が懸念される。農地や景観の保全活動、鳥獣害防止対策を通じて地域のつながりを強化し、住民全体で農地を守る意識と体制の整備を目指す。

[第2期対策の主な効果]

- 認定農業者の育成 (1名)
- 桃の優良品種への更新による高付加価値化 (7,826㎡)

<地場産農産物の加工・販売に取り組む事例>

ゆず製品の加工・販売

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山梨県南巨摩郡富士川町小室 上手 <small>みなみこまぐんふじかわちようこむろ わで</small>			
協定面積 16.95ha	田 (24.4%)	畑 (75.6%)	草地	採草放牧地
	米	ゆず		
交付金額 187万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	農用地の維持管理費		50%
		農道の維持管理・補修等		50%
		役員報酬		0%
協定参加者	農業者 49人			開始:平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、地域の特産品であるゆず栽培と水稻が主な農業であるが、後継者不足から耕作放棄地が目立ち始めている。そのため特産品のゆずの活用や小室山（あじさい寺）周辺の景観整備を含めた観光誘致型農業への転換を目指すに至った。

3. 取組の内容

当集落は、ゆずを利用した調味料やジャム、菓子などの加工品を作り、県内で実施されるイベントなどに参加し販売を行っている。地域内でも小室山を中心とした祭りに参加し、ゆずと加工品のPRを実施している。

また、耕作放棄の防止活動としてアジサイなどの景観作物を植栽し、農地の荒廃を防ぐと共に、ゆずの収穫体験やゆずの木のオーナーを募集して都市住民との交流を図っている。



【ゆずもぎ体験】



【収穫したゆずの選別】

[集落の将来像]

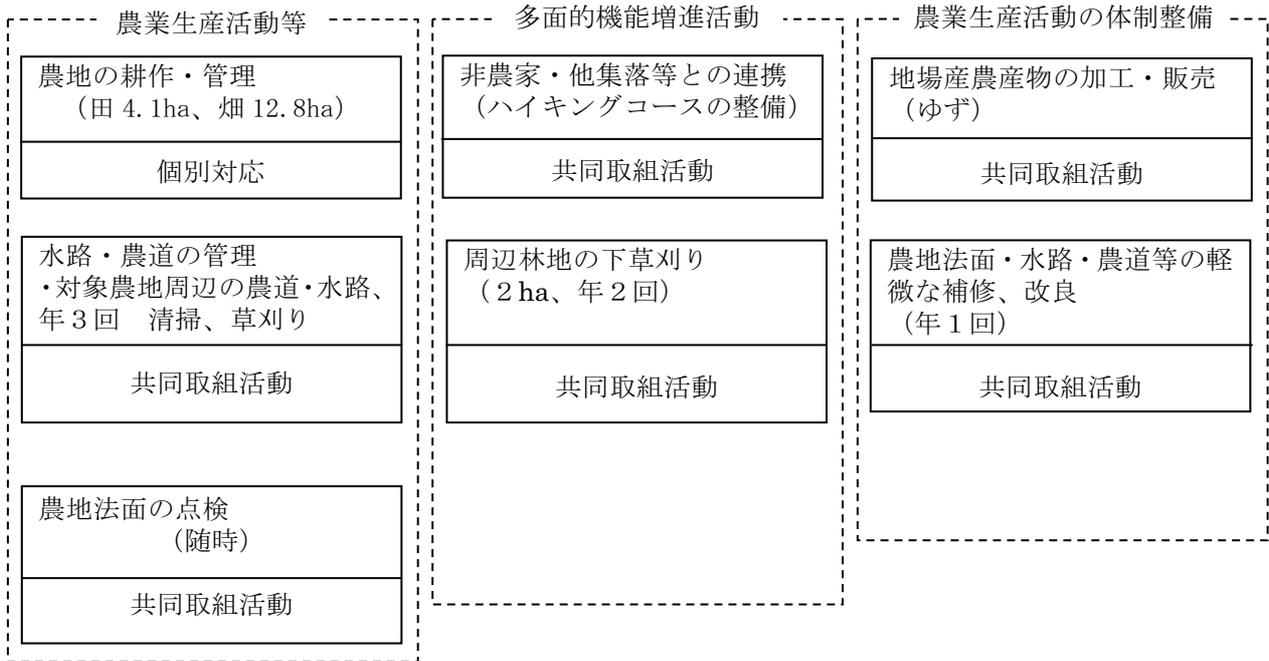
新たなゆずの加工品の開発及び販売を行い、そのPR活動を行うと共に、景観作物の植栽し現在耕作している面積を荒廃及び減らさないようにする。



[将来像を実現するための活動目標]

・畑で栽培したゆずを加工し、「上手集落」を訪れた人へ販売する。

[活 動 内 容]



集落外との連携

地元の活動組織「NA 穂積」と連携し、農道等の周りにアジサイ等を植えたり、地域のお寺周辺の整備やそこで行われるイベントを開催している。

4. 今後の課題等

対象農地周辺の林地等があまり管理されていないため、有害獣の温床となり農作物への被害が深刻になってきている。電気柵での防除と共にサルについては地域住民が共同で追払いを実施しなければ、年々被害が拡大する恐れがあることが課題となっている。

[第2期対策の主な効果]

- 有害獣の防除
 - ・簡易電気柵の整備 (H17 0.0km、H21 0.2km<サル対策>・1.0km<イノシシ対策>)

<その他、取組に特徴ある事例>

○過疎地を舞台に若い力と連携した明るく楽しい農業

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山梨県 ^{うえのはらしまいはらちく} 上野原市西原地区 原・郷原 ^{はら ごうはら}			
協定面積 6.6ha	田 (0 %)	畑 (100 %)	草地	採草放牧地
		野菜		
交付金額 61万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 (50%)	農用地・農道の維持管理・補修費		25 %
		農業体験活動費		10 %
		鳥獣害防護柵の維持管理費		15 %
協定参加者	農業者 60人			開始:平成12年度

2. 取組に至る経緯

原・郷原集落は、上野原市西側の山間地に位置し、自然豊かな土地であるが首都圏に近いことから、県外に就職するため、住民の高齢化や農業者の減少が進み、耕作放棄地の増加や農業者の関係の希薄化による里山の荒廃が懸念されている状況であった。

こうした現状を集落ぐるみで何とか打開しようと、協定参加者による共同取組活動と同市にある帝京科学大学との交流を通じて、農地の維持・保全に努めながら活性化を図ることとした。

3. 取組の内容

年々、高齢化・過疎化が進行しており、農用地の維持管理については、耕作放棄地とならないよう個々での耕作を継続するとともに、農道等の清掃、草刈りや鳥獣害防護柵の維持管理などの共同取組活動も積極的に取り組んでいる。

第2期対策からは、帝京科学大学の学生との学校教育連携を図り、集落の農業者が指導者を務めて、耕耘から収穫のほか、水車で挽いたそば粉や生産野菜を地元農産物直売所に並べ集落農業者と学生と一緒に販売活動を行っている。

また、地元婦人グループが運営するそば店と連携し、地元で生産したそば粉や天ぷら用地場野菜の提供を行うなど地産地消の推進を通じて、集落全体が活性化している。



【学生に耕作方法を指導する集落の農業者】



【そば粉を挽く地元にある水車】

[集落の将来像]

将来にわたった持続的な農業生産活動を行うため、共同活動による農道や鳥獣害防護柵の維持管理、帝京科学大学生等との教育連携を継続していく。また、当該地区にある在来種ジャガイモの「清田夫薯」の生産振興を行うとともに、郷土料理「せいだのたまじ」のPRを図りながら、集落をはじめ地区全体の活性化につなげていく。



[将来像を実現するための活動目標]

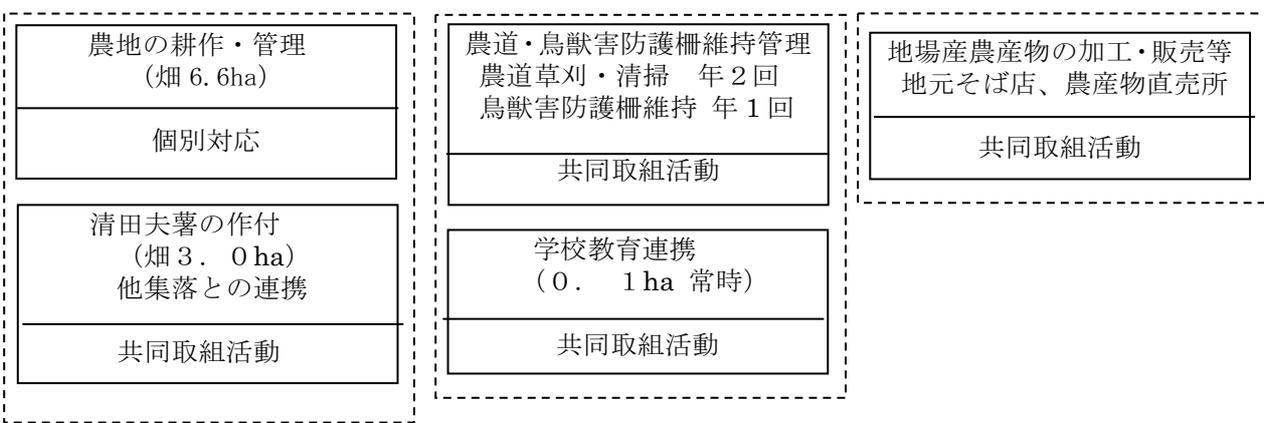
- ・ 夏野菜等の収穫後、そばの作付けを行い、地元と連携した地産地消に努める。
- ・ 積極的な共同活動を行いながら、集落の連携を継続していく。
- ・ 帝京科学大学との学校教育連携の継続及び新たな活動の検討・実施を図る。
- ・ 当該地区には、天明の飢餓を救った在来種ジャガイモの「清田夫薯」があり、今後、清田夫薯の生産振興及び、郷土料理「せいだのたまじ」のPRを図りながら、集落をはじめ地区全体の活性化につなげていく。
- ・ 帝京科学大の学生をはじめ、非農業者等との交流を図りながら、食をはじめ地元の伝統を継承していく。

[活 動 内 容]

農業生産活動等

多面的機能増進活動

農業生産活動の体制整備



集落外との連携

○西原地区で毎年開催されている「ふるさと祭り」では、他集落をはじめ地元住民による、地区別郷土料理の出品や、農産物直売所運営及び地元そば店への生産物提供を行っている。

4. 今後の課題等

共同活動を行うことにより、集落の一体感が強くなるとともに、個々での耕作も積極的に行われ、農用地に対する共通認識が生まれ、集落の活性化が図られている。

今後も、清田夫薯の生産から販売方法やPR方法について、他集落との連携を図りながら継続的な取組みが必要である。

[第2期対策の主な効果]

- 学校教育等との連携(農業体験及び自然生物の生態系学習を実施)
- 地場産農産物等の加工・販売(地元のそば店や直売所と連携を図り、農産物を提供)

<高付加価値型農業を実践している事例>

○トキも知っていた「特別栽培米を育む有機の里」

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	長野県下高井郡 ^{きしまだいらむら} 木島平村 ^{くらさわ} 倉沢				
協定面積 12.4ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地	
	水稲				
交付金額 187万円	個人配分			0%	
	共同取組活動 (100%)	農業生産活動費 (多面的機能増進活動)			17%
		農業用施設維持管理費 (施設整備)			78%
		農地維持管理費			1%
		事務委託費			1%
		役員報酬 (役員 8 名)			1%
会議費			1%		
需用費			1%		
協定参加者	農業者 26人	農業生産法人 1	その他法人 1	開始:平成16年度	

2. 取組に至る経緯

倉沢集落は、昭和 51 年に基盤整備が終了した水田地帯のため、現在では農業用施設の老朽化等により、集落内の所々で補修をしなければならない状況になってきている。また、湧水量が多く渇水の心配がない半面、湧水が用水路の下の地盤を流亡させて水路が傾いてしまったり、ほ場によっては田面が乾かなかったりする問題もある。このため、水路改修等農業用施設整備に重点的に交付金を活用してきた。

古くから良品質米の生産地として定評があり、このブランドを更に発展させるべく、化学肥料や化学合成農薬を削減した高品質の「特別栽培米」に取組むとともに、これらを牽引する法人組織も育ってきている。

3. 取組の内容及び効果

- ①高付加価値型農業の実践 (生産性・収益性の向上)
特別栽培米 (化学肥料及び化学合成農薬削減) への取組み
- ②農業生産条件の強化 (農業用施設改修)
老朽化した用排水路の改修 計画 BF400 型 L=418m
- ③協定農用地の拡大 (26a 増)



【集落に飛来したトキ】



【厳選木島平米 村長の太鼓判】

【集落の将来像】

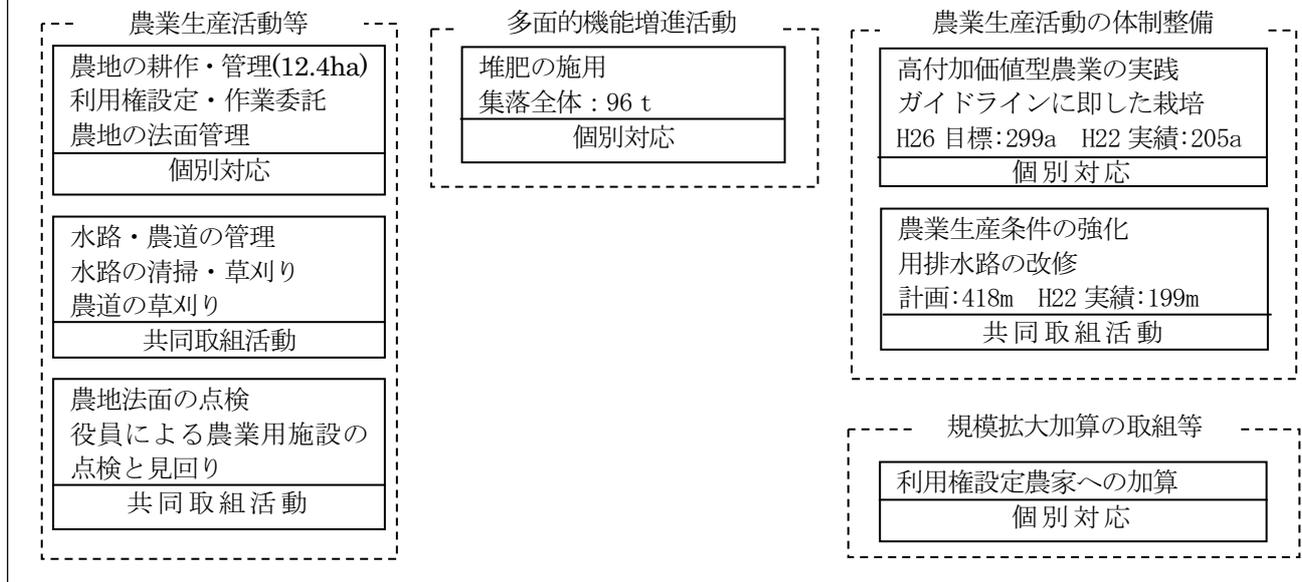
倉沢集落の安定的な湧水と清流は、米の生産地として適している。この生産基盤を維持するため、将来にわたって協定農用地の保全と耕作管理に努める。また、豊富な水源を活かした良質な米づくりと高品質化に取り組み、優良生産地のブランド化を図るとともに、水源涵養等農地の多面的機能増進を図るため関係者が協働して取り組む。



【将来像を実現するための活動目標】

協定農用地の拡大と協定区域内農用地の適切な耕作管理に努める。農業用施設整備による生産条件の強化を進めるとともに、堆肥の施用による持続可能な農業生産と高付加価値型農業の実践ほ場の拡大を図る。

【活動内容】



4. 今後の課題等

倉沢集落では、農業用施設の老朽化が課題だが、村で推進している「有機の里づくり」の取組みと連動し、多面的機能の増進と特別栽培（高付加価値）米の面積拡大を図ることで生産意欲を高め、相乗効果として共同取組活動を通じた農業用施設の維持・管理の向上に繋げている。

有機の里づくりとは、これまで農地に有効に利用されていなかった牛糞ときのご厩培地からなる有機質資材の施用による土づくりの徹底と、水稻をはじめ主要農作物の「村安全・安心農産物栽培基準」に基づく、化学肥料・化学合成農薬の削減による持続可能な循環型農業の推進と豊かな自然環境づくりの取組みであり、H21年3月には、佐渡から渡ってきたトキが当集落へ飛来して一週間程滞在し、大きな話題となった。

特別栽培米の作付面積は、第2期対策導入前のH16年には村内中山間地域で10haであったものが、H22年には43haに拡大しており、同年の全村栽培面積90haのほぼ5割を占めている。その中でも倉沢集落は、拡大率が比較的高く、H16年時点で46aであったものが、H22年には205aにまで拡大している。今後はH26年までに299aまで拡大させる目標を設定しており、高付加価値農業の実践と生産基盤強化の取組を通じ、法人組織の育成や農業用施設の維持・管理を図っていくこととしている。

なお、特別栽培米は、「木島平米」のブランド化の基盤であり、H21年秋から販売を開始したプレミアム商品の売れ行きは、現在好調となっている。

【平成21年度までの主な成果】

- 高付加価値型農業の実践 特別栽培米の栽培（当初0.4ha、目標1.1ha、実績2.4ha）
- 担い手への基幹的な農作業委託（当初1.5ha、目標3.0ha、実績3.8ha）

○集落協定を統合し新たな共同取組活動を目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	長野県 <small>こもろし</small> 小諸市 <small>うしろだいら</small> 後平			
協定面積 20.0ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 421万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	共同利用機械購入費		43%
		水路・農道等の維持管理		23%
		多面的機能増進活動費		5%
		担当者活動経費		5%
	その他		24%	
協定参加者	農業者59人			開始:平成17年度

2. 取組に至る経緯

当集落は浅間山麓の裾野の標高 750～1000m付近の傾斜地に位置する中山間地域で、圃場整備が実施され粘土質を活かした水稻を中心とした農業が営まれてきた。

第1期対策では、10の集落協定がそれぞれ活動していたが、高齢化や担い手不足の進行と地域コミュニティの希薄化を懸念し、地域ぐるみでの農地保全と地域活性化を皆で話し合った結果、第2期対策において協定の統合が実現し、現在、スケールメリットを活かした営農活動に取り組んでいるところ。

3. 取組の内容

農家の高齢化や担い手不足により地域に遊休農地が増える中で、地域を牽引する認定農業者やオペレーターを育成し、農作業の共同化に取り組むことで再生した農地での水稻やそば栽培を行い、地域内にあった全ての遊休農地を活用することができた。また、栽培したそばを使ってのそば打ち体験・試食会を開催したほか、地域の環境美化のための花の苗植えなど、非農家も含めた区民が一体となって活動を行うことで、地域の活性化と区民の親睦に繋げることができた。



【コンバインの操作研修】



【花畑（多面的機能増進活動）】

[集落の将来像]

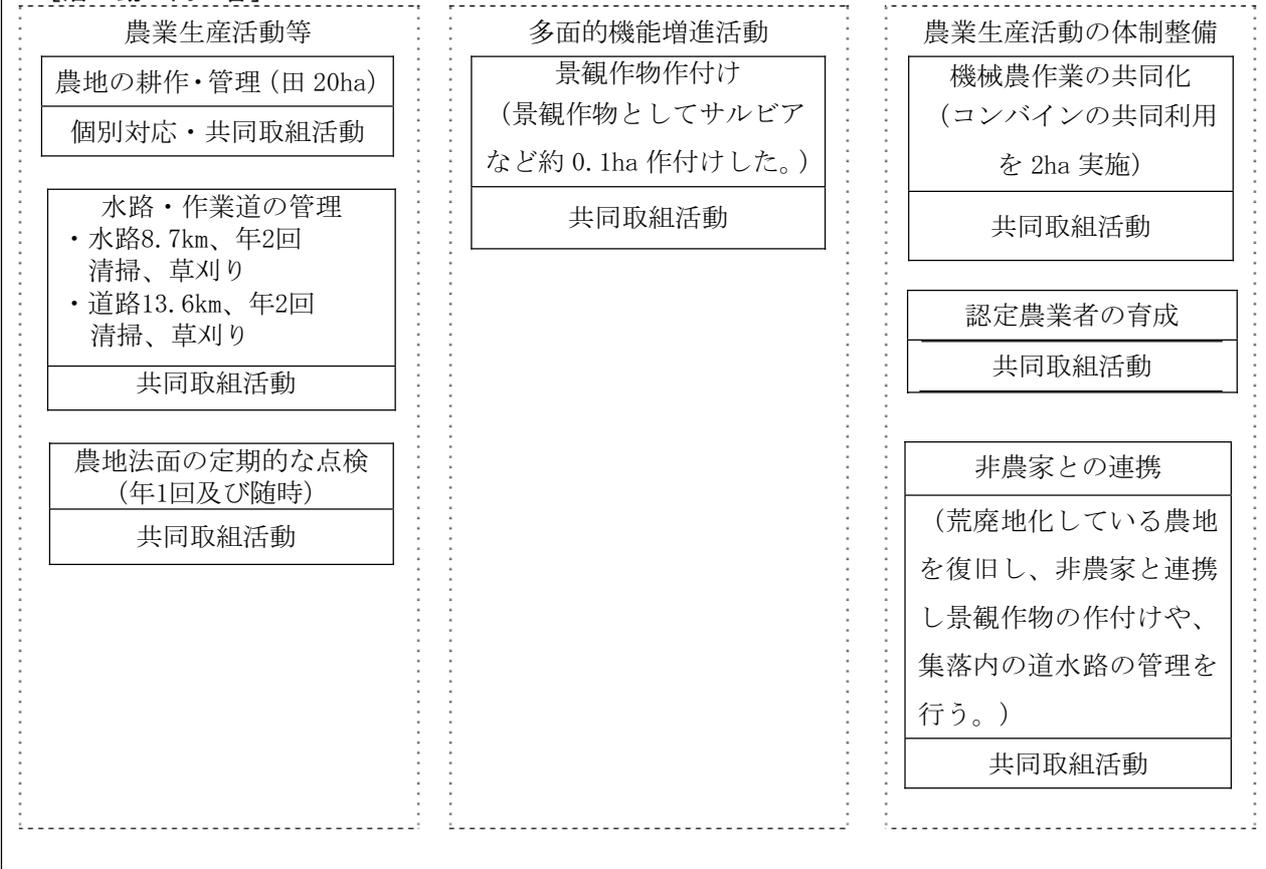
将来にわたって農業生産活動等を継続するために、担い手の育成が必要である。また、非農家との連携など、集落ぐるみで農地を守っていく取り組みを行うことにより、明るく住みよい集落づくりを目指す。



[将来像を実現するための活動目標]

- 機械の共同購入、共同利用による農作業の効率化を図る。
- 認定農業者の育成
- 非農家との連携
- 遊休荒廃地の解消

[活 動 内 容]



4. 取組による変化と今後の課題等

共同取組活動により集落ぐるみで地域を維持・発展させていこうとする意識が醸成されてきている。

今後は、地区全域を対象とした共同作業を可能とするため、更なる認定農業者及びオペレーターの育成に取り組む。また、このような取組により営農の見通しがつく場合には、集落営農の法人化についても検討する意向もある。

[平成21年度までの主な成果]

- 認定農業者の育成 (当初3名、目標6名、実績6名)
- 鳥獣害防止対策 (狩猟許可の取得：当初0名、実績5名)

<その他、取組に特徴のある事例>

○共同取組活動を通じた地域のつながりの再構築

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	静岡県伊豆市湯ヶ島 <small>いずしゆがしま</small> 長野 <small>ながの</small>			
協定面積 9.0ha	田 (100%)	畑 (—%)	草地	採草放牧地
	米	—	—	—
交付金額 152万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	農用地の維持管理費		66%
		農道の維持管理・補修等		31%
		役員報酬		3%
協定参加者	農業者 38人 (うち非農家3人)			開始:平成22年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、第1期対策時に集落協定を締結したが、第2期対策では役員のなり手がなく協定締結に至らなかった。しかし、担い手の高齢化が進む中、農業生産活動等への影響が懸念され、また、かつての地域のつながりも希薄になってきたため、これら状況に危機感を持った人々が中心となり、集落で話し合いを重ねた結果、魅力ある地域づくりを目指し、第3期対策において改めて協定締結に至った。

3. 取組の内容

当集落は、水路や農道等の維持管理活動を主として、遊休農地となっていた田に共同取組活動でソバを播き、良好な景観を形成させる取組みを実施している。更に、これを収穫し、集落協定参加者だけでなく、地域の女性や子ども達も参加してソバ打ちをしながら、農業の大切さや収穫の喜びを改めて学び、地域のふれあいやつながりを高める活動も考えている。

また、担い手の高齢化が進む中、共同取組活動を通じて若者にも農業生産活動を経験させ、農業の重要さや農地を守っていくことの大切さを認識してもらい、後継者の確保を図っていく。



【集落の様子：ソバ播種前の遊休農地の草刈】



【ソバの収穫作業】

[集落の将来像]

共同取組活動を通じて農作業の共同化を推進し、個々の負担を減らして持続可能な農業生産活動の実現・地域が一体となった活力のある集落を目指す。



[将来像を実現するための活動目標]

- ・水路、農道等の草刈、清掃、補修の実施
- ・休耕田へ景観作物の作付け

[活 動 内 容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 (田 9ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 年2回 清掃、草刈り
・道路 年2回 草刈
・水路補修 随時
共同取組活動

農地法面の点検 (随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物の作付け (休耕田にソバを0.2ha作付け、地域の女性や子ども達も参加して収穫、ソバ打ちまで行う。)
共同取組活動

4. 今後の課題等

協定内農用地には日本の棚田百選に選ばれた「荒原の棚田」があり、よく知られた写真スポットになっている。今後はこのような恵まれた資源を生かし、都会の学生に農業体験をさせ、地元農家との交流を深める計画や棚田で収穫した米をブランド米として売り込んだり、ソバの栽培が軌道に乗れば集落以外の人々へ販売したりできればという希望を持っている。

しかし、まだ取組は始まったばかりであり、鳥獣の被害や農家の高齢化も加速の一途のため、集落の若い世代に共同取組活動を通じて農業へのやりがいを感じてもらい、若者の農業離れに歯止めをかけ、若者から新たな取組への提案が出るような活力ある集落を目指していきたい。

北 陸

○地域に伝わる特産品を活かした地域づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	新潟県村上市大毎 ^{むらかみしおおごと}			
協定面積 86 ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻 (100%)			
交付金額 1,721 万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	農道舗装工事・水路改良工事に係る経費		40%
		都市住民との交流、イベント開催等に係る経費		7%
		役員報酬		3%
協定参加者	農業者 100人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

大毎集落協定では、第1～2期対策において、農道・水路等生産環境の整備のほか、田植え・稲刈り体験ツアーや都市部での物産市の開催など、都市住民との交流活動による地域の活性化に取り組んできた。

都市住民との交流イベントで、大毎の特産品を販売したところ大変好評であったことがきっかけとなり、直売・加工施設を整備し、農産物の直売及び加工品の生産・販売に本格的に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

平成19年度から3年間、県の「中山間地域豊かな村づくり推進事業」に取り組む中で、「地域の自然の恵みを活かしながら集落を活性化する」という集落の基本方針を策定し、「生産・直売・加工を通じて、近隣及び都市住民との相互交流を推進する」という集落の将来像を描いた。

県の事業とともに直接支払交付金を活用し、転作田への山菜の移植・株養成（H19～）、直売所の開設による野菜・山菜・加工品の販売（H20～）、農産加工施設整備と地域特産品（とち餅、アク笹巻き、山菜を活かした惣菜類等）の加工（H21～）に取り組んでいる。



【都市住民との交流：新潟市で開催した大毎物産市】



【平成20年直売所オープン】

[集落の将来像]

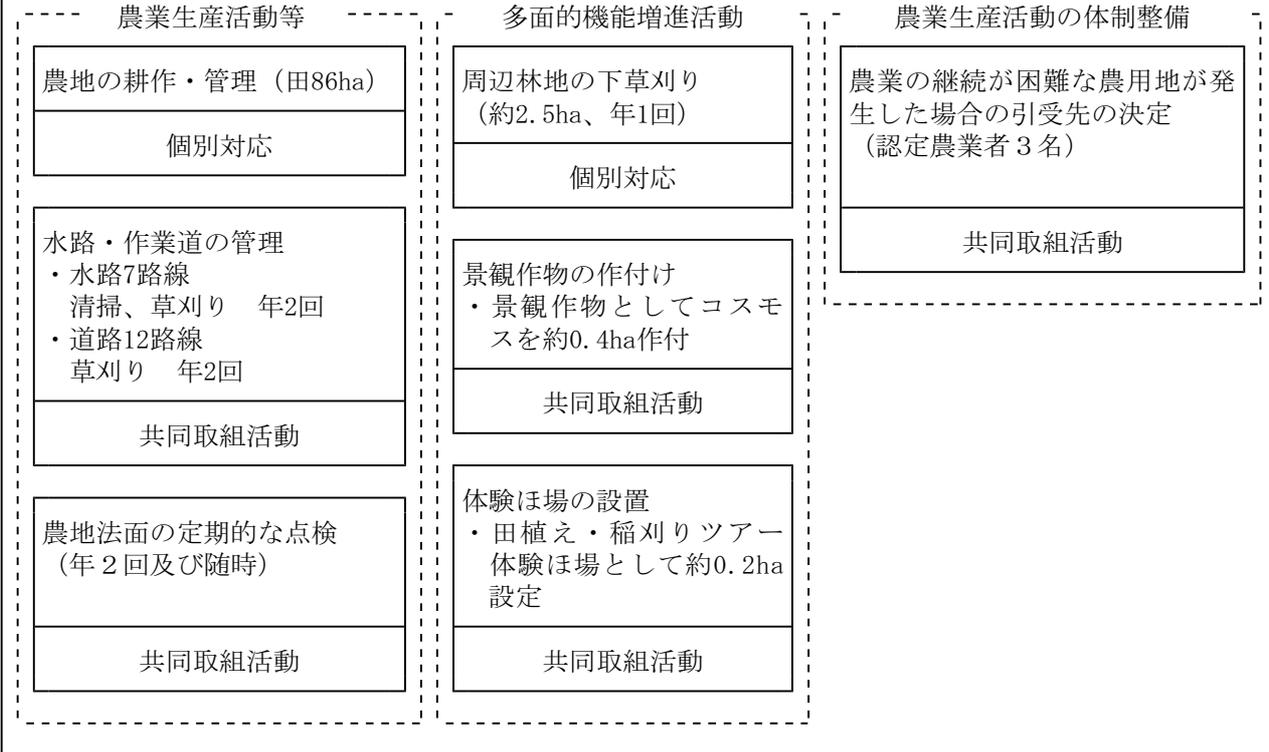
- ・ 集落内協力体制の強化による持続的な農業生産活動の体制整備
- ・ 生産・直売・加工を通じて、近隣及び都市住民との相互交流を推進し、地域を活性化



[将来像を実現するための活動目標]

- ・ 集落内の共同取組活動や協力体制の強化による適切な農用地の維持管理
- ・ 都市住民との交流による多面的機能の増進及び地域活性化
- ・ 地域特産物の加工・販売の拡大

[活 動 内 容]



集落外との連携

- 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家との連携
 - ・ 田植え・稲刈り体験ツアーの開催
 - ・ コスモス畑での都市住民との交流イベント（収穫祭）の開催
 - ・ 新潟市における大毎物産市の開催

4. 今後の課題等

集落内外での交流の機会や現金収入が増加し、特に女性たちの活力、元気、やる気の源になっている。

今後は、農産物及び加工品の直売を軌道に乗せることで経営基盤を強化し、出荷量増加に向けた体制を整え販路の拡大を図る。

[第2期対策の主な成果]

- 山菜等新規作物の導入（H17: 0ha、H21実績:1.2ha）
- 認定農業者の新規育成（H17: 0名、H21: 1名）
- 直売・加工施設整備と加工・販売の取組（H17: 0、H21: 2施設）
- 都市住民との交流による地域の活性化
 - ・ 田植え・稲刈り体験ツアー（H17:30名、H21:60名）、コスモス畑での収穫祭（H17:130名、H21:150名）

< 集団的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例 >

○ 広域集落協定による継続的営農体制の確立

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	新潟県上越市 <small>じょうえつし</small> 桑谷農業振興会 <small>そうやのうぎようしんこうかい</small>			
協定面積 107.4ha	田 (100%) 水稲・そば	畑	草地	採草放牧地
交付金額 1,966万円	個人配分			48%
	共同取組活動 (52%)	農道・水路の維持管理・補修費、農用地の維持費		18%
		共同利用機械・施設の整備費及び積立金		17%
		桑谷農業振興会活動費、事務経費 ほか		17%
協定参加者	谷浜・桑取地区の14集落 農業者141人、農業生産法人1、非農業者13人、その他1法人			開始：平成22年度

2. 取組に至る経緯

当地区では、これまで個々の集落が共同取組活動を通じて営農の基礎となる農道や水路を保全し農地と農業を守ってきたが、高齢化の進行と担い手不足により営農の継続が困難な集落も生まれつつあり、第3期対策に取り組めない集落があるのではないかと危惧していた。

上越市では、集落が担ってきた機能を維持し地域農業を守っていくために、集落間連携に向けた取組を全市で展開していたため、当地区もその必要性を認識し、市の支援・助言のもと集落間連携に取り組むことに至った。

3. 取組の内容

平成21年7月に集落間連携の可能性について検討するため、地区内で第2期対策に取り組んでいる集落と当地区に農業参入している(株)じょうえつ東京農大とで「谷浜・桑取営農推進連絡会議」を立ち上げ話し合いを開始した。

アンケートの実施などにより集落及び地域の現状と課題を把握しながら検討を重ねた結果、地域の課題等に対応していくためには、集落間で相互協力体制を築き、活動していくことが必要との意見でまとめ、集落協定を一本化することで合意が図られた。平成22年5月に「桑谷農業振興会」を設立し、広域集落協定を締結した。

振興会では専任の事務局長を配置するとともに谷浜土地改良区と連携して事務局体制を整備し、土地利用計画の作成や多面的機能の増進活動を共同で取り組むなど活動を開始した。



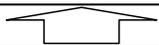
【桑谷農業振興会設立支部代表者会議】



【じょうえつ東京農大の研修生も参加しての共同作業】

[協定地区の将来像]

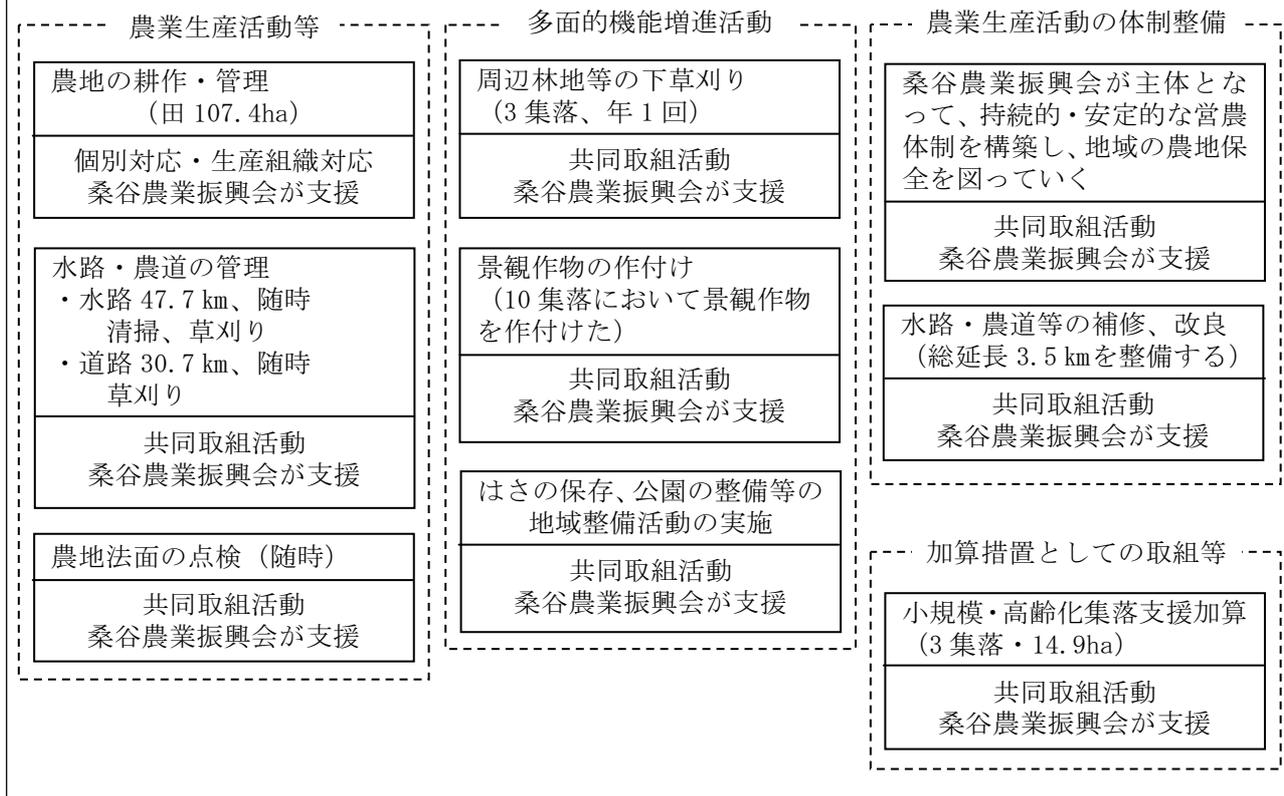
桑谷農業振興会が主体となり、地域・集落が抱える課題に対し、地域が一体となって取り組んでいくことで、農地の保全と継続的な営農体制の確立を目指す。



[将来像を実現するための活動目標]

- ・ 桑谷農業振興会の体制を整備し、農地の利用調整機能を発揮する。
- ・ 集落の共同取組への支援体制の確立など、地域内外の連携体制を構築する。
- ・ 関係機関・団体と連携して地域に定着する特産の開発を目指し、農業者の所得向上を図る。

[活動内容]



協定地区外との連携

○地区内の集落相互及び当地区に農業参入している(株)じょうえつ東京農大との連携を強化するとともに、地区外の平場の農業生産組織等との連携も図りながら、持続発展可能な中山間地域農業の仕組みづくりを進めていく。

4. 今後の課題等

桑谷農業振興会は設立されたばかりであり、今後、共同取組活動や農地の利用調整、外部組織等との連携など、集落単独では対応できない地域及び集落の課題について、できることから取り組みを進めていく。

また、地域に定着する特産作物の育成も重要な課題であることから、新規にアスパラガスの栽培に取り組み、水稻との複合経営による農業者の所得向上につなげていく。

[第2期対策の主な効果] (第2期対策では13集落協定だったため、その中から主な効果を記載)

- ・ 農業機械の共同利用による効率化・コスト低減 (4集落協定：当初0ha、目標4.4ha、H21実績7.8ha)
- ・ 新規就農者の確保 (大淵・増沢集落協定：目標1名、H21実績1名)
- ・ 集落営農の法人化 (土口集落協定：(農)グリーンファーム桑取、H19.2設立)

○集落独自ブランド「沢田米」の販売による集落活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	新潟県魚沼市水沢 <small>うおぬましみずさわ</small>			
協定面積 28.4ha	田 (100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 596万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	農業生産体制の整備に向けた活動経費		34%
		道・水路管理費、農地管理費		7%
		集落活性化のための事業費 役員報酬、事務的経費		3% 6%
協定参加者	農業者 35人、水沢生産組合 (構成員21人)			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、集落戸数29戸、うち農家数は21戸で、高齢化の進行に伴う担い手不足が懸念されている。また、平成16年の中越大震災で全村避難を行った旧山古志村に隣接しており、甚大な被害を受けている。

そこで、中山間地域等直接支払制度の第2期対策を契機に、震災からの復興、次世代に農地をどのように引き継ぐかを話し合い、集落全体をまとめた農業法人の設立を目指すこととして、農業機械の整備や生産組織の設立、集落の独自ブランド「沢田米」の商標登録に取り組んできた。

さらに第3期対策においては、「沢田米」の販路拡大、法人化に向けた生産組織の体制整備などに取組み、集落の活性化を図ることとしている。

3. 取組の内容

周囲を山の峰で囲まれている当集落では、生活雑排水が入らない自然の沢水だけで育てた魚沼産米を「沢田米」として商標登録し、展示商談会や県内イベントなどに積極的に参加して直接販売に結びつけている。この「沢田米」の販売を契機として、都市住民との農業体験交流が開始され、集落ぐるみでの受入に取り組んでいる。

また、集落の景観整備のため、花いっぱい活動や水芭蕉の植生を行うとともに、震災後途絶えていた隣接集落との交流再開などにより、集落の活性化を図っている。



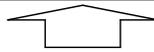
【水沢集落と棚田】



【沢田米の販売】

【集落の将来像】

集落全体を包括した農業法人を結成し、集落の農地を守るとともに、商標登録した独自ブランド「沢田米」の販売網を構築する。さらに、都市との交流を促進し、これらの活動を通じて集落の維持発展を目指す。



【将来像を実現するための活動目標】

- 「沢田米」の販売網拡大
- 農業法人化に向けた体制整備

【活動内容】

----- 農業生産活動等 -----	多面的機能増進活動	----- 農業生産活動の体制整備 -----
農地の耕作・管理 (田28.4ha) 生産組織 (20ha) 及び個別対応	周辺林地の下草刈り (約0.5ha、年1回) 個別対応	生産組合への農地集積 ・利用権設定及び農作業受委託に係る説明会開催 (年1回) 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路5km、年2回 清掃、草刈り ・道路6km、年2回 草刈り 共同取組活動	景観作物作付け ・菜の花、コスモス、水芭蕉 を約0.7ha作付け ・春・秋祭りの主催 共同取組活動	
農地法面の定期的な点検 (年2回及び随時) 共同取組活動	ビオトープの確保 ・めだか等の保護 共同取組活動	

4. 今後の課題等

イベント等を通じた「沢田米」の販売増加や都市住民との体験交流の受入によって、集落の自信と話題づくりにつながっている。

今後、集落の活性化のために、独自ブランドとしての「沢田米」の認知度をさらに高め、安定した販売網の確保を図るとともに、生産組織への集落農地の集積、組織体制の整備により農業法人化に向けて取り組むことが課題である。

また、都市住民等との体験交流活動の継続、拡大のため、集落のPR及び受入体制の確立が課題である。

【第2期対策の主な成果】

- 農業機械の共同利用等による営農の効率化・低コスト化
 - ・担い手への農作業委託 (H17: 2ha、目標: 5ha、H21: 8.9ha)
 - ・機械・農作業の共同化 (H17: 1ha、目標: 5ha、H21: 19.1ha)
- 認定農業者等を中心とした営農体制の整備
 - ・認定農業者数 (H17: 1名、H21: 6名)
- 「沢田米」の商標登録及び有利販売の開始
- 集落の近隣集落との交流会の実施

○都市住民や他集落との連携による地域の活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山県 <small>とやましやつおまちかわにし</small> 富山市八尾町河西			
協定面積 19.1ha	田 (98%)	畑 (2%)	草地	採草放牧地
	水稲	ブルーベリー等	0	0
交付金額 412万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	農道等の維持管理・補修等		31%
		農用地の維持管理費		18%
		役員報酬		1%
協定参加者	農業者19人、河西活性化協議会（構成員19人）非農業者4人		開始：平成12年度	

2. 取組に至る経緯

当集落は、過疎化・高齢化の進行により、集落内の農地の保全が懸念される状況となったことから、平成12年度に隣接する2集落で集落協定を締結し、農業機械の共同利用や水路・農道の維持管理活動に取り組んできた。平成17年度には、集落外に転出した非農家を含めて第2期対策の集落協定を締結し、従来の共同活動に加え、耕作放棄地を活用したブルーベリー等の栽培や棚田オーナー制度の実施に取り組んできた。

第3期対策では、10年前と比較して更に協定参加者の高齢化が進行している現状を踏まえ、集团的サポート型による協定参加者が耕作できなくなった場合のサポート体制を構築し、特産物の栽培や加工品の開発、コスモス等の景観作物の作付け、都市住民との交流に取り組んでいる。

3. 取組の内容

当集落は、農業コストの低減を図るために、農業機械の共同利用を進めるとともに、耕作できなくなった農地や復元した耕作放棄地において、集落共同でソバやブルーベリーなど栽培している。また、棚田オーナー制度に取り組み、米作りや野菜作りを通じて都市住民との交流を推進している。

今後は、隣接集落と共同で高齢農家への農作業支援をしつつ、山菜など特産物の栽培やブルーベリージャム等の加工品の開発に取り組むとともに、体験農園の開設や集落に伝わる伝統文化や里山の自然を活用した体験交流の実施、都市住民による援農体制の確立など、都市住民との交流・連携によるむらづくりを推進することとしている。



【復元農地でのブルーベリー栽培】



【棚田オーナーによる田植え体験】

[集落の将来像]

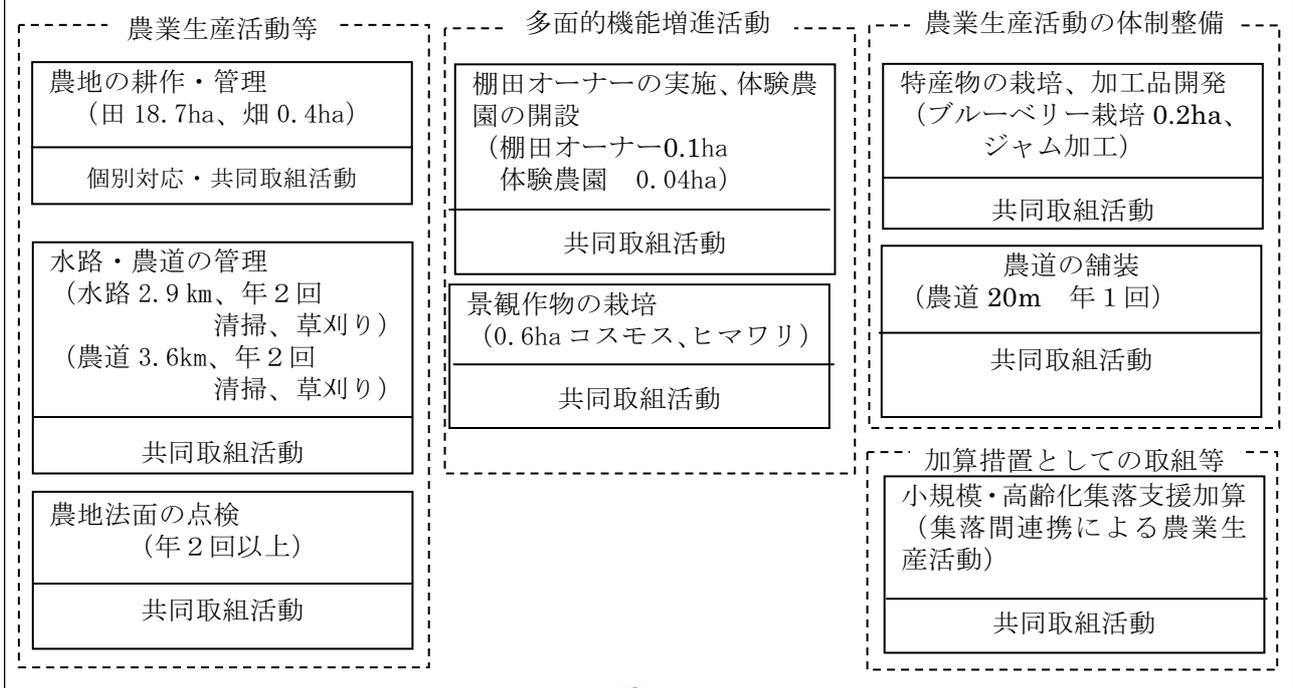
- 農作業や農業機械の共同化を推進するなど農業コストの低減を図りつつ、高齢農家へのサポートを実施しながら、都市との交流・連携を推進し、集落全員がいきいきと農業を継続できるようなむらづくりを推進する。



[将来像を実現するための活動目標]

- ・ 農作業や農業機械の共同化を推進する。
- ・ 農業の継続が困難となった農地が生じた場合は、その農地は集落共同で農産物を栽培する。
- ・ 集落内の地域資源を活用した都市農村交流事業を推進する。
- ・ 新たな特産物の栽培と農産加工品の開発研究。

[活動内容]



協定参加者以外との連携

- 棚田オーナーに参加している家族を対象に体験農園で野菜作りや、景観作物(コスモス、ヒマワリ)を作付け
- 秋に河西コスモスフェアを開催し、都市住民と交流

4. 今後の課題等

第1期対策と比べて協定参加者の高齢化がかなり進行していることから、協定参加者の負担軽減を図るために、都市部からの新規就農者を確保することが課題となっている。今後は、都市住民との連携による共同作業の実施や耕作できなくなった農地を市民農園として活用するなど、農地保全や集落の活性化に向けた取り組みを考えている。また、ブルーベリージャムなどの加工品を開発し、直売所等での販売にも取り組みたい。

[第2期対策の主な成果]

- 農業機械の共同利用の促進 [基幹3作業 H17: 12.1ha、H21: 14.3ha]
- 非農家との連携による多面的機能の持続的発揮
集落共同作業における非農家参加 [H21: 4名]
- 耕作放棄地の復旧 復元面積 [H17: 0a、H21: 43a、復元後にブルーベリー等を栽培]

<農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例>

○次世代就農者のための体制整備

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山県氷見市久目			
協定面積 39.6ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 408万円	個人配分			32%
	共同取組活動 (68%)	農道の維持管理・補修		48%
		農用地の維持管理費		12%
		役員報酬等		8%
協定参加者	農業者 60人、生産組合1			開始:平成13年度

2. 取組に至る経緯

久目集落は氷見市街地より南西に位置し、上庄川沿いを中心に農地が広がっている。当集落は多数の団地を有し、各団地で農業生産に力を入れてきたが、農業従事者の高齢化や若者の都市部流出による担い手不足で、今後どうやって農地を維持するかが問題となっていた。

そこで、集落での話し合いにより、団地間の連携を強化し、地域一丸となって農地を守ることにし、平成13年度より本制度に参加し、共同活動を通じて集落全体での農地の管理に努めている。

3. 取組の内容

定期的な草刈りや農地法面の点検のほか、平成17年度からは共同防除の拡大を行い、農地の効率的な維持を図っている。

また、第3期対策からは農業生産条件の強化を図るため、地域住民による農道舗装を実施しており、高齢の農業従事者でも安心して作業が行えることと、次世代の就農者が農業に携わりやすい環境を整備することで、担い手の確保を促進している。



【農道のコンクリート舗装（自己施工）】



【認定農業者による農業生産活動】

[集落の将来像]

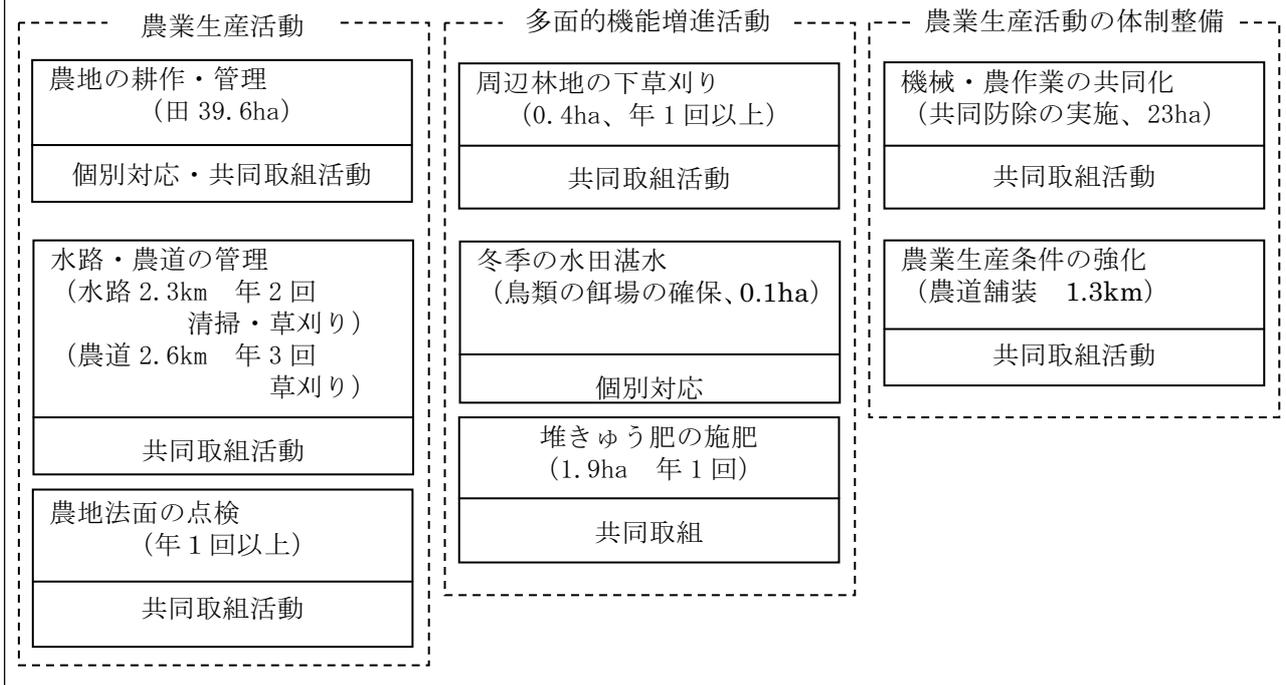
- 農道舗装等の基盤整備を行い、誰でも安心して農業に従事できる環境を築く
- 水路や農道の草刈り等の共同取組活動を通じ、地域一丸となって農地の維持に努める



[将来像を実現するための活動目標]

- ・共同活動を通じて連帯感を深め、地域全体で農地の維持管理を行う。
- ・農道舗装等の基盤整備を強化する。

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

当集落の農地は南北に広く分布しており、個別で農地を管理するには限界にきていたが、中山間地域等直接支払制度に取り組んだことで、草刈りや防除を共同で行うようになり、集落全体で農地を管理する意識が高まっている。

また、第3期対策から拡充された、飛び地などの農用地要件の緩和により、山間部に位置する少数の水田にも共同管理の目が行き届くようになり、荒廃地の防止につながっている。

今後は、この広大な農地を後世に伝えていくために、農道舗装等による基盤整備や共同活動に力を入れ、誰でも安心して農作業を営める集落づくりに努めていきたい。

[第2期対策の主な成果]

- 機械・農作業の共同化の推進 [共同防除、H17:10ha、H21:23ha]
- 水路・農道の管理 [水路H17:1.7km、H21:2.0km、農道H17:2.1km、H21:2.3km]
- 認定農業者の育成 [H17:0人、H21:1人]

<機械・農作業の共同化に取り組む事例>

○集落営農の強化による共同集約化の推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山県滑川市大崎野 <small>なめりかわしおおさきの</small>			
協定面積 58.9ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、麦			
交付金額 1,236万円	個人配分			—%
	共同取組活動 (100%)	共同利用施設及び機械整備費		73%
		農用地の維持管理費		25%
		役員報酬		2%
協定参加者	農業者16人、営農組織1 (構成36人)			開始:平成13年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、小規模営農による採算性の問題に加え、高齢化が進行する中で農業生産活動の継続や耕作放棄の発生に不安があったことから、平成13年度より中山間地域等直接支払交付金を活用し、機械や施設等の共同利用による作業集約化、営農組織化を目指した取り組みを開始した。

第3期対策からは、営農組織を強化し、共同集約化の更なる拡大を図るため、協定を締結し取り組んでいる。

3. 取組の内容

当集落は、水路・農道等の維持管理活動や周辺林地の整備活動などの共同取組活動に加え、集落を基礎とした営農組織の強化・育成により農地の保全に努めている。

第3期対策では、集落営農による機械・農作業の共同集約化、生産コストの低減を一層促進するとともに、従来対象としていなかった農用地等での営農に積極的に取り組み、農業生産活動を拡大している。

また、農道のコンクリート舗装や用水路の改修を共同取組活動により行い、農業生産条件の維持・強化に取り組んでいくことにしている。



【田植えの共同作業】



【周辺林地の整備活動】

[集落の将来像]

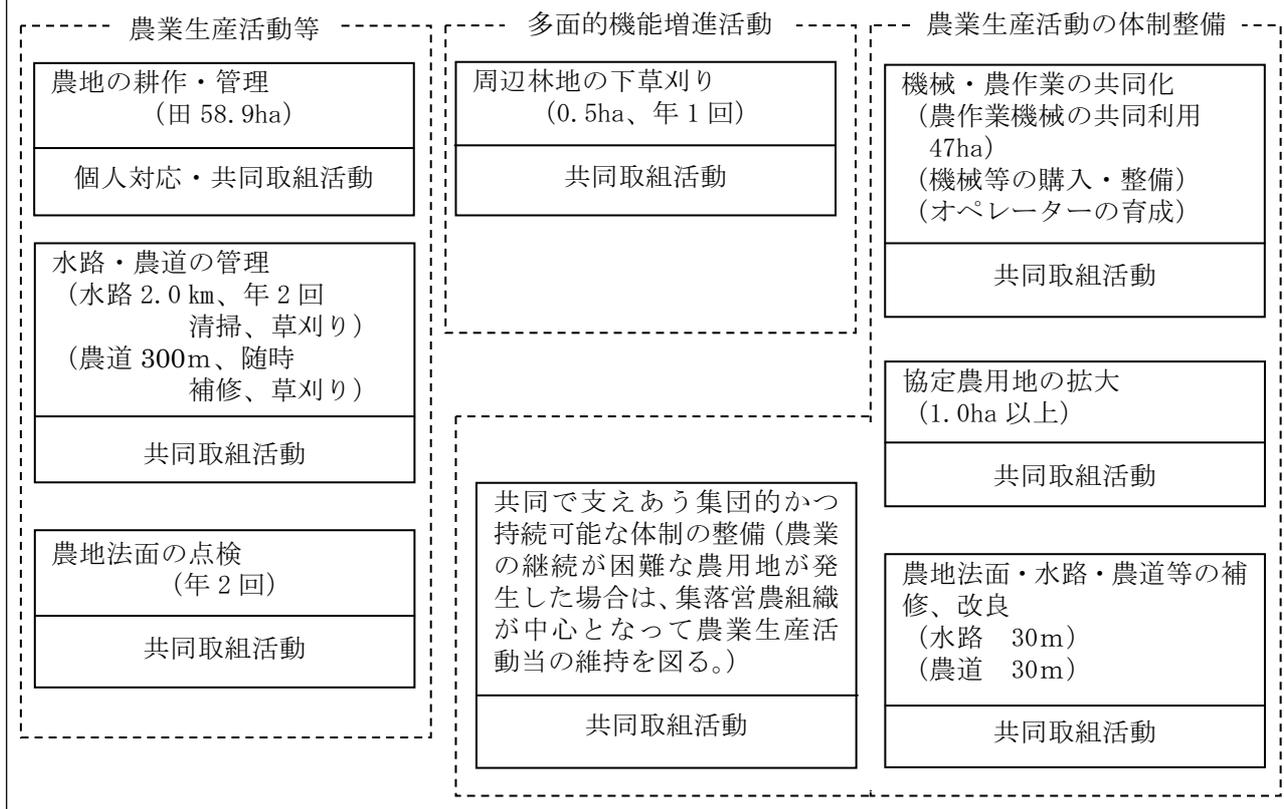
- 共同集約化による助け合いと農業生産活動の効率化により、明るく、元気な農村集落の形成・発展を目指す。



[将来像を実現するための活動目標]

- ・ 集落営農組織の強化、拡大
- ・ 農業生産基盤の維持、改良
- ・ 集落総意の合意形成

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

交付金の活用により、集落内で連携した農地や水路・農道の維持や管理活動、農作業・機械の共同化、助け合いが進められ、農業生産活動を継続し農地を後世に引き継いでいく体制を強化することができたが、今後も高齢化や兼業による農業者の負担が厳しい状況にあることから、集落営農を強化していくことが課題となっている。

[第2期対策の主な成果]

- 機械・農作業の共同化
 - ・ 田植え機等の共同利用 [H17: 0km、H21: 45ha]
- 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携
景観作物の作付け、基幹水路清掃等を共同で実施 (非農業者11人、他集落2集落)
- 水路・農道の適正な管理
 - ・ 農道舗装による、農業の円滑化 [H17: 0km、H21: 300m、随時]
 - ・ 水路江ざらい等 [H21: 2km、年2回]

<農地・水・環境保全向上対策と連携して効果的に活動に取り組む事例>

○集落営農が取り組む環境保全型農業

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	石川県 <small>こまつしかみむぎくち</small> 小松市上麦口			
協定面積 1.9ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	大麦			
交付金額 20万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	農用地の維持管理費		50%
		農道の維持管理・補修等		39%
		役員報酬		11%
協定参加者	麦口地区営農組合(構成員9人)			開始:平成18年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、急速な高齢化の進行及びほ場条件が良くないこと等から集落内での認定農業者の育成や他地域からの入作が期待できず、耕作放棄地の発生が懸念されていた。

このため、集落協定の締結を契機に集落内での話し合いを進め、集落全体による水路・農道等の維持・管理や農地保全に取り組むとともに、平成18年9月に設立した麦口地区営農組合を中心とした集落営農体制の強化を図ることに至った。

3. 取組の内容

当集落は、農地・水・環境保全向上対策と連携して中山間地の特性を生かした高付加価値農産物の生産を目指すとともに、虫の生息等生態系保全に資するため、地域全体での浅水代掻きや稲わらのすき込みを実施している。

また、先進的に減農薬、有機質肥料の投入などの環境保全型農業を実施するものであり、環境負荷低減を図っている。



【農地から見た集落風景】



【農道管理状況】

[集落の将来像]

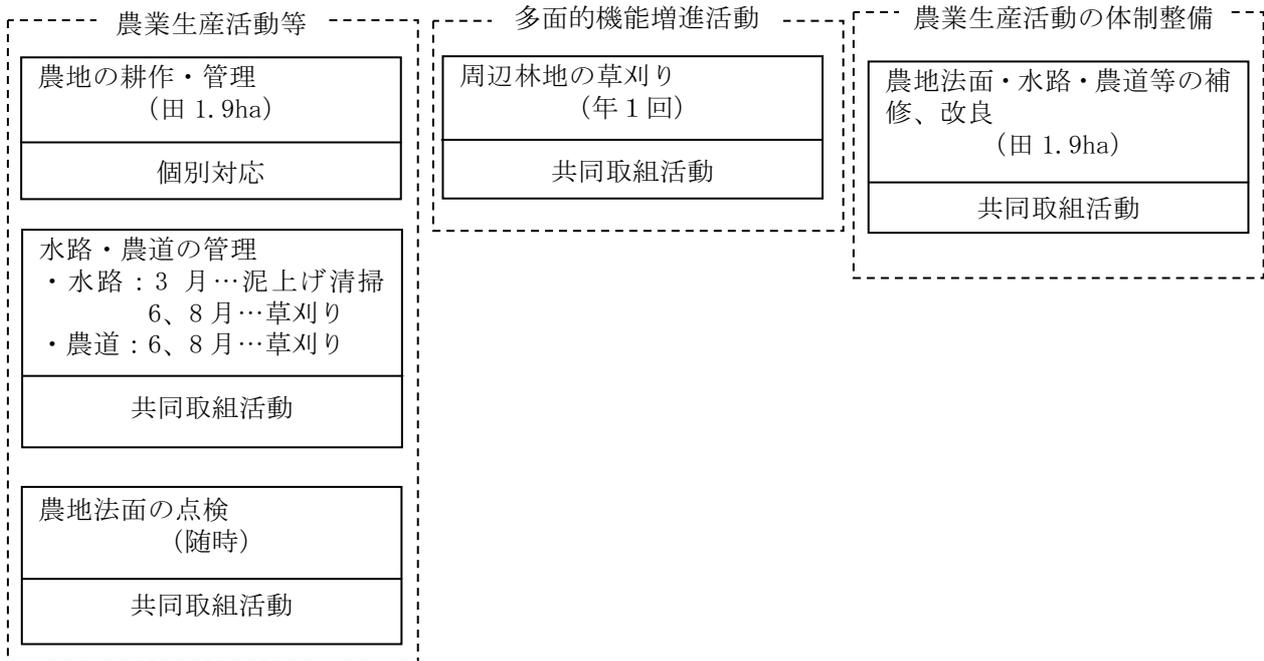
当集落は、全農家が水稻・大麦を中心とした第2種兼業農家であり急速な高齢化が進行している。今後集落の農業者を中心とした集落営農組織を担い手として位置付け、集落営農組織への利用集積を図り、農用地の保全、農作業の共同化による農業経営の効率化と農村景観の維持に努める。



[将来像を実現するための活動目標]

・耕作放棄が発生しそうな農用地については、集落営農組織への農作業の受託や利用権の設定等集落営農組織に農地の利用集積を図り、集落営農組織の構成員が共同で役割分担しながら営農活動等を継続し耕作放棄地の発生を防止する。

[活動内容]



4. 今後の課題等

協定農用地について、既存集落営農組織による集積率100%を達成することができた。今後も集落内の農家と連携して引き続き現状維持を図っていくことが課題となっている。

[第2期対策の主な効果]

- 鳥獣害防止対策
 - ・イノシシ防除の電気柵設置 (約1km)
- 担い手集積化
 - ・協定対象農用地の集積 集積率100%

<担い手への農地集積等（協定農用地の拡大を含む）に取り組む事例>

○担い手と支える農業

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	石川県白山市別宮出町 <small>はくさんしべっくくでまち</small>			
協定面積 6.0ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	米			
交付金額 126.6万円	個人配分			56%
	共同取組活動 (44%)	農道の維持管理・補修等		24%
		揚水施設等修繕等		16%
		事務費等		4%
協定参加者	農業者 6人、非農業者 3人、農業生産法人 1法人			開始:平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、これまで兼業農家が農地を保全してきたが、高齢化が進行し、農家数も減る中、今後の耕作継続が困難な状況であった。

このため、耕作放棄地の発生を防止するため、近隣集落の担い手に協定農用地すべての集積を依頼し、その担い手を集落で支えるという体制づくりに取り組むこととした。

3. 取組の内容

当集落は、担い手との共同活動により、鳥獣害対策として農地周辺の草刈りや電気柵の設置を実施し、農地保全に努めている。

また、畦畔の草刈り、水路、農道等の管理を実施し、畦畔に景観作物を作付け、多面的機能の増進にも努めている。



【協定農用地と集落】



【彼岸花の植栽】

[集落の将来像]

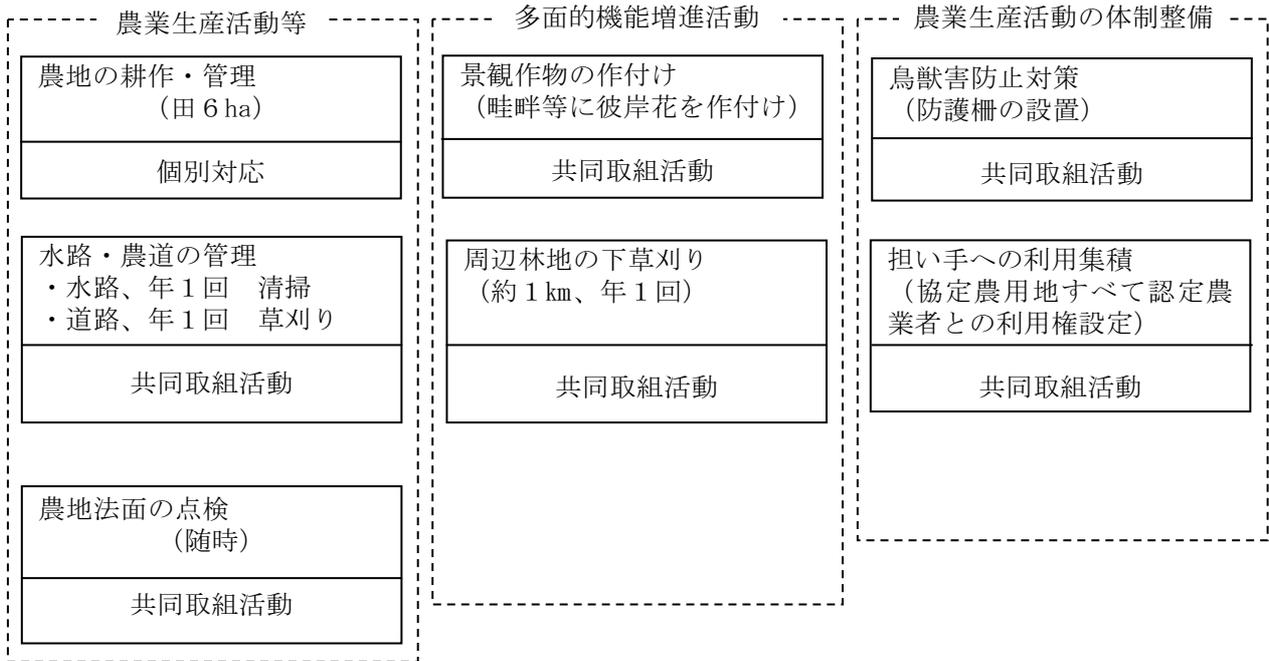
今後も耕作放棄の発生を防止するため、集落と担い手が共同して農地の保全を図っていく。



[将来像を実現するための活動目標]

・耕作放棄の発生を防止するため、担い手への利用集積を継続して行える体制づくり。

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

担い手を集落で支える体制により、耕作放棄地の解消につながっているが、今後、サポート役の協定参加者の増加が見込めない中、現在の協定参加者の高齢化により、共同取組活動に係る担い手の負担が大きくなっていくことが予想される。

[第 2 期対策の主な効果]

- 非農家・他集落との連携
 - ・非農家とも連携し、水路や農道の管理を実施
- 担い手への利用集積
 - ・全協定農用地を利用集積継続 (H17約5.7ha、H21約5.7ha)

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○笠池機械利用組合の法人化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	石川県河北郡津幡町 <small>かほくぐんつばたまち</small> 笠池ヶ原 <small>かさいけがはら</small>			
協定面積 27.5ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	米			
交付金額 566万円	個人配分			48%
	共同取組活動 (52%)	農用地の維持管理費		15%
		農道の維持管理・補修等		35%
		役員報酬		2%
協定参加者	農業者 22人、生産組織1組合、水利組合2組合			開始:平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、水稻作付け面積15ha、12戸の農家で営農していた。近年、高齢化が進み、離農農家が生じることが集落の懸案事項となっていたところ、平成19年度に5戸の農家の総意で機械利用組合が設立され、離農農家の受け皿となっている。

今後、高齢化等による作業受託等がさらに増えることが予想され、継続的な経営を行う必要があるため、機械利用組合の法人化に取り組むに至った。

3. 取組の内容

当集落は、機械利用組合に加入している4名が主体となり、集落内の組合未加入の農家にも加入を働きかけると同時に、経理を一元化した。法人化に向けての取組は、複式簿記や雇用労務、会計事務等の事務処理能力を習得するための研修受講を検討している。

また、経営規模拡大や、硬化苗育苗請負を新たに行い、経営所得の向上を図っている。



【笠池機械利用組合が所有する乾燥調整施設及び育苗施設】



【施設内にある粉貯蔵タンク】

[集落の将来像]

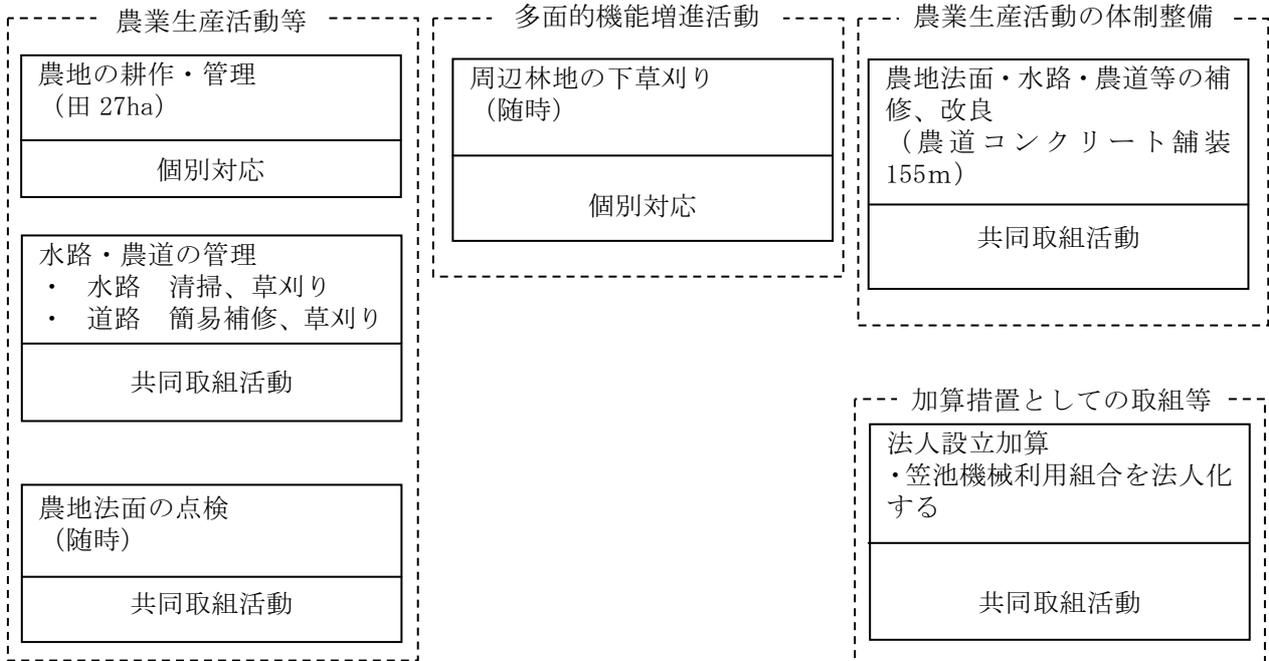
集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備をする



[将来像を実現するための活動目標]

- ・ 笠池機械利用組合を法人化する

[活 動 内 容]



集落外との連携

隣接する彦太郎島集落も協定に参加している。その内、笠池機械利用組合は約3haの作業受託している。

4. 今後の課題等

今後、高齢化等により離農農家が増加すると予想されるため、農業の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制を確立したい。また、世代交代をスムーズに行い、定年帰農者を活かした継続的な営農体制整備を行い、耕作放棄地の発生を防止する。

[第2期対策の主な効果]

- 認定農業者の育成 ・ 2名から4名に増加

東 海

<集落営農組織の育成に取り組む事例>

○集落営農による農地保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岐阜県加茂郡白川町 久室			
協定面積 8.3ha	田 (100%) 水稲・大豆	畑	草地	採草放牧地
交付金額 138万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	防草シート設置・共同機械の購入・鳥獣害防止対策		72%
		農地の維持管理活動		22%
		水路・農道の点検及び維持管理活動 会議等		3%
協定参加者	農業者 44人 (うち集落営農組織に加入者 44人)			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

- 当地区は昭和60年度に圃場整備田が完成し、個人営農から共同機械による共同作業が始まり、水稲栽培と農地保全が行われてきた。過疎化、高齢化が進む中、営農組織の合理化と大豆転作に取組みを続け、機械組合を中心に集落営農を実施してきた。
- 平成12年度から本交付金の交付を受け、農地、法面、道路、水路の管理を実施するとともに、将来の集落のあり方について頻繁に話し合いが行われた。
- 第2期対策の中、平成19年度には耕起から収穫までの農作業会計を一元化した集落営農組織とし、農地管理も実施する特定農業団体として従来の機械組合から営農組合へ大きく前進した。第3期対策からは町の基本方針により、緩傾斜の対象地区を取り込み、全農家が参加する集落営農を実践している。

3. 取組の内容

- 本交付金により農地の法面に防草シートを設置し、今までの草刈り労力の軽減を図った。今後も計画的に防草シートを設置する計画である。農道、水路、パイプラインの管理は定期的なパトロールを行い、施設の修繕・維持管理に努めた。また、共同機械を活用し水稲・大豆の農作業の効率化を進めた。今後は農作物の安定生産のため、電気牧柵の設置による鳥獣被害の防止対策を予定している。



【共同機械による水稲刈取作業】



【共同機械による大豆収穫作業】

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○牧草栽培の作業委託・多面的機能の維持

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岐阜県 <small>やまがたし</small> 山県市 <small>とみなが</small> 富永			
協定面積 3.26ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	牧草			
交付金額 20.8万円	個別配分 0%			
	共同取組活動 (100%)	活動内容		
		水路・道路の適切な管理を行う。	58%	
		農地法面の適切な管理を行う。	14%	
		昆虫類の保護を行う。	11%	
		役員報酬	17%	
協定参加者	農業者 18人、美山酪農組合 3人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

昭和60年から平成3年に行った土地改良事業により、水田の合計面積は約3haとなった。ところが、水量の不足や農業者の高齢化、後継者不足等により水田を水稻生産ではなく、生産調整として利用する者が増加した。また、生産者の高齢化や後継者不足は、水田の維持管理へも影響を与えるほどになってきた。

そのため、中山間地域等直接支払制度を活用し水路や農道等の整備や水田機能の維持を行うため、集落協定を締結することとなった。

3. 取組の内容

- ・酪農組合への作業委託による牧草栽培の推進
- ・共同取組活動による水路・農道の管理と農地法面の草刈り
- ・多面的機能増進のためホタルの保護・育成活動とサクラ、アジサイの育成管理



集落の風景（全景）



ホタルの保護活動

【集落の将来像】

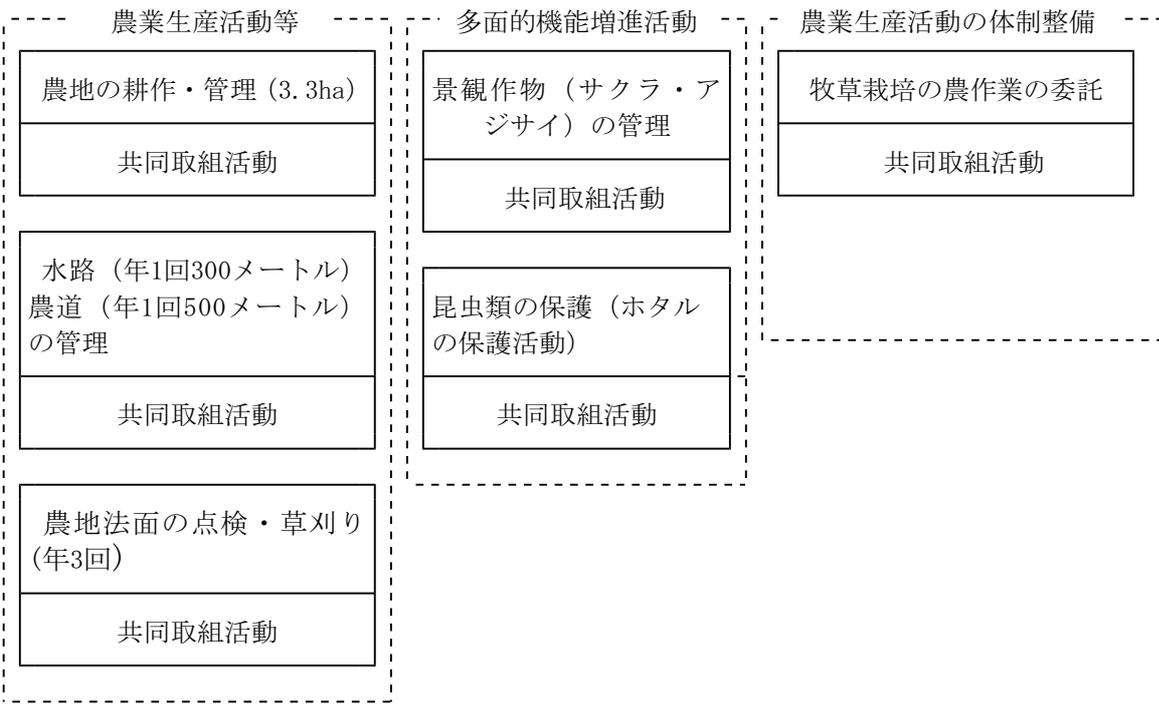
- ・現在実施している酪農組合への牧草栽培の農作業委託を推進する。
- ・水路・農道は共同取り組み活動により適切な管理を行う。
- ・農地法面の適切な管理を行う。
- ・地域にいる昆虫類等の保護活動を今後も実施する。

農業生産活動の体制整備

【将来像を実現するための活動目標】

現在の共同取り組み活動を継続するとともに、多くの協定参加者に活動に参加してもらう。

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

- ・協定参加者の高齢化が進んでおり、年々共同取り組み作業が難しくなっている。

【第2期対策の主な成果】

- ・農地法面の定期的な点検及び草刈りにより農地法面が適正に管理されている。
- ・ホタルの保護活動により、毎年多くのホタルが飛ぶようになった。
- ・サクラ等を管理により毎年多くの花をつけている。

[集落の将来像]

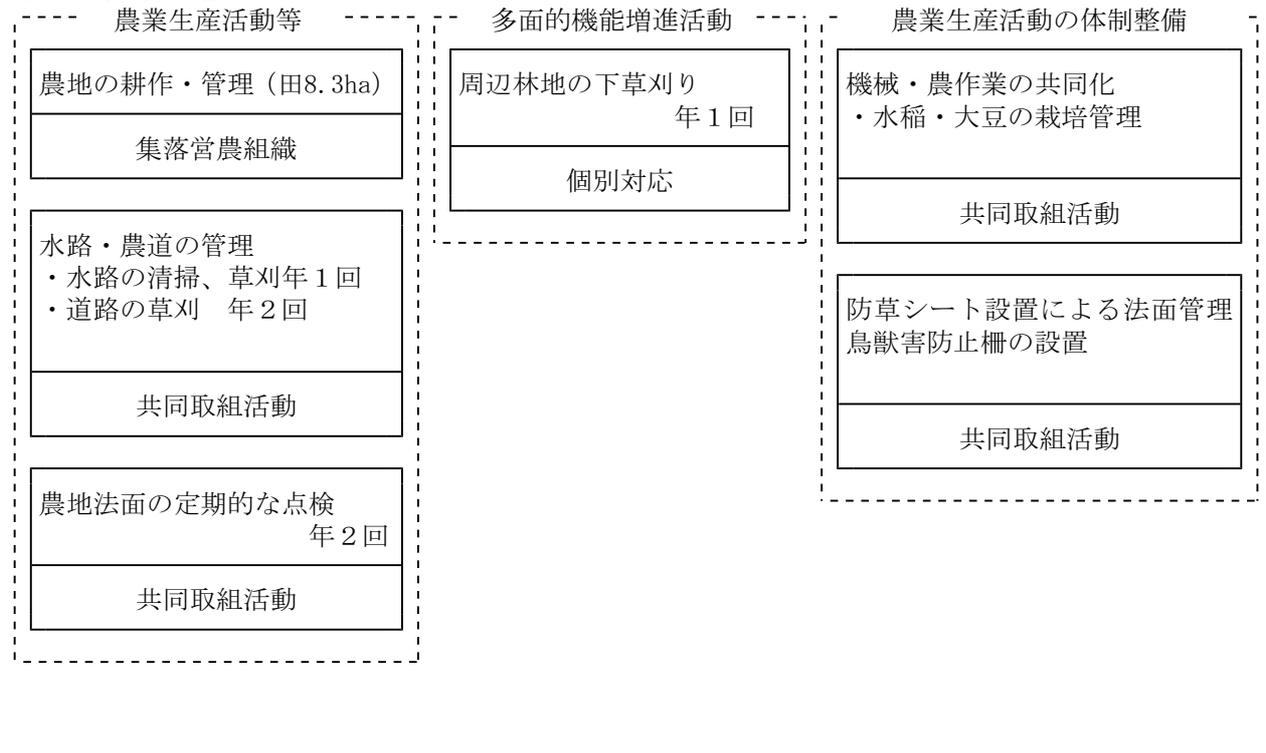
- 集落営農を継続し、大豆作付による遊休農地の活用と鳥獣害の抑制を行い、美しい農村風景を守る。



[将来像を実現するための活動目標]

- 防草シートの設置、機械共同の購入、電気柵の設置・管理

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

- ・ 水稲、大豆作付のほかに基幹作物となる新規作物の導入、安定した集落営農を確立するための体制づくりとして、法人化の検討、担い手となるオペレーター育成などが課題である。

[第2期対策の主な成果]

- 機械・農作業の共同化の推進
 - ・ 共同機械（トラクター、田植機、コンバイン）による共同作業 3ha実施
- 集落営農組織体制の強化
 - ・ 平成19年度 特定農業団体に認定

<多様な担い手の確保に取り組む事例>

○小畑で見つけよう感動体験

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	愛知県新城市 <small>しんしろし</small> 小畑 <small>おぼた</small>			
協定面積 8.3ha	田 (100%) 水稻	畑	草地	採草放牧地
交付金額 80万円	個人配分			42%
	共同取組活動 (58%)	役員・事務費等		22%
		道路・水路管理費		17%
		農機具購入積立金		19%
協定参加者	農業者 27人 (構成員27人)			開始：平成22年度

2. 取組に至る経緯

本集落は高齢化により、農業後継者がいない事や鳥獣被害により耕作出来なくなってしまう、今後ますます遊休農地や耕作放棄地の拡大が予想され集落全体が衰退してしまう危機感が持たれていた。

こうした事を少しでも解消する為、本制度に取り組む農村環境の保全と地域の活性化を図る。

3. 取組の内容

- ・農用地の管理（清掃・草刈り）を実施。
- ・農業用施設の維持管理（点検・簡易補修・維持修繕）の実施。
- ・農地と一体となった周辺林地の下草刈り等の実施。
- ・鳥獣被害防止のため、協定農用地への柵、ネット等の設置と集落パトロールの実施。



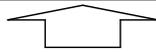
【小畑集落の風景】



【農業体験の様子】

[集落の将来像]

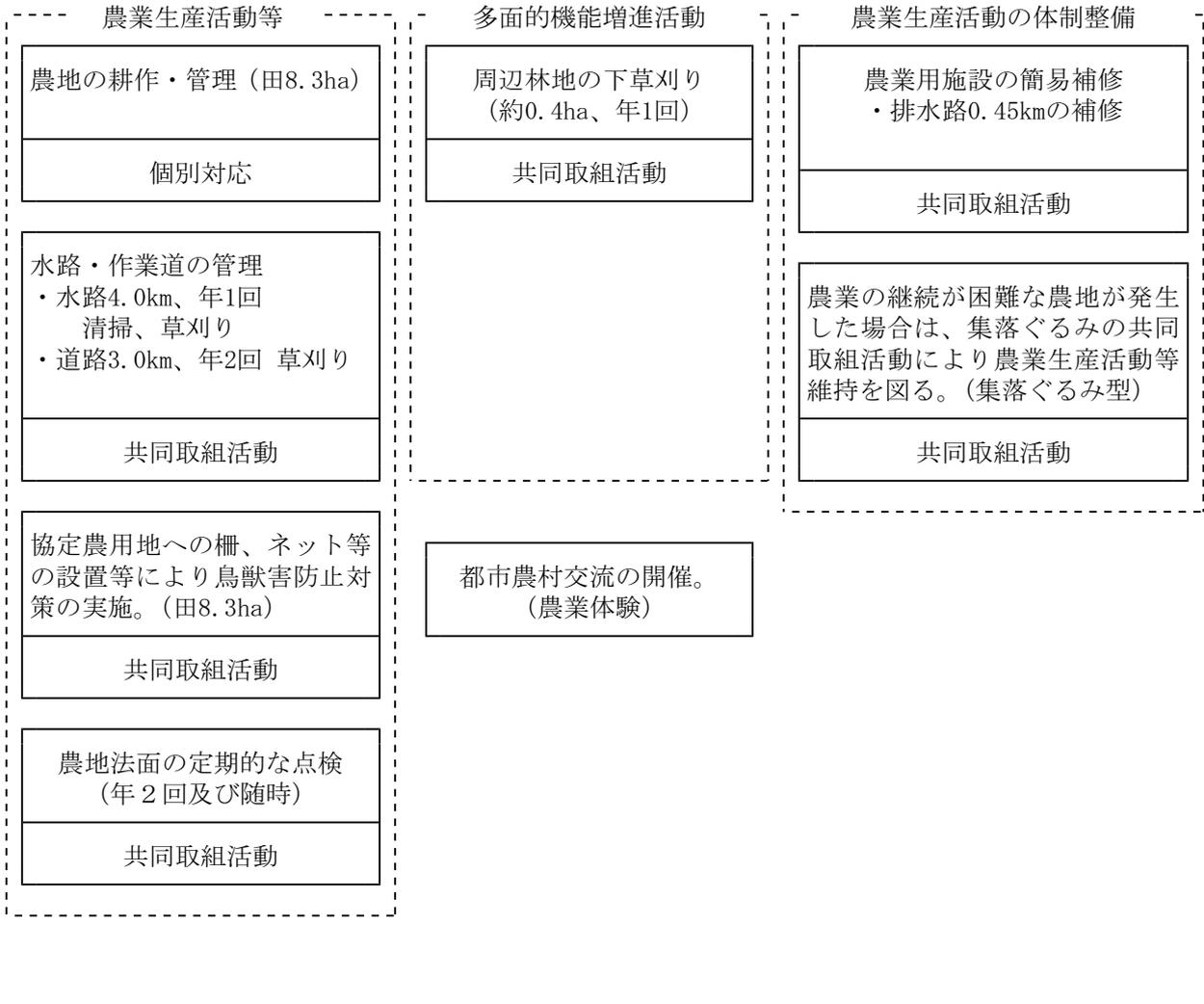
- ・ 集落協定を基礎として、既存の農地を維持・管理し、今後10～15年度も耕作放棄地を出さない。



[将来像を実現するための活動目標]

- ・ 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備を行い、農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えサポート体制を維持する。

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

- ・ 地域の活性化が図られ、農業者自らが率先して農地をどのように利活用していくかまた、集落として今後どうあるべきか、集落ビジョンを検討するまでとなった。
- ・ 今後は本協定を基礎として、今ある農村景観を守りながら、都市農村交流を通じて都市住民に食の安全・安心を訴えながら直接に農産物を販売していく

<農機具共同化に取り組む事例>

○農業用機械の共同化による農業の継続

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	愛知県豊田市 ^{とよたし} 和合 ^{わごう}			
協定面積 27.2ha	田 (66%)	畑 (34%)	草地	採草放牧地
	水稲	野菜・果樹・茶畑		
交付金額 318万円	個人配分			20%
	共同取組活動 (80%)	役員・事務費等		10%
		道路・水路管理費		10%
		農機具購入積立金		60%
協定参加者	農業者 38人、非農業者 6人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

和合集落は、高齢世帯率が60%以上に達している。高齢世帯では、経済的に個人での農業用機械の更新が困難になりつつある。今後、機械の更新ができないことによる耕作の中止が予想される。このため、農業用機械を共同化することにより、農業を継続し耕作放棄地の発生を防ぐ。

3. 取組の内容

以下のスケジュールで農業用機械の共同購入を実施

- H22 共同購入のための協議、実態調査
- H23 共同利用組織の設立、保管場所確保
- H24 機種選定、購入
- H25 貸出実施



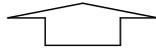
【稲刈り】



【農機具の整備】

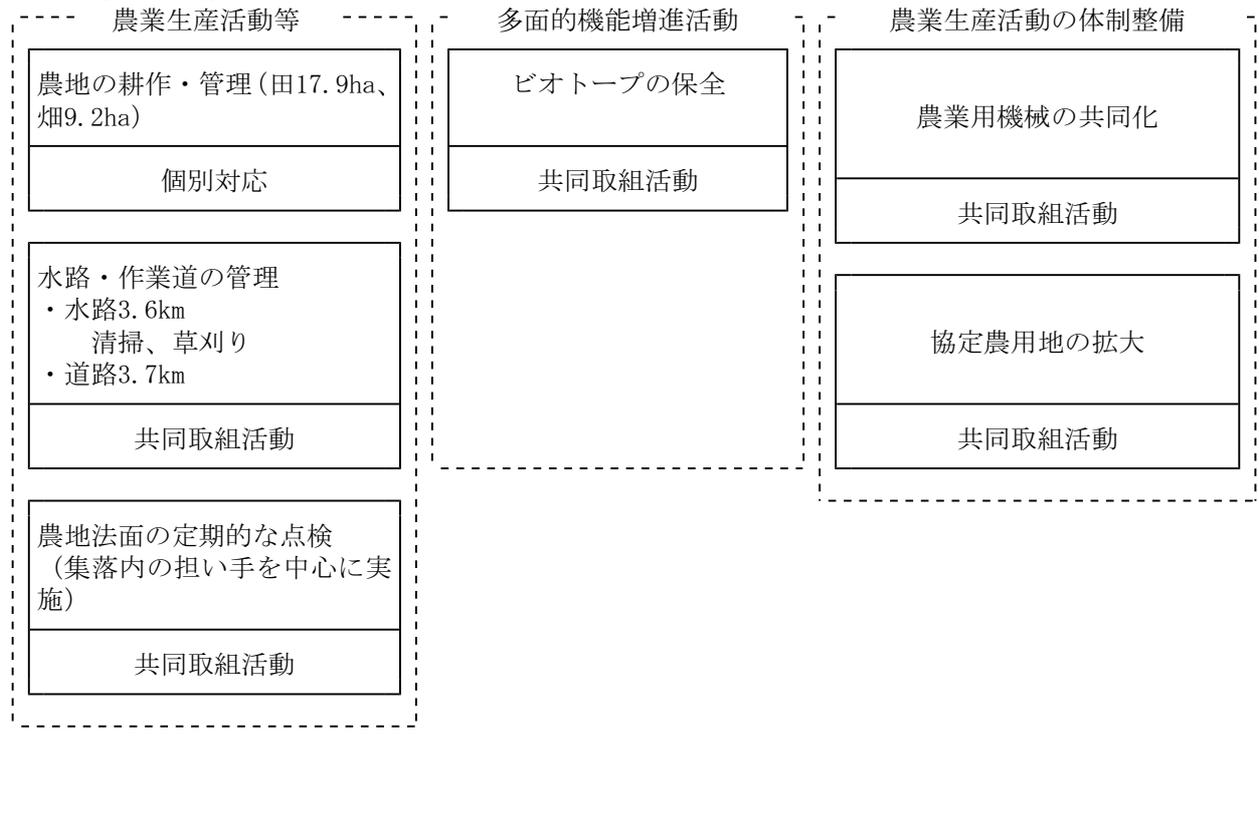
[集落の将来像]

- ・ 農業用機械共同化により、集落の農業を継続し耕作放棄を防止する。
- ・ 協定農用地の拡大を図る。



[将来像を実現するための活動目標]

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

農業用機械の共同化を進めるために交付金の積み立てを行うが、今後、数種類の農業用機械の更新が必要であり資金が足りない。このため、愛知県山間地営農等振興事業等の補助事業を検討している。

[第2期対策の主な成果]

- 水路・農道の草刈・清掃・補修などを共同活動で行い、害虫の発生を抑制した。
- 先進地視察により、未耕作地の管理について共同理解が深まった。

<機械・農作業の共同化に取り組む事例>

○集落一農場を目指して

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	三重県津市 <small>つし</small> 桂畑 <small>かつらばた</small>				
協定面積 10ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地	
	水稻				
交付金額 212万円	個人配分			50%	
	共同取組活動 (50%)	役員報酬			6%
		事務費			2%
		景観対策費			2%
		水路維持管理費			21%
防護柵費			19%		
協定参加者	農業者 24人、生産組合(構成員25人)			開始:平成12年度	

2. 取組に至る経緯

・集落の抱える課題

桂畑集落では、9名で構成する南出農家組合が平成5年度より水稻の基幹作業受託を行ってきたが、構成員の高齢化等により組織の存続が危ぶまれる状況となってきたため、本事業の第1期対策から取り組み、集落代表者が中心となり集落営農の組織づくりを進め、平成19年8月に25名で構成する桂畑営農組合が設立された。

しかし、今後、益々農業者の高齢化が進み、後継者不在の中、耕作が出来ない農地が発生増加することが懸念される。

・協定締結までのプロセス

本集落においては営農組合という継続的な農業生産活動を行う礎が出来た。今後、個人で耕作が出来ない農地が発生した時に対処できるよう、本事業を活用し、組合員が協力して継続的な農業生産活動を行うためにも、第3期対策も協定を締結した。

3. 取組の内容

・集落営農組織による農業生産活動を目指し、協定参加者による話し合い、オペレータの育成、共同利用施設の改築、共同利用機械の購入、農地進入路の舗装等将来像を実現するための取り組みを行っている。



【集落の風景】



【共同利用機械(乾燥機)】

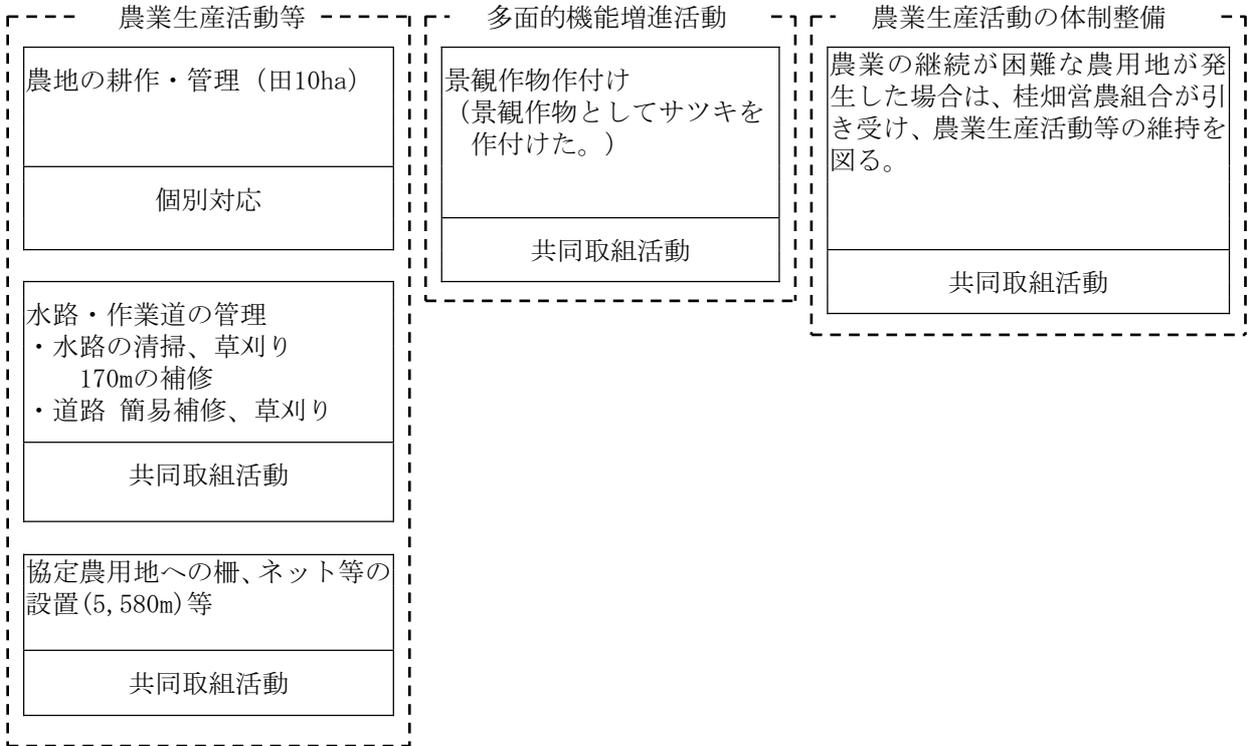
[集落の将来像]

○高齢化に伴う耕作放棄地の増加が心配されるため、共同機械の利用により経費や労働時間の削減によって、生産基盤（水路・農道等）の補修や被害防止対策に努める。

[将来像を実現するための活動目標]

○ 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えサポート体制を維持する。

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

集落での機械の共同化により経費削減や効率的な農業生産が出来たことから農地の維持管理にさらに努めたい。

また、今後地域活力の低下が懸念されるので、共同機械の有効利用や多面的機能の確保、並びに自立的かつ継続的な農業生産活動ができるように取り組んでいきたい。

[第2期対策の主な成果]

- 桂畑営農組合を設立（H19. 8）。構成員25名。
- 共同機械購入（乾燥機1台、ワイドホoppa1台、トラクター1台）

<担い手への農地集積等（協定農用地の拡大を含む）に取り組む事例>

○担い手育成は、共同取組から生まれる

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	三重県いなべ市北勢町二之瀬 ^{ほくせいちょうにのせ}			
協定面積 15.6ha	田（100%） 米・麦等	畑	草地	採草放牧地
交付金額 165万円	個人配分			0%
	共同取組活動 （100%）	代表者、会計等への報酬		2%
		農地、施設法面の整備		50%
		水路、農道の清掃、修繕、草刈費		42%
		共同管理農地の管理費用		4%
	事務費、会議費		2%	
協定参加者	農業者 53 人、1 組合（構成員 35 人）			開始：平成 12 年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、二之瀬川を本流に山間の三つの小河川が合流する瀬に、2 h a 程の農用地が点在する、総面積 1 7 h a の小集落である。

この自然条件により、2 0 a に満たない耕作条件が悪い農地が多く、耕作委託が進まないために、農地は個人で守ろうとする意識が高かった。

しかし、農業者の高齢化や後継者不足が進み施設等の管理も困難になったことから、耕作以外の管理を所有者も参加し共同作業で行うことを協定した。

3. 取組の内容

農道や水路の除草作業、獣害防除用電気柵や金網設置などを共同取組として維持管理を行い、老朽化した水路施設を重点に、自己施工を中心に修繕を行っている。

また、景観作物として、除草作業の軽減にもなる、ヒメイワダレ草の植栽を行っている。



【ほ場の姿】



【担い手の育成会議】

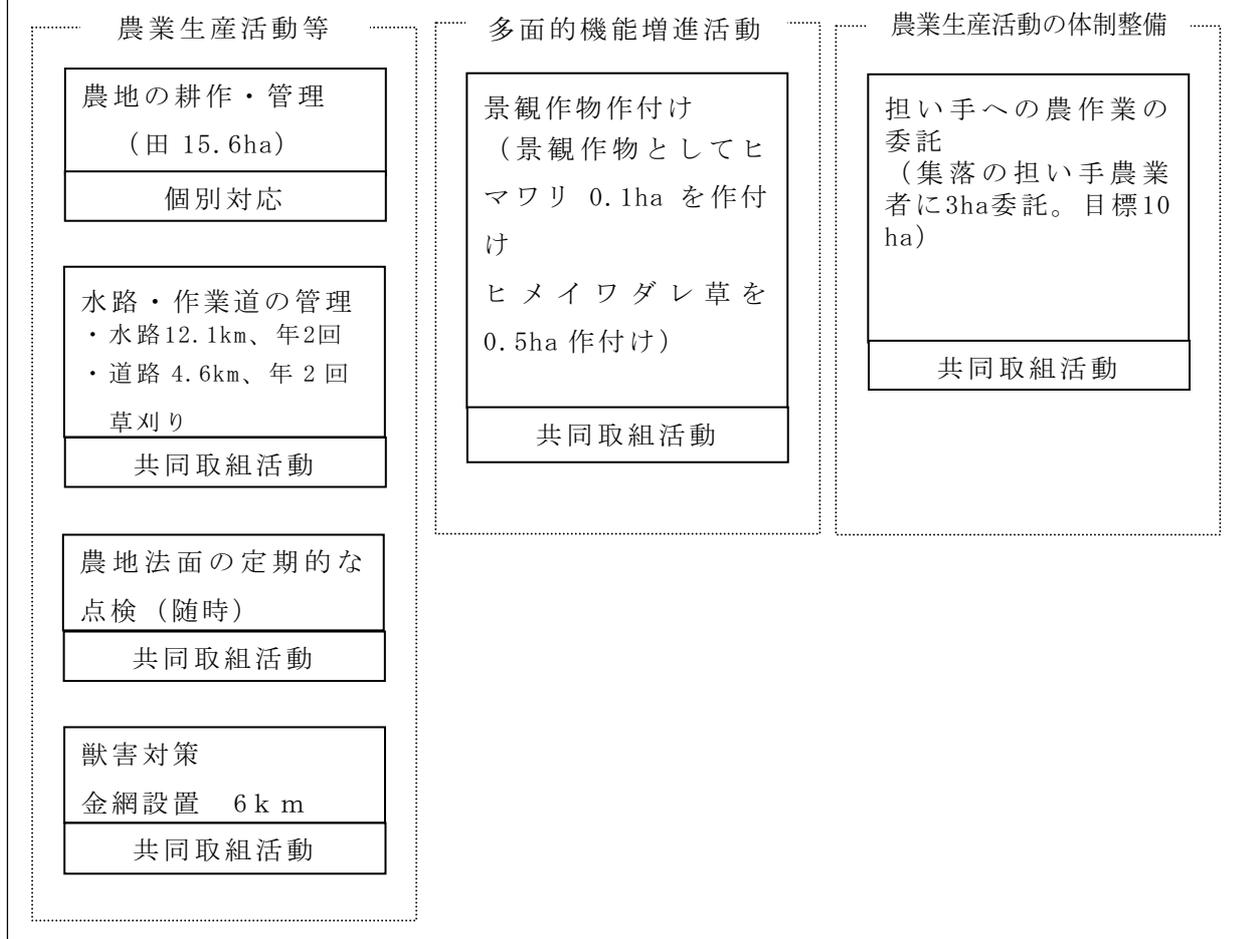
[集落の将来像]

集落ぐるみの共同取組を継続することで、集落の将来や新規担い手の育成を話し合うことで、孤立せず楽しみながら行う農業を目指す。

[将来像を実現するための活動目標]

施設、農地の管理軽減を行いながら、担い手を核とした農地の集積を目指す。

[活動内容]



4. 取組による変化と今後の課題等

これまで寡黙に営まれていた農業が、話し合いながら協力し合う営農に発展した。今後は、集落内の新規担い手や就農者の育成支援を計画的に推進する必要がある。

[平成 22 年度までの主な成果]

- 担い手の育成 (6名)
- 耕作放棄地の防止

近畿

<集团的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組む事例>

○学生、都市住民とのつながりによる活動推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滋賀県長浜市余呉町摺墨 <small>ながはましよごちようすすみ</small>			
協定面積 6.3ha	田 (100%) 水稻	畑	草地	採草放牧地
交付金額 106万円	個人配分			53%
	共同取組活動 (47%)	共同機械購入 (電気柵) 水路、農道等の維持管理経費 乾燥機、うすすり機購入積立 景観作物栽培費 会議費 (ボランティア受入) 及び事務費		17% 5% 21% 2% 2%
協定参加者	農業者11人(摺墨営農組合(構成員11人))、生産組織1、水利組合1、非農業者3人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

住人の多くが高齢者である山間部の小さな集落のため、これまでは集落の枠組みの中で農作業や集落行事などを何とか行ってきたが、高齢化、過疎化の進展に伴い、集落のみでの維持管理に限界を感じてきた。

第2期対策最終年度の平成21年夏、学生ボランティアの支援活動を契機に、重作業の支援、学生や都市住民との意見交換会などの交流活動が活発化し、住民の意識も少しずつ変わっていき、集落活性化への期待と農作業維持への意欲が見られるようになった。

3. 取組の内容

第2期対策においては、集落全戸を構成員とする営農組合を設立し、共同機械や各農家が保有する農業機械の管理、農作業受託などを行うことにより、個々の農業者に係る農業生産活動の負担軽減を図った。

第3期対策では、営農組合を中心とした集落ぐるみ型のサポート体制（C要件）の構築に取り組んではいるものの、集落のみでの維持管理にもいずれ限界が予想されることから、2期対策から引き続き、集落外からの支援を受けている。

支援内容は、NPO法人による農作業（田植え、稲刈り）体験活動や学生ボランティアによる大きな水路の土砂上げなどの作業で、このような支援活動を通じて、若者や都市住民と交流を図り、地域住民の活力増進、集落維持につなげていきたい。



【5/5 NPO法人等田植え体験作業】



【8/22学生ボランティア支援作業】

[集落の将来像]

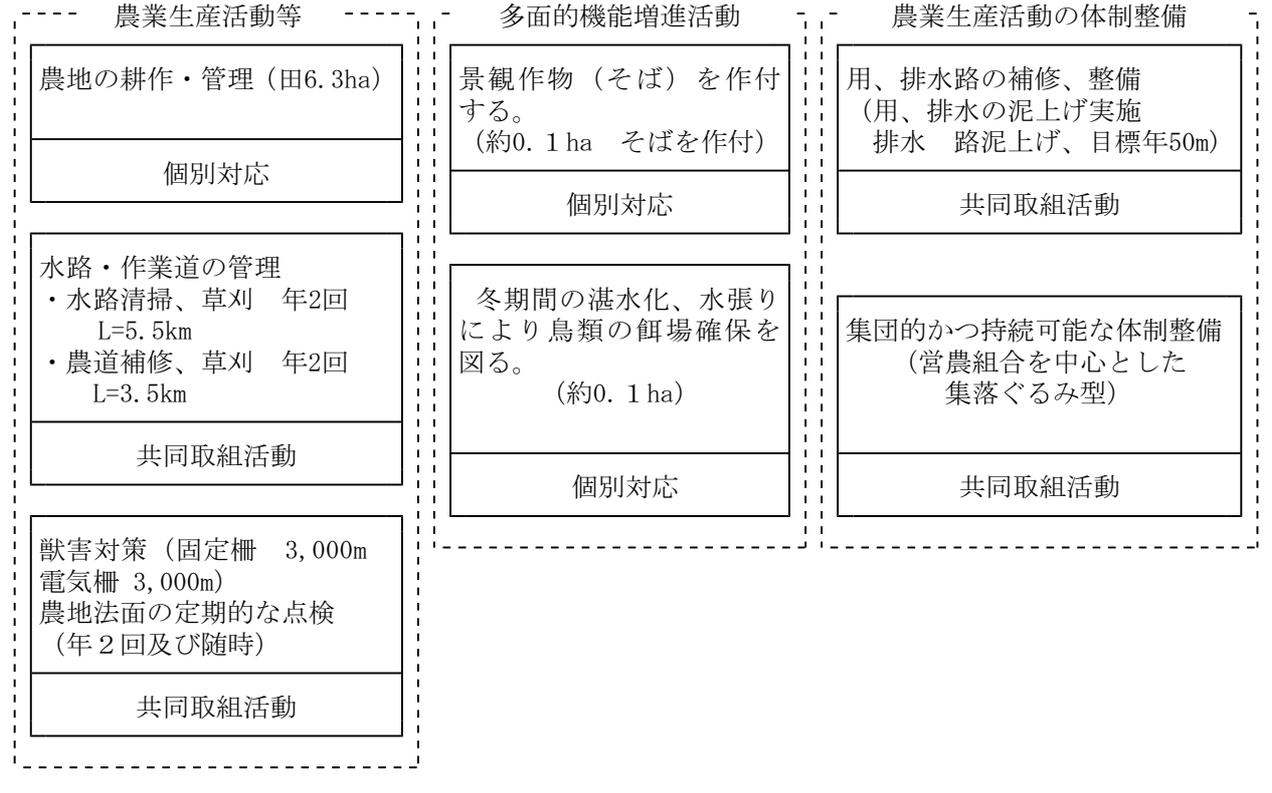
○集落は13戸30人と小さい集落のため、集落ぐるみでの農業生産活動の体制を整えつつ、人口増加が見込めない実情から、集落外からの作業支援等の持続的な体制も整えていく。



[将来像を実現するための活動目標]

○営農組織による農作業の共同化の検討を行い、耕作放棄地になりそうな農地、特に高齢農業者へのバックアップ体制を整える。また新規就農者の確保として、Uターン農業者の育成や都市住民、学生ボランティアなどによる継続的な作業支援を得られるような活動計画を立てる。

[活動内容]



集落外との連携

○農業生産活動や水路、農道の維持補修 (土砂上げ) などの重作業について、集落外のNPO法人や学生ボランティアとの連携を図る。

4. 今後の課題等

C要件を選択して集落協定を締結したことにより、特に高齢農業者から安心して農作業に取り組めるなどの意見が出ている。

平成21年から始まった学生ボランティアによる支援活動については、学生の休暇期間に限定した支援となっており、集落が支援要請したい活動と合わないことや、毎年継続の要請を行う必要があり、継続的な支援が得られるが課題である。

[第2期対策の主な成果]

- 集落営農組織を組織化 H21.2に組織設立。
- 共同機械の導入において、乾燥機1台を新規購入

〇もち米の生産拡大、そしてもち加工で「まちおこし」

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滋賀県甲賀市小佐治			
協定面積 26 ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 206万円	個人配分 0%			
	共同取組活動 (100%)	農機具購入及び修繕費		58%
		水路、農道、獣害防護柵維持管理費		38%
		事務費、役員報酬等		4%
協定参加者	農業者 35人、生産組織3、水利組合1、農業生産法人1			開始:平成17年度

2. 取組に至る経緯

水田のは場整備が完了してから30年余り経過し、転作のブロックローテーションを導入しながら集落で協力を行い、荒廃させることなく今日に至っている

高齢化の進展と後継者不足により、年々水田の維持管理が厳しい状況のため、本交付金を活用し、営農組織、農業者等の連携を保ちながら、集落ぐるみで水田の保全に取り組み、集落農業の活性化を図りたい。

3. 取組の内容

小佐治集落の土壌は、古琵琶湖が創り出した豊富なミネラルを含んだ重粘土質土壌で、肥沃な水田に育まれたもち米「滋賀羽二重糯」は最高級の評価を得ており、市場での需要は高い。また、小佐治のもち米は、肥培管理の統一化を図り、「滋賀県環境こだわり農産物」の認証を得て、全量をJAに出荷して火力を使わない自然乾燥調製施設で乾燥調製を行い、小佐治専用の籾貯留槽に保管されたもち米を原料にもち加工をしている。

平成18年度には、念願の農業法人（有）甲賀もち工房（出資は集落協定の構成員）を設立し、小佐治で生産されたもち米のみを使用した「よもぎあん餅」、「薬草長寿餅」、「近江米めん」「米粉たい焼き」などの加工・販売に取り組んでいる。

第3期対策では、集落の水田を荒廃させないことを第一に考え、生産の拡大が望まれている小佐治のもち米の生産強化を行い、最高級の評価を得ている小佐治のもち米を活かした「まちおこし」を今後も推進していきたい。



地域独特のもち米「滋賀羽二重糯」



米めんや米粉たい焼きなどの加工品

【集落の将来像】

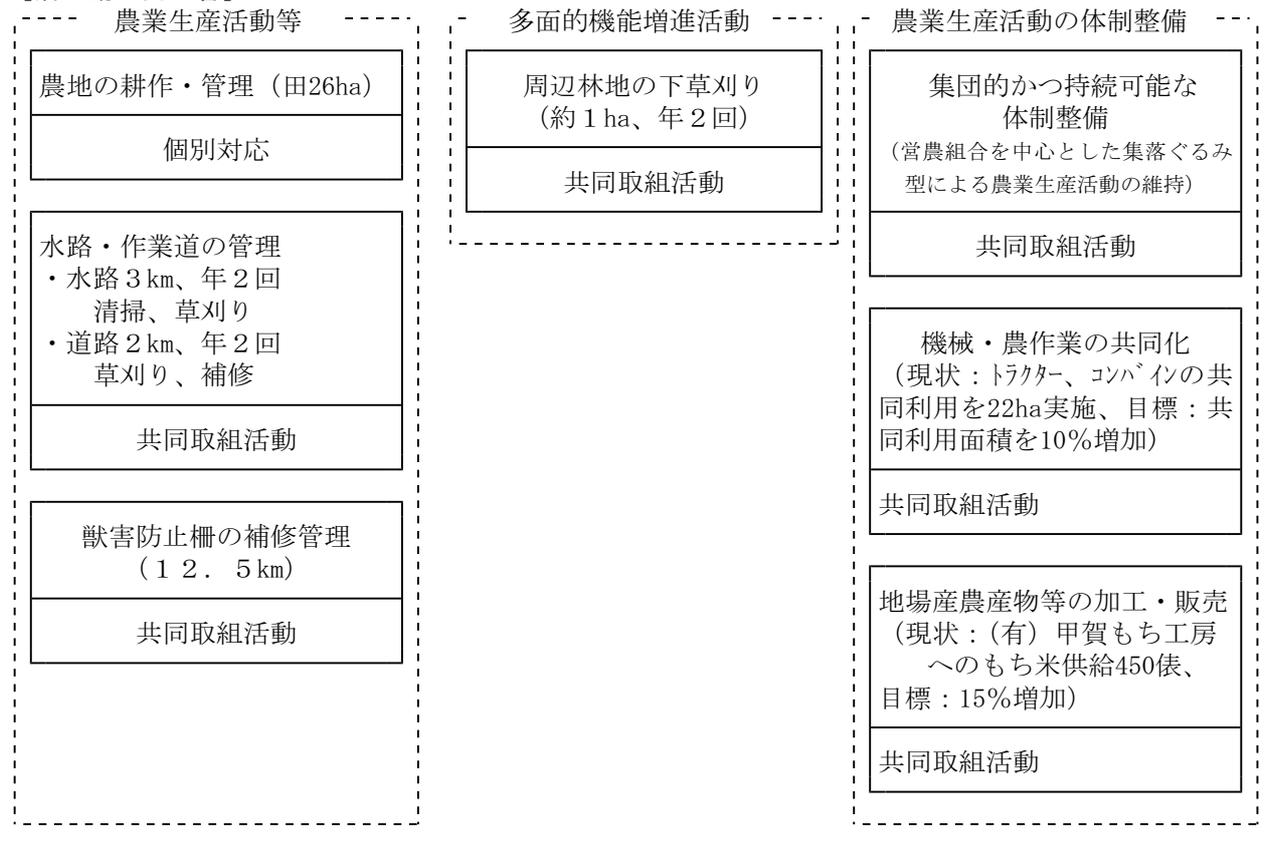
- 営農組織、農業者等が連携を図りながら、集落ぐるみで水田の保全に取り組み、集落農業の活性化を図る。
- もち加工・販売を手がける、もち工房ともちの生産を結び付け、6次産業化することにより新しくまちおこしをする。



【将来像を実現するための活動目標】

- 機械・農作業の共同利用面積を10%増加
- (有) 甲賀もち工房へのもち米供給を15%増加
- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備え、サポート体制を確立

【活動内容】



4. 今後の課題等

第3期対策では、小佐治営農組合を中心に、もち米の生産量維持・拡大やうるち米の集団栽培の推進を図るためにも、共同機械の充実を図っていくこととしている。

滋賀羽二重糯は、長^{ちようかん}稈で倒伏し易く転作跡地には栽培が不向きな品種のため、もち米栽培の拡大を図る上で、転作後も容易に栽培できる技術を早期に習得する必要がある。

また、営農組合を中心に集落内の生産活動を実施していく中で、定年帰農者を担い手として積極的に位置付け、営農活動を継続させていきたい。

【第2期対策の主な成果】

- 鳥獣害防護柵の設置 (12.5km)
- (有) 甲賀もち工房の設立 (平成18年4月)
- 小佐治集落によるもち米の集団栽培 (17ha)

<その他、取組に特徴のある事例>

○赤そばを復活させ、独自の中山間地農業体制を構築

1. 集落協定の概要

市町村・協定名		滋賀県東近江市北坂町北坂地区		
協定面積 7.5ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交付金額 126万円	個人配分			10%
	共同取組活動 (90%)	農用地維持・水路・農道等管理、獣害防止対策費		28%
		法人化検討費、事務費等		13%
		共同機械購入積立		49%
協定参加者	農業者 57人			開始年度：18年度

2. 取組に至る経緯

北坂町集落では、2期対策2年目から中山間地域等直接支払制度の取組を開始し、主に鳥獣害防護柵の設置を進めてきたが、協定農用地以外において休耕地は増え続けた。

このような中、集落で農業を守っていく体制構築への気運が高まって、平成18年度には北坂農地管理組合を設立するに至った。

第3期対策では、北坂農地管理組合を中心に、特産物を作るなど、北坂町集落として新たな農業の推進を図っていくこととなった。

3. 取組の内容

北坂町集落では、戦前まで赤そばが栽培されていたことから、その復活をめざし赤そばの栽培を始めた。赤そばの栽培は肥料がほとんどいらず、雑草も抑制されるので高齢者でも作付けしやすいという利点に加え、赤く美しい花が咲くことから景観作物としても期待ができる。

第3期対策では、復活した赤そばを中心に、中山間地の利点を生かした攻めの農業を展開していくこととしており、「赤そばを使ったお菓子などの特産品開発」や「百済寺などの歴史と景観作物としての赤そばの風景を生かした観光ルートの構築」など、地元商工会や観光協会と連携し、地域農業の活性化につなげていきたい。



獣害防止柵の設置と補修



景観作物を兼ねた赤そば栽培の風景

[集落の将来像]

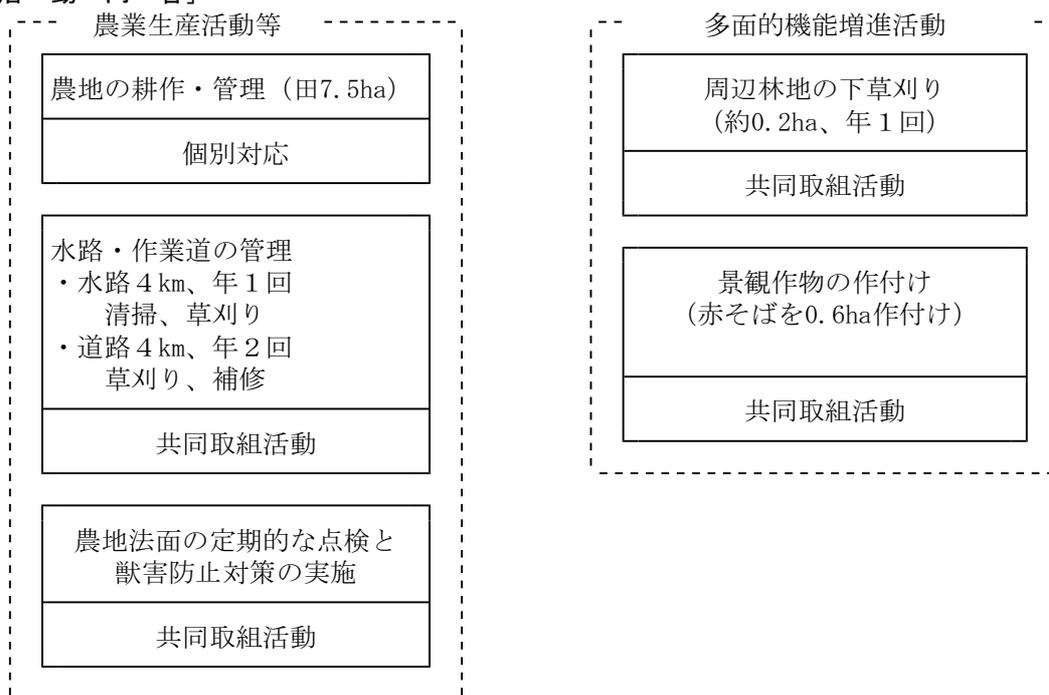
- 集落全体が団結を強めて農地を守り、次世代に継承していける体制を確立するとともに、農地の多面的機能が発揮できるように農業生産活動を維持・継続し活力ある集落の実現を目指す。



[将来像を実現するための活動目標]

- 獣害対策の強化
- 特定農業団体の法人化
- 地場産加工品の特産品化

[活動内容]



地元の商工会や観光協会との連携

- 赤そばの特産品化、赤そばの景観と百済寺などの観光業との一体化を推進

4. 今後の課題等

平成18年度に特定農業団体を設立し、集落で農業を守っていく体制の構築ができ、集落内での意識も高まったことから、今後は安定的な基盤の確立に向けて法人化を目指していく。

また、夢のある農業を合い言葉に、赤そばの特産品化（ブランド化）に取り組み、地域のPRに繋げていきたい。

[第2期対策の主な成果]

- 集落での機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化（トラクター、畦塗り機、草刈り機等の購入）
- 特定農業団体の設立（H18年度）
- 景観作物として地元特産物（赤そば）を作付け（H22 0.6ha）

<多様な担い手（棚田オーナー等）の確保に取り組む事例>

○日本の棚田百選「海に見える丹後町袖志の棚田」を再生

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	京都府京丹後市袖志 <small>きょうたんごしそでし</small>			
協定面積 8.0ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交付金額 157万円	個人配分			25%
	共同取組活動 (75%)	農道・水路整備		55%
		電気柵設置・草刈		13%
		役員報酬		4%
	農地の点検管理		3%	
協定参加者	農業者 46人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

丹後町袖志の棚田は平成11年に「日本の棚田百選」に選ばれた海と山との美しい風景に囲まれた棚田である。しかし、近年は過疎化・高齢化の進展から農業後継者が減少するとともに、休耕地が増加し、以前の美しい風景が失われつつある。また、猪や猿などの有害鳥獣による農作物被害が増加し、防護柵や電気柵を設置しないと水稲栽培ができない状況になっている。

このような中、棚田百選に選ばれている袖志の棚田を維持して行きたいという集落の強い思いと、中山間地域等直接支払制度を活用した有害鳥獣の防護柵設置等の共同取組活動により、農業生産活動が継続できている状況である。

3. 取組の内容

調整水田となっていた棚田において、平成22年から中山間地域等直接支払制度を活用し、『袖志の棚田を再生し、その美しい風景を次世代の子ども達に残していきたい』、そんな思いを持った人々が手を組んだ「袖志の棚田再生プロジェクト」が始まっている。

このプロジェクトは、調整水田となっていた棚田に、もち米を栽培するというもので、田植え・稲刈り・収穫祭というプロセスを通して、地域住民と手を組んだ地元企業（宇川温泉よし野の里）・大学生・緑のふるさと協力隊が一体となって、棚田を見事に復活させることができた。



海に見える丹後町袖志の棚田



棚田プロジェクトによる田植え

【集落の将来像】

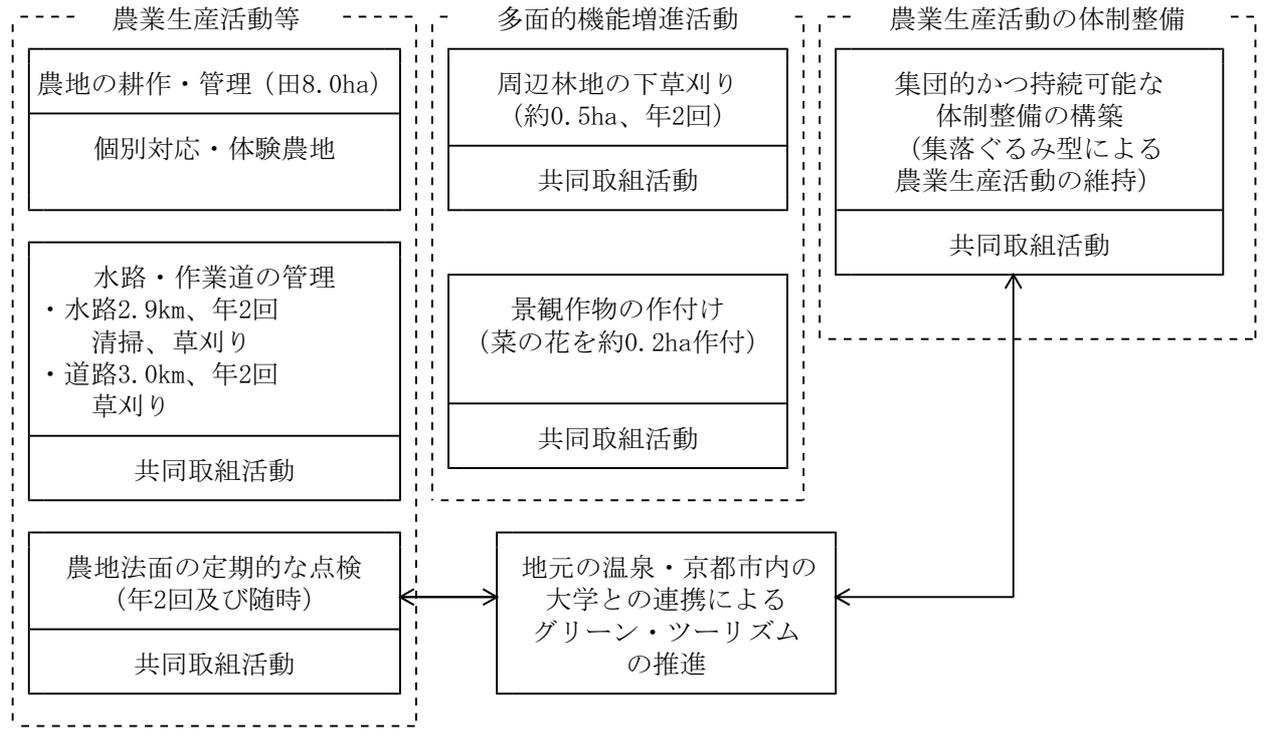
○日本の棚田百選に選ばれている棚田と世界ジオパーク（科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む自然公園）に認定された山陰海岸の地形を活かして、グリーンツーリズムを活用した棚田を再生する事業を積極的に行い、持続可能な農村の生活を守っていく。



【将来像を実現するための活動目標】

○地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備を行い、日本の棚田百選に選ばれている丹後町袖志の棚田を継続して維持管理していく。また、有害鳥獣の対策（防護柵の拡大・維持管理）を積極的に行っていく。

【活動内容】



4. 今後の課題等

第3期対策では、第1期対策から第2期対策で設置した協定農地周辺のバッファゾーンと有害鳥獣防護柵・電気柵の維持管理を行っていくとともに、未整備農道の舗装等を行い、農機具や軽トラックが農地まで入れるようにすることで、農作業の軽減や耕作放棄地の解消に取り組んでいく。

また、平成22年に山陰海岸が世界ジオパークの認定を受けたことから、多くの方が袖志の棚田を訪れ、すばらしい風景を見ていただくよう、農業体験を通じたグリーンツーリズムを今後も積極的に行い、持続的な棚田の維持管理体制を構築していきたい。

【第2期対策の主な成果】

- 有害鳥獣防護柵及び電気柵の設置(2,850m)「効果：鳥獣による農作物の被害が減少した」
- 農道舗装(340m)「効果：農作業の効率化」

<他集落との連携、高齢農家等への支援に取り組む事例>

○隣接集落で協定を統合し、連携により将来像を具体化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	京都府 <small>ふないぐんきょうたんぱちようひろのおおみす</small> 船井郡京丹波町広野・大簾			
協定面積 17 ha	田 (100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 305万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 (50%)	共同倉庫修繕費		22 %
		農地、水路・農道維持管理費		16 %
		役員報酬、事務費、会議費		8 %
		積立(用水修繕費、農道舗装工事費)		3 %
協定参加者	農業者46人、水利組合2、営農組合2、非農業者5人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

第2期対策までは広野及び大簾集落は、それぞれ集落協定として取り組み、広野集落では体制整備単価により、「機械・農作業の共同化」及び「新規就農者の確保」に取り組んできたものの、大簾集落は総農家数18戸、高齢化率50%の小規模・高齢化集落でもあり、基礎単価による活動にとどまり、将来的には農業生産活動の継続が危ぶまれていた。

両集落は隣接し、また同一水系でもあることから、大簾集落の農業者の7割近くが広野集落へ出作しているなど昔から関連性があった。

さらに、京都府の施策である「里力再生アクションプラン」の「共に育む『命の里』事業」（農山村地域が抱える多様な課題を解決するため、地域の再生と持続的発展を支援する事業）に平成22年度から連携して取り組むこととなったことが両集落協定の統合への大きな契機となった。

3. 取組の内容

第3期対策からは、両集落の営農組合を核とする組織対応型のサポート体制（C要件）に取り組むとともに、小規模・高齢化集落支援加算にも取り組み、両集落の連携を強化していくこととした。



地域活性化を検討するワークショップ



水路清掃活動（共同取組活動）

【集落の将来像】

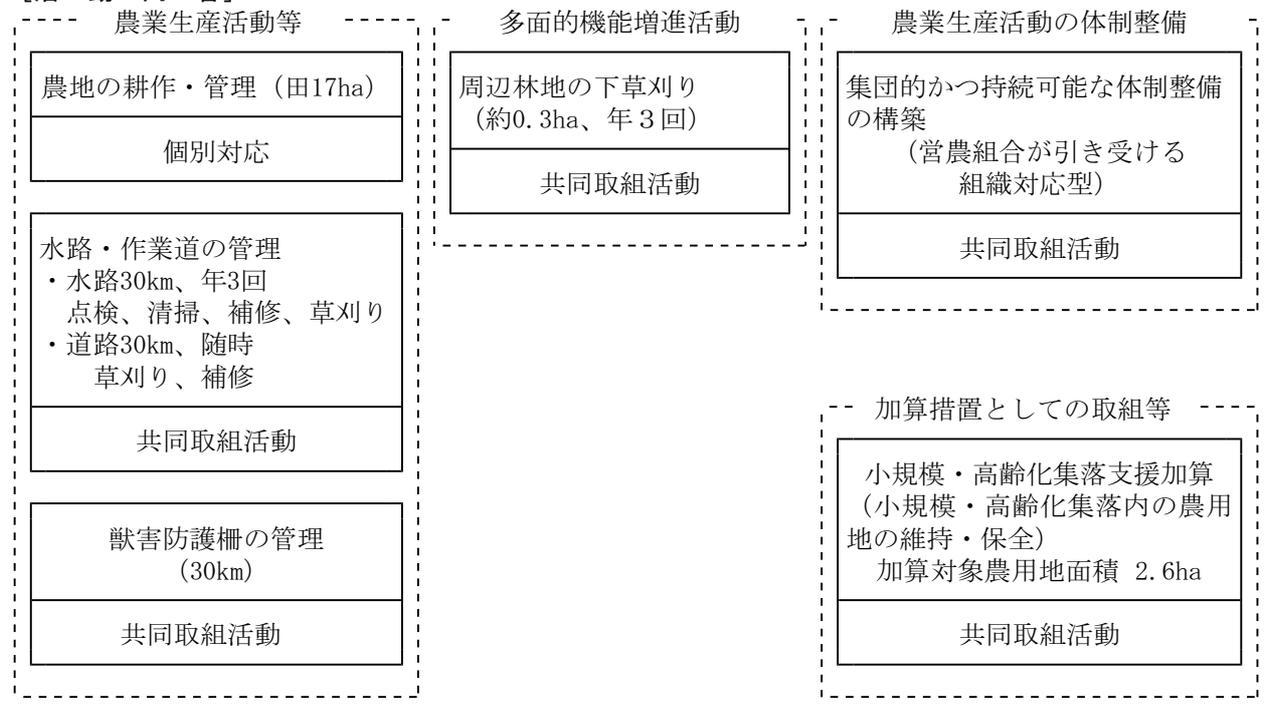
○地域での連携を強化し、農地などの地域資源を活用した地域づくりを行うことにより、安心して暮らせ、定住者が増える集落をめざす。



【将来像を実現するための活動目標】

- 営農の継続が困難となった農地が生じた場合に備えたサポート体制の構築
- 小規模・高齢化集落での農業生産活動継続に向けた支援体制の構築

【活動内容】



4. 今後の課題等

広野・大簾集落とも営農組合が存在するが、大簾集落は小規模・高齢化集落で高齢化により農業生産活動の継続が危ぶまれている状況であることから、今後は広野営農組合を中心に、共同機械の整備を推進し、将来的には統合することで、両集落に渡る持続的な農業生産活動体制を構築していきたい。

なお、第3期対策では、C要件のみ選択をしているが、第2期対策まで推進してきた「機械・農作業の共同化」及び「新規就農者の確保」に引き続き取り組み、将来に向け農業生産活動を継続させる前向きな取組を継続させていく。

また、今年度から3ヵ年取り組む「共に育む『命の里』事業」を活用し、年に数回、集落住民が参集したワークショップを開催していくことから、今後、集落が連携することにより描かれる地域活性化策の具体化を行っていく。

【第2期対策の主な成果】

- 新規就農者の確保（現状0名、目標1名、H21実績1名）
- 機械・農作業の共同化（目標8.8ha、H21実績8.8ha）
- 鳥獣害防護柵の設置（30km）

○営農機械も農業生産活動も助け合う体制を構築

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	兵庫県淡路市斗ノ内里 ^{あわじしのうちさと}			
協定面積 8.3 ha	田 (100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 175万円	個人配分			10 %
	共同取組活動 (90%)	共同機械の購入		34%
		積立 (共同機械購入)		34%
		水路・農道管理、鳥獣害対策、景観作物作付費用		17%
		役員報酬、事務費		5%
協定参加者	農業者 8人、生産組織 1、水利組合 1			開始：平成22年度

2. 取組に至る経緯

斗ノ内里集落は、平成12年度にはほ場整備が完了した地区ではあるが、農業で生計を維持するのが困難かつ、自己財産の維持管理として農業を行っている兼業農家地帯であり、後継者不足・高齢化で農業生産活動の継続が困難となってきた。

このような中、集落の水利組合の役員の間では営農機械も生産活動も助け合いが必要という意識を持ち始め、平成21年11月に斗ノ内里営農組合を立ち上げた。この集落内での共同活動が本格的に始動し始めたことを契機として、第3期対策に取り組み、集落内の助け合い農業の確立をめざしていくこととなった。

3. 取組の内容

平成21年に設立した営農組合を中心に、8名の協定参加者が田植機や玉葱移植機などの共同機械の購入や共同育苗に取り組み出している。個々の農家で営農機械を保有している現状を少しずつ共同化していくため、年間を通し使用頻度の低い機械から順次共同化を図ることとしている。

現在、営農組合では8名の協定参加者以外に集落内の12戸から全面農作業委託を引き受けているが、今後、更に集落内で維持管理が困難な農地が発生した時には、営農組合が農作業委託を引き受けていくことが望まれる。そのため、共同機械の充実や若手リーダーの育成など、営農組合の基盤を早期に確立していくことが必要である。



共同機械による玉葱の作付



協定における検討活動の様子

【集落の将来像】

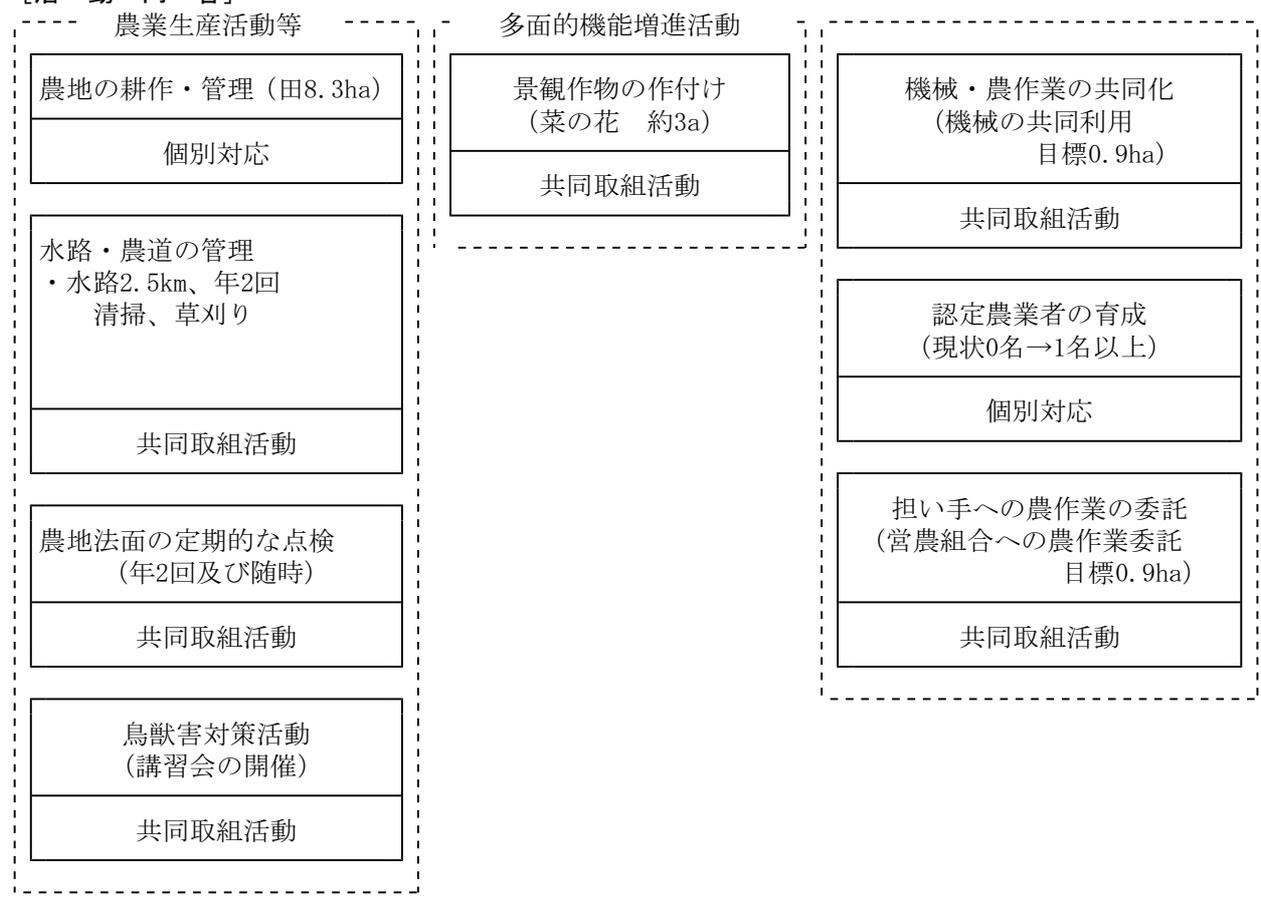
- 平成21年11月に立ち上げた営農組合を中心に集落内の助け合い農業を確立するため、営農機械の共同化により農業生産の効率性を高めるとともに、認定農業者の育成を図って集落内の耕作意識を高めていく。



【将来像を実現するための活動目標】

- 機械を集約し、個々の農家の負担軽減を図る。
- 認定農業者を育成し、強い担い手を作る。
- 営農組合を中心とし、人的協力により持続可能な体制整備の構築を図る。

【活動内容】



4. 今後の課題等

第3期対策から、集落内の水利組合役員を中心とした農業者8名で集落協定を締結し、活動を始めたばかりであるが、協定参加者以外の農業者が協定活動に少しずつ興味を持ちだしていることから、将来的には集落全体の活動へと広げていきたい。

特に、獣害が年々ひどくなっている中、集落内の足並みが揃わず、集落全体としての防護策が打ち出せていないため、他の地域の鳥獣害対策を参考にしながら検討を重ねていきたい。

<新規就農者の確保又は認定農業者の育成を実施している事例>

○将来展望を見越し、次世代の就農者の育成を図る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	和歌山県海南市東畑 ^{かいなんしとうはた}			
協定面積 35 ha	田 (21%) 水稲	畑 (79%) 柿、みかん	草地	採草放牧地
交付金額 471万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	地場産農産物等の加工・販売に向けた活動		24%
		水路・農道の管理、鳥獣害対策		15%
		農業生産活動の維持・管理活動		4%
		役員報酬、事務費		4%
		鳥獣被害防止対策活動に向けた積立		3%
協定参加者	農業者 28人			開始：平成13年度

2. 取組に至る経緯

第1期対策では、まずは基盤整備を行うことが重要と考え、パワーショベルやダンブカーなどの共同機械の購入を行い、必要な機材は一通り揃えた。また自ら樹園地整備や園内道の整備が行えるよう、参加者15名がパワーショベルの免許の取得を行った。

第2期対策あたりから、獣害が出始めたため、鳥獣害対策を念頭においた対策を進めていかざるを得なくなった。集落内を防護柵で囲うとともに、箱罨の設置を行っているが、獣害との戦いは続いている。

3. 取組の内容

第2期対策では、付加価値の高い農業として、みかんや柿のマルチ栽培や早生品種の導入、田では低アミロース米の新品種「ミルキープリンセス」の導入・栽培に力を入れてきた。なかでも「ミルキープリンセス」はJA直売所で生産者自らがおにぎりの試食宣伝活動を行ったところ大変好評を得ている。

また、Uターンによる新たな就農者が加わり、第3期対策の取組に向け弾みがついた。

3期対策でも、引き続き高付加価値農業の実践を進めつつ、さらに味噌やこんにゃくの加工など農家の素朴な味の伝承に取り組んでおり、集落内の廃校を活用した地場農産物加工施設の整備に向け、具体的な検討に入っている。

このような前向きな活動を積み重ね、更なる担い手の育成を図っていきたい。



ミルキープリンセス米の販売促進



参加者自ら建設した共同機械用の倉庫

【集落の将来像】

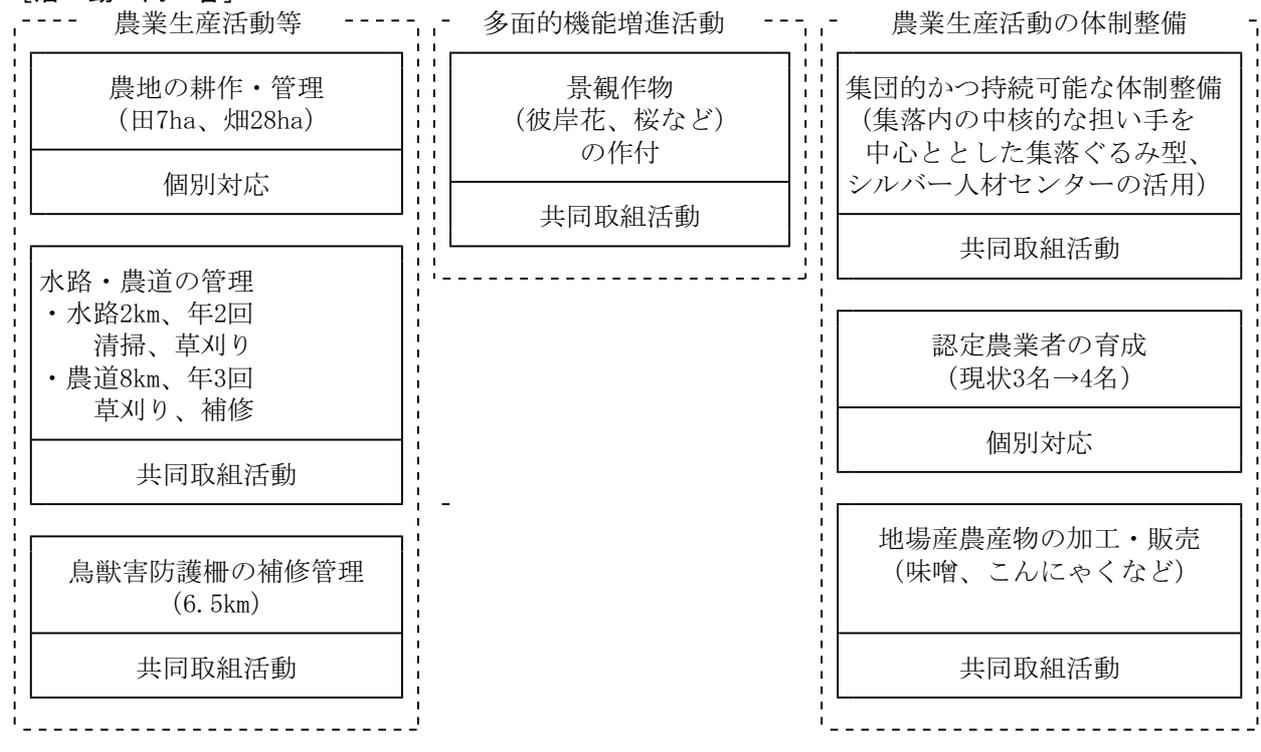
- 集落の連帯感がなお一層強まり、農地が維持され、集落の営農環境が整備されることで、中核農家が農地を集約したり、次世代の就農者や帰農者が農地活用できるようにし、豊かに、みんなが助け合って生活する明るい集落を形成。



【将来像を実現するための活動目標】

- 認定農業者を1名育成する。
- 地場産農産物の加工施設を整備し、地場産加工品の販売を行う。
- 集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る。

【活動内容】



4. 今後の課題等

協定参加者が高齢化するものの、第1期対策で必要な機材を共同購入できたことは集落での農業生産活動の継続において大きな意味をもつものとなった。第2期対策では獣害が発生し始めたものの、獣害に立ち向かう気力が保持され、前向きな取組も行いながら、第3期対策につなげていくことができた。

しかし、集落ぐるみでの取組にも限界がくるため、次世代の就農者の育成を引き続き強化していく必要がある。

【第2期対策の主な成果】

- 認定農業者の育成 (現状2名、目標3名、H21実績3名)
- 高付加価値型農業の実践 (みかん・柿マルチ導入：現状80a、目標130a、H21実績180a)
(優良品種への改植：現状40a、目標280a、H21実績360a)

○紀の川柿の生産拡大により、耕作放棄地の発生を抑制

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	和歌山県伊都郡かつらぎ町星山 <small>いとぐんかつらぎちようほしやま</small>			
協定面積 20 ha	田	畑 (100%) 柿、みかん	草地	採草放牧地
交付金額 235万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	多面的機能を増進する活動 (堆きゅう肥費用)		35%
		水路・農道管理、鳥獣害対策費用 活動事務費		13% 2%
協定参加者	農業者 11人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

本集落では、昭和37年～39年に国の補助事業により集落全体でみかん栽培に取り組んだものの、昭和40年頃を境にみかんの価格が下落したことから、昭和55年～昭和60年に柿栽培に転換を図った。

しかし、高齢化の進行、後継者不足から、耕作の継続が困難となることが予想されるため、平成12年度に集落協定を締結し、集落として安定した農業生産活動を行っていきけるよう、高付加価値農業への取組や耕作放棄地対策を推進していくこととした。

3. 取組の内容

第2期対策では、自然生態系の保全に関する学校教育等との連携活動に取り組み、小学生のミカン狩り体験や保育園児のキウイ狩り体験を行うとともに、集落としての継続的な農業生産体制の構築に向け、認定農業者を1名育成した。

第3期対策では、積極的な農業生産活動を推進していくことを目的に、高付加価値農業に取り組んでおり、平核無柿を木に成ったまま脱渋する紀の川柿の生産拡大を図っている。

紀の川柿は一つ一つ袋をかぶせるため手間がかかるが、通常の平核無柿より食感が良く、甘みが強いうえ日持ちがする。市場での需要は高いことから、集落にとっても大変やりがいのある取組として期待している。

また、認定農業者を更に1名育成し、引き続き集落内の農業生産体制を強化していくこととしている。



食感が良く、甘い紀の川柿（樹上脱渋）



小学生のミカン狩り体験

【集落の将来像】

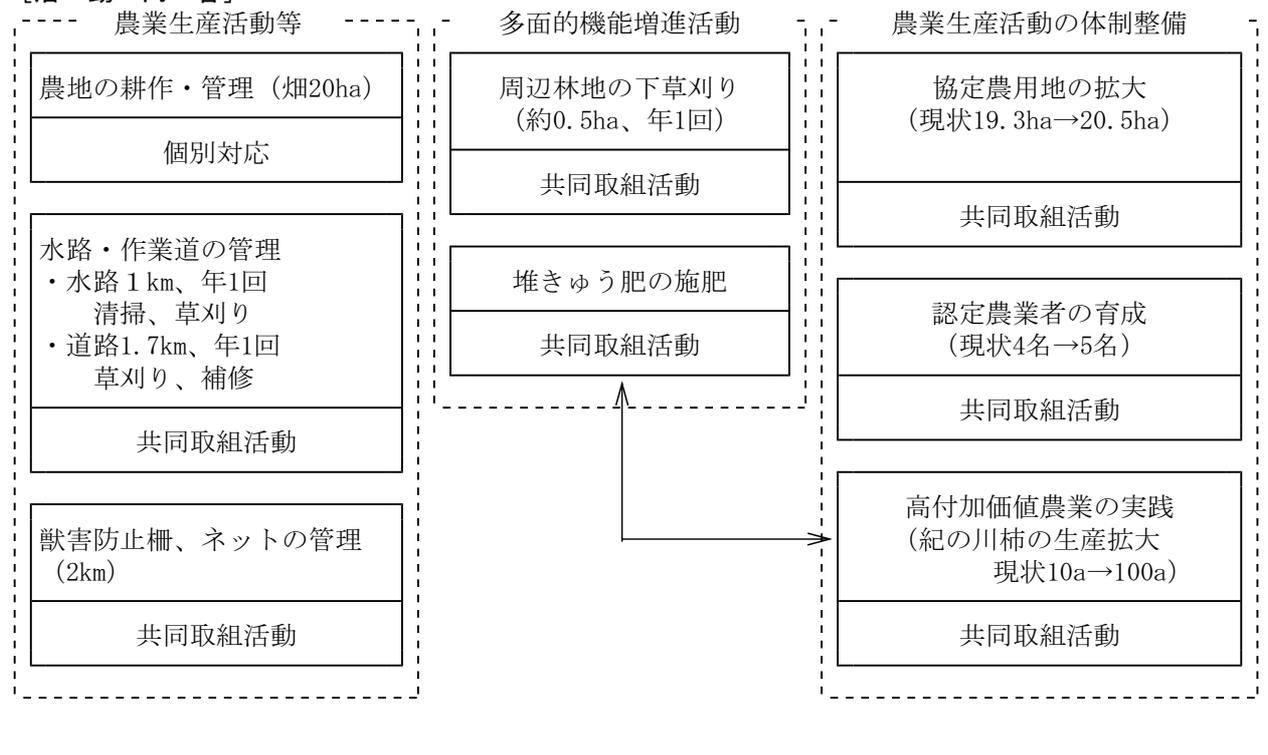
- 耕作放棄地の解消が行われるとともに、耕作放棄地を発生させないような安定的な農業生産活動体制を構築するため、認定農業者の育成や高付加価値型農業の推進を図る。



【将来像を実現するための活動目標】

- 認定農業者を1名育成する。
- 高付加価値のある「紀の川柿」の生産拡大を図る。

【活動内容】



4. 今後の課題等

高齢化が進行していく集落で、集落が一丸となって将来を切り開いていくためには、耕作放棄地の発生防止はもちろんのこと、既に耕作放棄地化した農地の解消を行っていく必要があると考えており、集落内での話し合いを重ねていきたい。

そのためにも、安定的な農業経営に向け、高付加価値のある紀の川柿の生産拡大を図っていくこととしているが、5年後、10年後においても活動の継続がなされるためには、後継者の育成が望まれる。

【第2期対策の主な成果】

- 認定農業者の育成 (現状2名、目標3名、H21実績4名)
- 学校教育等との連携活動 (小学生のミカン狩り、保育園児のキウイ狩り)

中国四国

○中山間地域等直接支払と集落営農との両立を目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	とっとりけん とつとりし かわはらちよう なかいいち 鳥取県 鳥取市 河原町 中井一			
協定面積 11.1ha	田 (100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 204万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	集落の各担当の活動に対する経費		13%
		水路、農道等の維持管理 農業機械購入積立		10% 77%
協定参加者	農業者14人、生産組織1組織(構成員22人)、 水利組織2組織(構成員16人)			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

本集落は鳥取市河原町西郷谷の入り口、曳田川と小河内川の合流地点にあたり、以前より水稲生産が盛んに行われているが、少子高齢化による過疎化や中山間農地の耕作不利な条件を要因とする耕作放棄の防止、機械設備の共同化等を効率的に行うため、平成12年度より本制度に取り組んでいる。

3. 取組の内容

第2期対策中に農業後継者の育成に取り組んだ結果、認定農業者1名が誕生し、地域農業の維持発展の中心的役割を担っている。また、市自立支援交付金事業で村づくりを考える中で、「田んぼの学校」の開設や伝統行事の充実等を行い集落の中の親睦や交流が深めることができた。また、共同取組活動費積立金で生産組合の共同利用機械（乗用田植機・コンバイン）の更新を行った。

第3期対策では、平成22年に農業用施設の維持管理と農業の永続維持のため水稲生産組合を設立し、より効率的に水路・農道維持管理活動や管理水田に水稲・大豆の共同栽培をおこなうことで耕作放棄防止が図られている。

また、平成23年度には水稲生産組合の農事組合法人化を目指しており、協定活動の安定化が期待される一方、共同取組活動費の中から法人運営費補助を行うなど、相互の両立・協力による地域農業の発展が期待されている。



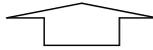
【農事組合法人化の研修会】



【田んぼの学校】

[集落の将来像]

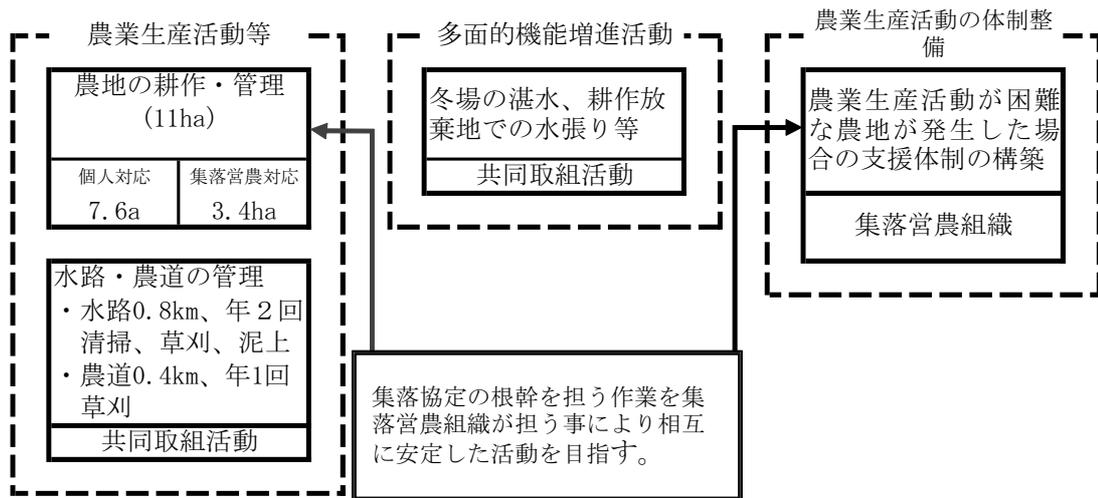
当集落には耕作放棄地はないが周辺地域では発生している。耕作放棄地の発生を防止し、農作業等の効率化を図るため、本年度水稻生産組合を組織し、共同作業を実施した。更に地域の安定した農業を目指して農事組合法人の設立を計画している。



[将来像を実現するための活動目標]

水稻生産組合は約7haで水稻と大豆を共同で栽培しているが、その内の3.4haが集落協定の該当面積である。

[活動内容]



集落外との連携

- ①集落協定の範囲を鹿野集落まで広げ、法面と農道の草刈等を実施した。
- ②集落協定の範囲の隣地に耕作放棄地もあり、対策の必要がある。
- ③いなば西郷むらづくり協議会で、西郷地区の耕作放棄地対策も検討されようとしている

4. 今後の課題等

- ①リーダーの養成が重要（計画・事業実施・会計等の事務担当の養成）
- ②事業の積極的参加意識の高揚（指示待ちの傾向がある）
- ③事業がマンネリ化しており、将来を見据えた事業の企画・開発が重要
- ④退職者や高齢者を活用した農業の構築
- ⑤加工施設と農産物を活用した加工品の製造の検討

[第2期対策の主な成果]

- ①農事組合法人設立の実現性（平成23年に設立予定）
- ②農業用機械の共同購入（更新）
- ③自立支援交付金事業の実現とその継続
- ④田んぼの学校の開設
- ⑤農業用施設の維持管理
- ⑥認定農業者の誕生とその活動

○集落と企業の連携により耕作放棄地を解消

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	島根県 <small>おきぐん</small> 隠岐郡 <small>おきのしまちょう</small> 隠岐の島町 <small>ますぎ</small> 真杉			
協定面積 7.5ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 111万円	個人配分分			90%
	共同取組活動分 (10%)	役員報酬		3%
		会議費		3%
		共同作業燃料費		4%
協定参加者	農業者 13人、水利組合 (構成員4人)、農外参入企業1社		開始：平成12年度	

2. 取組に至る経緯

当集落では、高齢化の進展とともに、離農が相次ぐ状況にあった。このため、集落の者だけでは農地の維持管理もできず、十数年間も耕作放棄されたままの農地もあり、病虫害の問題や景観保全対策に悩む状況であった。一方、近隣の集落で土木業から畜産業に参入した企業は、飼料の確保に悩む状況であった。

このため、耕作放棄地を解消したい集落と、飼料を確保したい企業。両者の悩みをマッチングさせ、農地の需要と供給を円滑につなげるとともに、集落協定に農外参入企業も加わり、積極的な耕作放棄地の解消に取り組んだ。

3. 取組の内容

両者の悩みをマッチングさせ、企業の機動力により、耕作放棄地の復旧が図られた。復旧作業の報酬は草の現物を飼料として支給し、集落にとってはお金をかけず、耕作放棄地が復旧された。農外参入企業は飼料の確保が出来るとともに、飼料作物が作付できる農地の確保にも繋がった。

現在では、集落内の他の農地も耕作放棄地の復旧を行った農外参入企業が集積し、飼料作物の作付けを行うとともに、集落協定に加わり、農地は適正に維持されている。



耕作放棄地復旧作業（作業中）



耕作放棄地復旧作業（作業後）

[集落の将来像]

当集落では、これまで引き継いできた美しい水田環境を守り、これを次世代へ残し、伝えるための集落づくりを推進します。

- ・担い手又は農業公社に基幹的農作業の受委託を推進します。
- ・高齢者でも、できる範囲で農作業に関わりを持つ形での営農を推進します。
- ・自分の農地は自分で守るという気持ちを大切にしながらも、1人で抱え込まず集落内での話し合いや情報交換などによる解決を基調とした、集落全体での営農を進めます。



[将来像を実現するための活動目標]

- 集落座談会により農作業の受委託を進めるための情報交換を行う。
- 個人が農地を守ることを基本にしながらも、やむを得ない場合には役員へ相談し、農業委員会のあつせん等により課題解決を図る。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 (7.5ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路1.5kmを年1回清掃、草刈り
- ・道路1.0kmを年1回 草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

個別対応

多面的機能増進活動

・景観作物としてマリゴールト、コスモス、サルビアを約0.3ha 作付けた。

個別対応



集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

4. 取組による変化と今後の課題等

耕作放棄地の復旧を行った農外参入企業は、0.4haの耕作放棄地の復旧に始まり、現在では高齢化により離農した農家から、約1haの農地を集積し、飼料作物の作付けを行い、地域の担い手として活躍している。今後、高齢化の進展とともに、更に増え続ける耕作放棄地の解消には、このような機動力を有した担い手の確保が重要である。また、様々な情報を共有し、需要と供給のマッチングを行っていくことが、農地の有効利用に繋がっていくと考えている。

[2期対策の主な効果]

- 耕作放棄地の解消
(当初0ha、目標0.4ha、H21実績0.4ha)

○交付金をてこに法人化に取り組む

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岡山県勝田郡奈義町中島西 <small>かつたぐんなぎちようなかしまにし</small>			
協定面積 66ha	田 (100%) 水稲、大豆	畑	草地	採草放牧地
交付金額 585万円	個人配分			30%
	共同取組活動 (70%)	共同利用機械の購入 (積立)		41%
		共同防除の推進、有機堆肥の活用促進		11%
		有害鳥獣の被害防止、水路の管理		5%
	協定運営・その他		13%	
協定参加者	農業者 84人、1 農業生産法人 (構成員48人)、3 水利組合			開始：平成22年度

2. 取組に至る経緯

- ・中島西地区では、農業従事者の高齢化や農業機械の個別所有による過剰投資等の問題を解決するため、平成19年に32名の参加で任意組合「中島西営農組合」を立ち上げ活動してきた。
- ・任意組合の設立とあわせて、法人化に向けたスケジュールを作成し、組織の体制整備、法人化勉強会等を重ねてきた。
- ・平成22年3月に奈義町が過疎地域として新たに指定されたことにより、当地区は中山間地域等直接支払に取組むことが可能になった。
- ・中山間地域等直接支払交付金を活用し、共同利用機械等の整備の促進が見込めることなどから法人設立の機運が一気に高まった。

3. 取組の内容

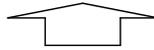
- ・平成22年9月には法人設立総会を開催し、10月に「農事組合法人 中島西営農組合」として登記が完了した。
- ・集落営農組織の法人化により、地域全体で農業を守り、農地を維持管理する担い手の中核とする。
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、共同取組活動分を70%に設定し、そのうちの約6割を共同利用機械等の整備のために活用するよう協定を締結している。
- ・農地の流動化や農作業の受委託については、地区内の認定農業者や法人に利用集積するよう目標を定めている。



【法人設立総会 (H22. 9)】

【集落の将来像】

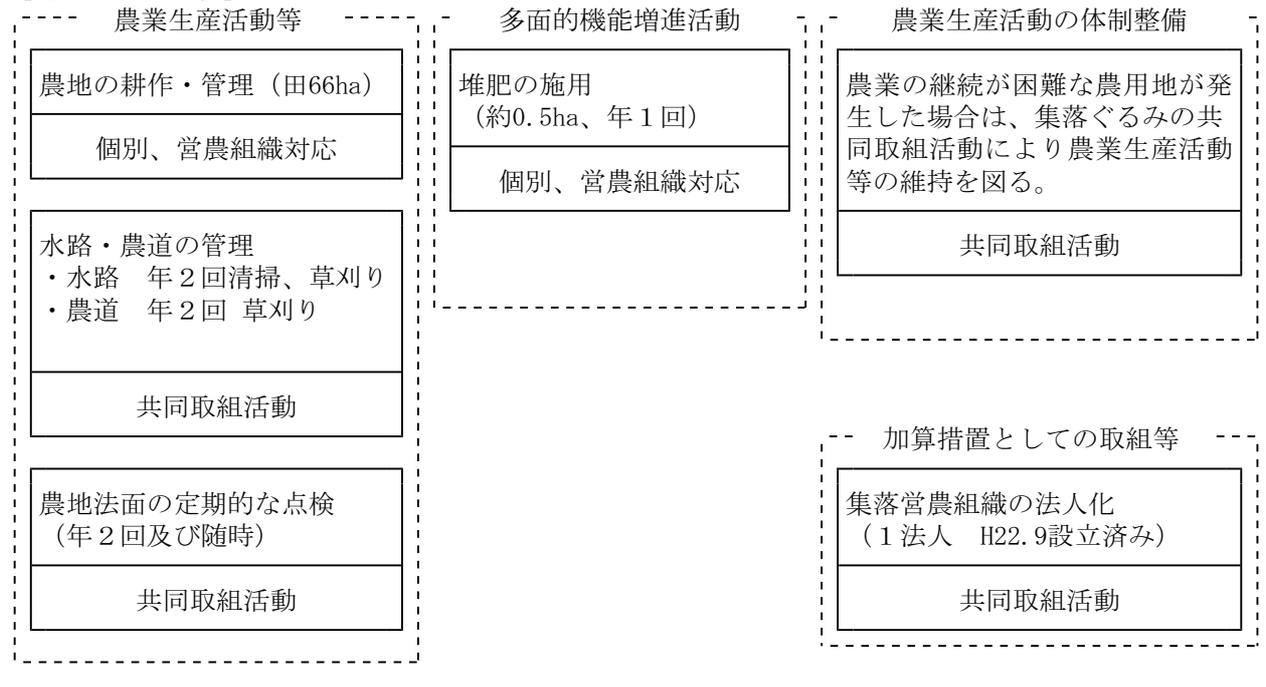
- 地区内の農業資源、施設の重要性について、農業者・非農業者が共に再認識したうえで、今後、非農業者を交えた維持保全活動を展開していくとともに、中山間地域等直接支払制度に取り組むことにより、将来にわたって持続可能な農業生産活動等の体制（集落営農）を整備する。



【将来像を実現するための活動目標】

- 集落営農組織の法人化と、機械装備等の充実を図ることにより、地区内農用地の法人への利用集積を進める。

【活動内容】



集落外との連携

- 平成12年度から本制度に取り組んでいる集落で組織している「奈義町中山間地域等直接支払連絡協議会」に参加し、集落営農や法人の運営に関する情報交換や先進地調査による課題研究を共同で行っている。

4. 今後の課題等

- ・ 集落営農組織の法人化は達成されたが、さらに共同利用機械等の整備を進めるとともに、農地の利用集積等が今後の課題である。

<その他、取り組みに特徴のある事例>

○農業主体のコミュニティ活動に取り組む

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	広島県 ^{みよししきみたちょう} 三次市君田町 ^{いしはら} 石原				
協定面積 63.2ha	田(100%)			畑	
	水稻, 麦, 大豆, アスパラガス, ひまわり			草地	
交付金額 1,131万円	個人配分			40.0%	
	共同取組活動 (60%)	役員報酬			3.7%
		鳥獣被害対策費			2.0%
		水路農道維持管理費			3.1%
		交流活動費			6.5%
		人材育成事業			4.0%
		雑草対策事業			0.7%
		里山再生事業			0.9%
		エコな里づくり事業			25.9%
その他(麦・大豆面積拡大支援助成事業)			13.2%		
協定参加者	農業者64人, 農事組合法人(構成員34人), 非農業者23人			開始: 平成12年度	

2. 取組に至る経緯

石原協定は、第1期で3つに分かれていた自治区内の協定を第2期の協定締結に当たり、1つの協定に統合した。地域内の特定農業法人、認定農業者、中核的農家が51%の農地を担い、個別農家と連携し、主要産業である農業をベースに、自治区、地域内の各種団体と共同で地域活性化の活動を進めてきている。

第2期までの活動を区内各地区と法人から選出された地区幹事で振り返り、小集落単位の懇談会を行い、第3期で取り組みが必要な内容を議論し、協定参加者に提示して決定した。

3. 取組の内容

5年間で、農家の高齢化対応や人材育成・都市農村交流支援など地域の活性化につながる7事業に取り組む。畦畔管理の省力化として、センチピードグラスの植栽。第2期で協定内の農地への対応を終えた鳥獣被害防護柵の修繕と第3期から取り込んだ小規模高齢化集落内の農用地への設置を計画。自治区で実施する都市農村交流への助成、各種講習会等への参加経費助成、太陽光発電の街灯の設置で、地域の活性化を目指す。



【協定の小集落単位の懇談会】



【都市農村交流(田植え体験)イベント】

[集落の将来像]

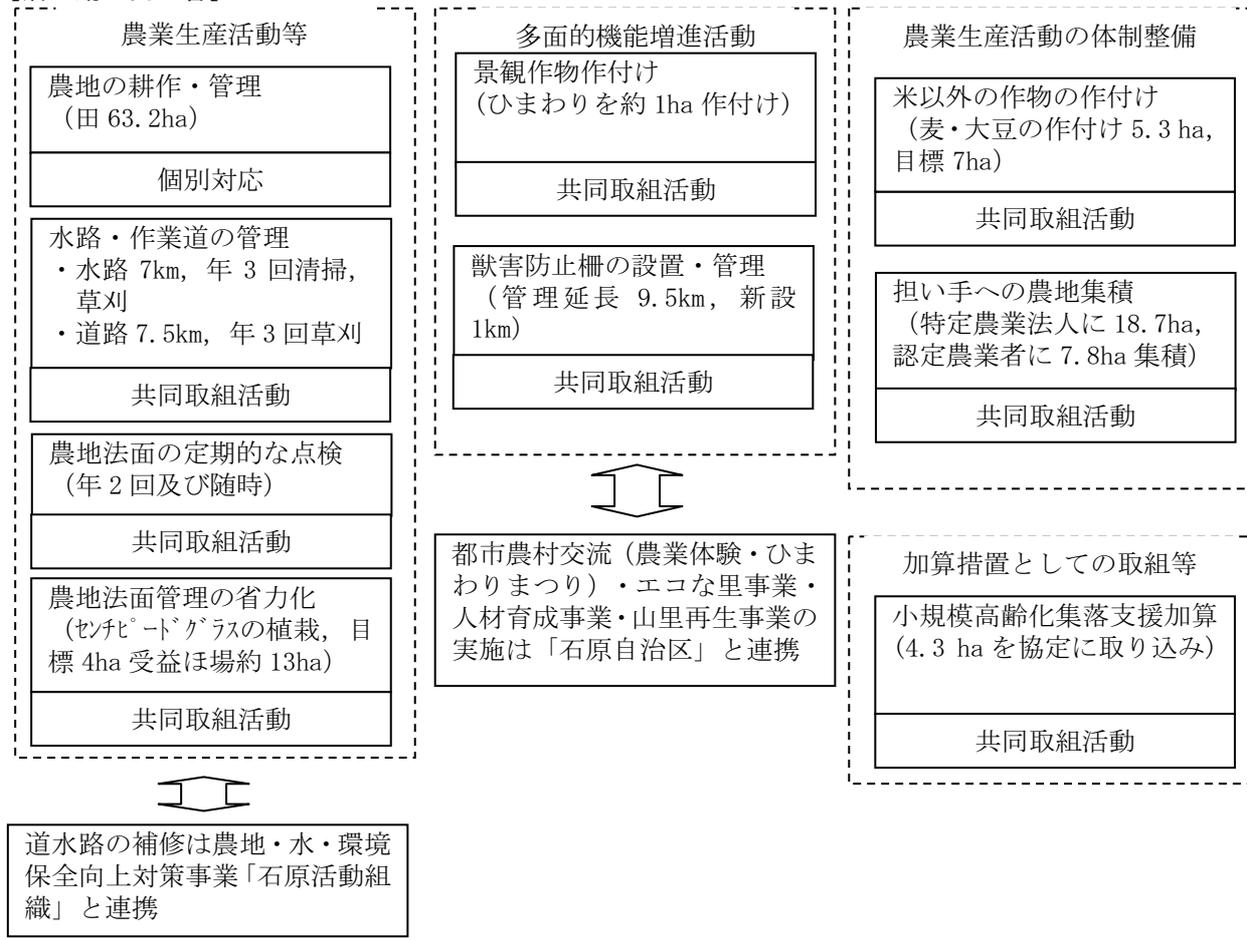
○自治区、法人や非農家と連携して、交付金を多様に活かし、住民の主体的参加による集落保全と中高齢者の技能の活用、社会参加の推進で、地域住民が住んでよかったと思える石原集落を目指す。



[将来像を実現するための活動目標]

1. 自治区、法人及び農地水活動組織と連携し、集落の営農上の課題解決に取り組む
2. 地域の人材育成と地域づくりを助成する
3. 地域住民参加によるコミュニティ活動を支援する

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

初年度は、農地法面の省力化を 2,500 m²で実証実験を実施したほか、人材育成事業の助成も延べ3人に対して行った。

石原地域はUターン者や非農家を巻き込んだコミュニティ活動が活発で、設立された法人の経営も安定するなど、活力のある地域である。小規模高齢化が進行する町内の中で、同地域での様々な取り組みが地域活性化のモデルとして、波及効果を上げていくためにも、共同取組活動経費を確保して取り組むことが求められている。

[第2期対策の主な成果]

- 担い手への農地集積43.9ha (10%以上増加)
- 獣害防止柵の設置9.5km
- 都市農村交流5年15,000人

<機械・農作業の共同化に取り組む事例>

○営農組合を核にして、美しい棚田を守ろう！

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県美祢市美東町 大石			
協定面積 19.5ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 365万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	役員報酬		4%
		農地維持管理費		4%
		水路・農道維持管理費		7%
体制整備に向けた活動費等		45%		
協定参加者	農業者30人、非農業者4人、 営農組合1組合			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

大石地区は山口県美祢市の東部に位置し、美しい棚田は、「やまぐちの棚田20選」にも選定されている。

当地区では、ほ場整備を契機として平成12年に大石営農組合が設立され、同時に中山間地域等直接支払制度にも取り組むこととし、大石集落協定が締結されている。

3. 取組の内容

交付金の共同取組活動分（60%）で第2期対策最終年までに、共同利用機械（トラクター、田植機、コンバイン他）や農業用倉庫を整備してきた。主要な農作業は主に大石営農組合が受託作業として行っている。体制整備単価交付要件として従来から取り組んでいるA要件に、大石営農組合を集落のサポート者としてC要件を加え、不測の事態に備えている。



【大石集落協定の方々】



【大型機械も装備】

[集落の将来像]

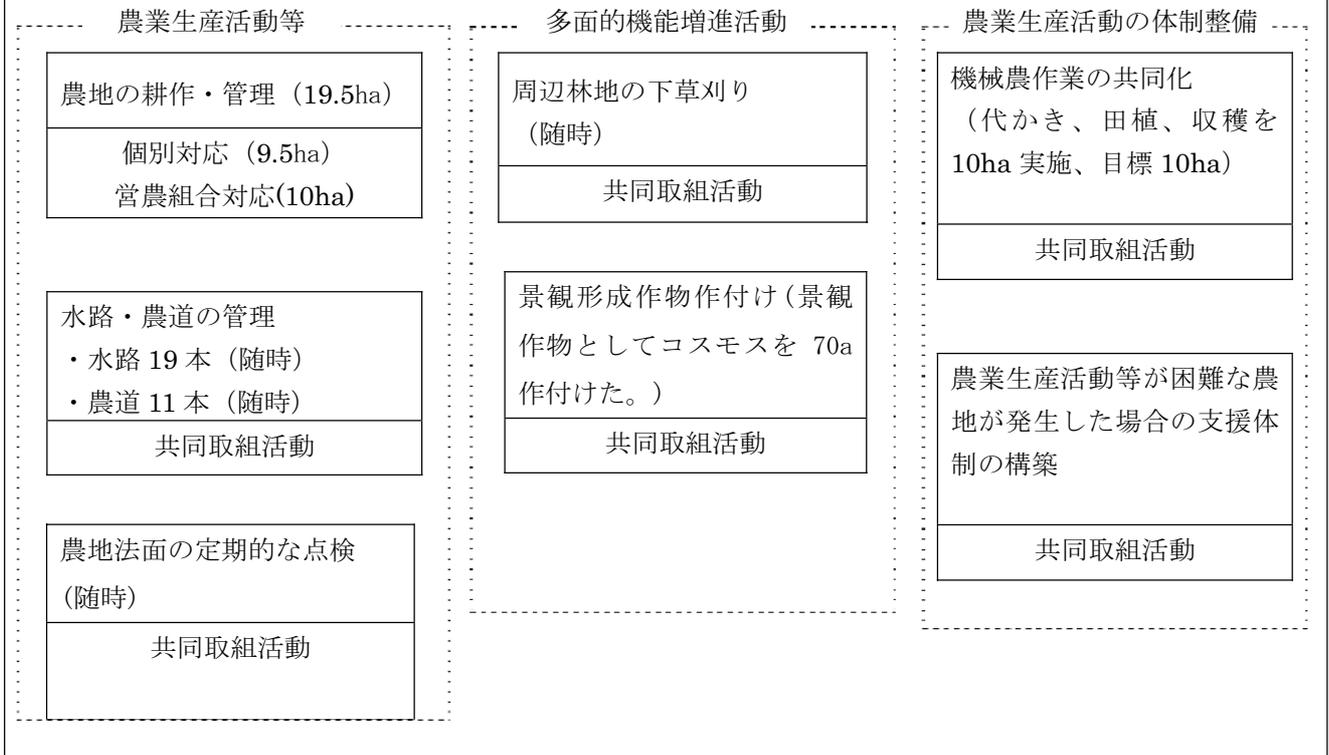
大石営農組合を核とした集落営農を充実させ、農作業受委託の推進を図り、先祖から引き継いできた美しい棚田や、集落を守っていく。



[将来像を実現するための活動目標]

- 機械・農作業の共同化等の推進(計画的な機械更新)
- 農業生産条件の強化(農道舗装)
- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
(農業の継続が困難な農用地が発生した場合、大石営農組合を中心に支え合う仕組みを構築する。)

[活動内容]



4. 今後の課題等

集落協定参加者の高齢化で草刈り等の共同作業が難しくなっているが、助け合い精神で今後も作業を継続したい。独身者への婚活支援をしたい。定年帰農者があれば、受け入れていきたい。

[第 2 期対策の主な成果]

- 獣害防止柵設置(野猪被害対策) 目標 3.5km 実績 3.5km
- 農道水路の補修、改良 毎年共同作業にて補修実施
- 水稻主要 3 作業 目標 10ha 実績 10ha

<多様な担い手の確保に取り組む事例>

○「有機ゆず」の集落による将来の担い手づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	徳島県美馬市木屋平 <small>みましこやだいら</small> 森遠 <small>もりとお</small>			
協定面積 12.5 ha	田 (4%) 水稲	畑 (96%) ゆず	草地	採草放牧地
交付金額 149 万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 (50%)	水路・農道等の維持・管理		30%
		たい肥 (鶏糞) 購入費 会議費		17% 3 %
協定参加者	農業者 26人、非農業者 10人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

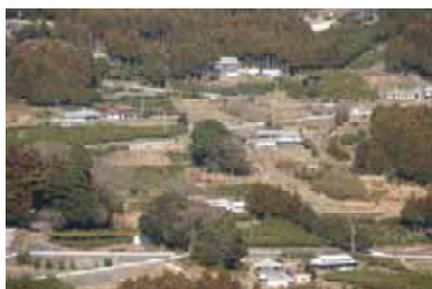
美馬市木屋平地区は剣山の麓に位置した山村である。標高が高く、農地は急傾斜地であり、美馬市の市街地からの交通・道路状況も良くないことから、ほ場整備などの農業基盤整備が満足に行き届いていない。そのため、当地区のほとんどが樹園地地帯となっており、従前からゆずの生産に力を入れている。

そうした中、当集落は第2期対策ではゆずの有機JAS認証取得を進めるなど、高付加価値農業を実践し、平成21年度には4.3haで有機ゆずを生産した。

3. 取組の内容

第3期対策では、第2期対策に引き続き鶏糞たい肥や地域のススキを元に集落が作った肥料の施肥など地力増進の取組を実施するとともに、更に発展的取組として「有機ゆず」の果汁などの加工・販売に取り組むこととしている。現在、当集落には保健所の認可を得て、市場に流通させることができる果汁を製造する農家が2世帯ある。今後、その輪を広げていく方針である。

更に、将来の担い手作りのため、美馬市立木屋平小学校と協定を結び、同校児童に主産品の有機ゆずの収穫や、田植え、稲刈り、餅つきなどを体験する場を提供している。集落としては、児童との交流や技術指導を通じて、将来の担い手作りを目指している。また、学校は児童にいろいろな経験を積ませることにより、農業・環境についての理解を深める教育の場となっている。こうした体験農園は集落と学校、そして児童、地域全体にとって、非常に貴重な農地の利用法の一つであろう。



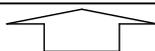
【森遠集落】



【有機柚子の収穫体験】

【集落の将来像】

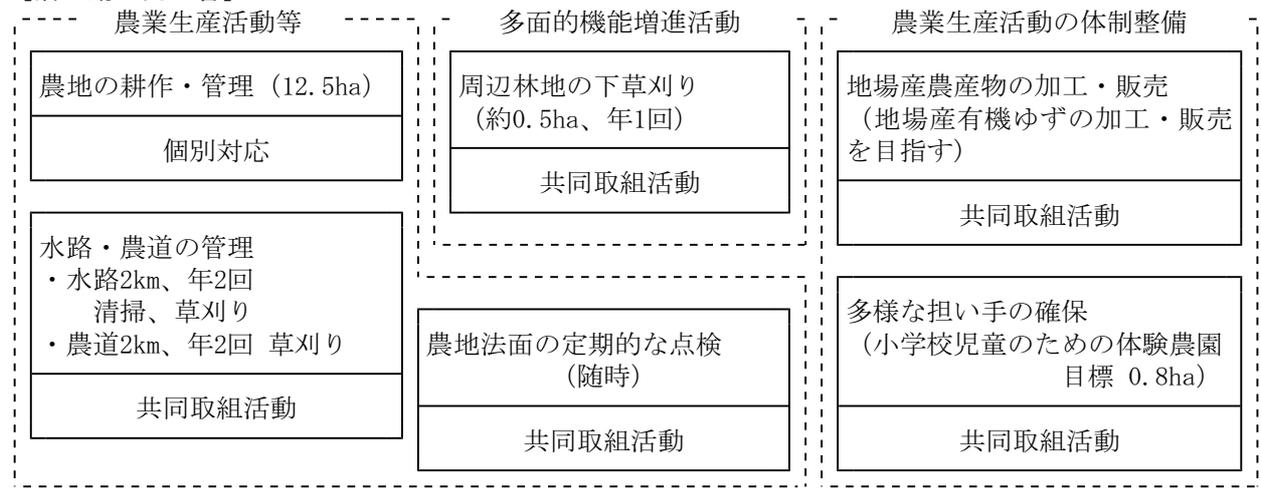
- 有機ゆずを核とした農業所得の向上，後継者作りによる持続可能な農業生産活動体制整備



【将来像を実現するための活動目標】

- 有機ゆず及び果汁の加工・販売
- 地元小学校との連携した体験学習を実施し，将来の多様な担い手作りを実施

【活動内容】



4. 今後の課題等

有機JAS認証を受けている「安全・安心」なゆずを生産しているが，現状はその努力に見合うほど，市場での取引価格が高くない。そのため十分な農業所得を得ているとは言い難い。そのため，今後はJA系統だけではなく，独自の販路開拓や販売方法を見いだす必要がある。当集落の後継者が見込めないのが現状であるが，農業所得が十分にあるならば地域に根付く若者も表れるはずである。そのためにも，「有機ゆず」の有利販売を実現しなければならない。

また，他の中山間地域と同様，木屋平地区全体が過疎化・高齢化が進んでおり，当集落でも，個々の農地の耕作・維持管理までしかできず，集落ぐるみで農地を守る体制にはないため，即戦力の後継者をいかに確保するかが大きな課題となっている。

【第2期対策の主な成果】

- 有機ゆずの栽培による高付加価値農業の実践 (H17:2.9ha、H21実績:4.3ha)
- 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
 - ・ 地元小学校児童のための体験農園として活用した面積 (H21:0.8ha)

○『農山村(ふるさと)応援し隊』サポーターとの協働活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	徳島県那賀郡那賀町 北川蔭			
協定面積 7.7ha	田(5%)	畑(95%)	草地	採草放牧地
	ケイトウ	ゆず		
交付金額 66万円	個人配分			42%
	共同取組活動 (58%)	水路・農道維持補修及び鳥獣害防護柵設置・補修		40%
		水路・農道・鳥獣害防護柵点検		2%
		事務費等		9%
	鳥獣害対策のための積立		7%	
協定参加者	農業者 26人			開始：平成22年度

2. 取組に至る経緯

那賀郡那賀町木頭北川地区は高知県香美市と隣接する位置にある。そして徳島県のブランド品目である『ゆず』，その中でも一大銘柄である『木頭ゆず』の生産が主産業という山村である。

当地区では従前から，中山間地域等直接支払制度を実施したいという要望があったが，まとめ役となる者が不在であったため，第2期対策までは実施できなかった。しかし，今回当集落の代表がまとめ役を買って出たことにより，第3期対策から当制度を実施することとなった。

3. 取組の内容

当集落は，協定農用地の拡大，新規就農者の確保及び認定農業者の育成を目標に積極的に共同活動を行っており，対策期間中に全ての目標を達成する見込である。

しかし，中山間地域共通の問題である過疎化・高齢化の進行により，農業経営の継続が危ぶまれる高齢農業者をいかに支援するかが課題となっている。

そこで当集落では，徳島県ふるさと・水と土保全基金を財源とした『とくしま農山村(ふるさと)応援し隊事業』を活用し，農山村(ふるさと)を応援したい県内の大学生などのサポーターと，加工用ゆずの収穫や搾汁の協働活動や技術指導，交流などを実施した。



【北川蔭集落】



【収穫したゆずを囲むサポーター】

【集落の将来像】

○ 木頭ゆずを核とした農業所得の向上，後継者作りによる持続可能な農業生産活動体制整備

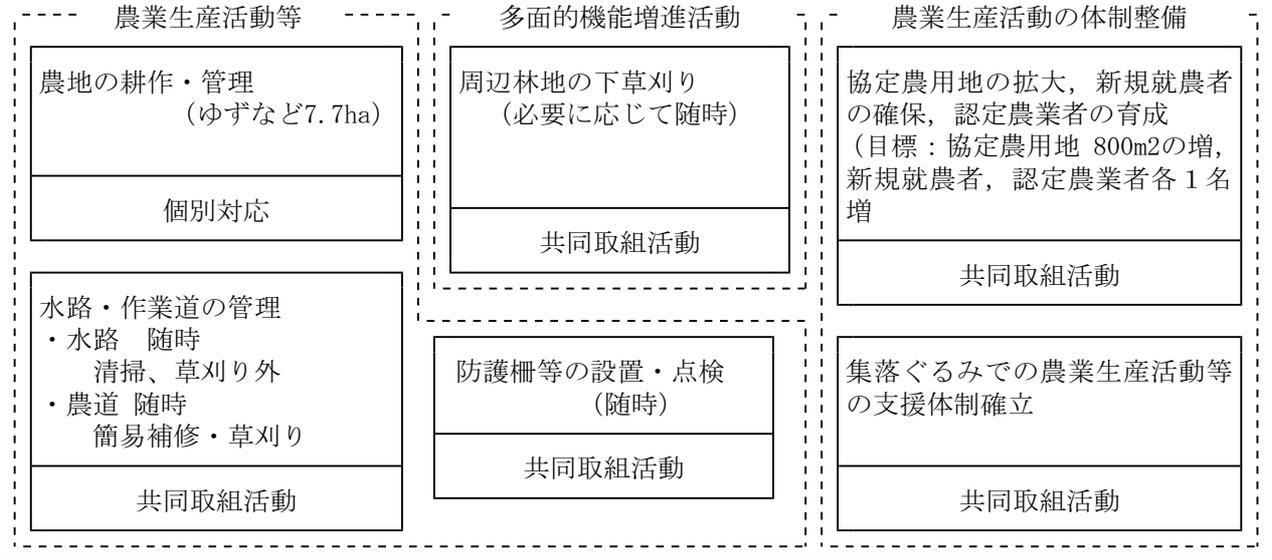


【将来像を実現するための活動目標】

○ 『農山村(ふるさと)応援し隊』サポーターとの協働活動の継続

○ 都市部の若者の地域への定着及び就農

【活動内容】



集落外との連携

○ 『とくしま農山村(ふるさと)応援し隊事業』サポーターとの協働によるゆずの収穫及び搾汁作業

4. 今後の課題等

『とくしま農山村(ふるさと)応援し隊事業』サポーターは、ゆず収穫の素人であるため、収穫は加工用ゆずに限られる。また、現状で協働活動が可能な作業は、集落側の配慮により、サポーターが楽しいと感じやすい収穫や搾汁作業に限定している。青果出荷する農業者がサポーターと協働したり、草刈りや鶏ふんの施肥などの地道な作業を協働するのは難しい。そのため、協働活動が可能な農業者とそうではない農業者との公平性への配慮から、この活動を中山間地域等直接支払制度における共同取組活動として位置付けていない。そのため今後は、草刈りなどの作業も協働し、当制度の共同取組活動として取組を継続するためのサポーターへの働きかけが必要となる。

将来的にはサポーターとの協働活動を通じ、農業、ゆず生産に関心を持った若者を1人でも多く地域に根付かせたい、と集落では考えている。そのためには『木頭ゆず』のブランド力向上、有利販売の推進による農業所得の向上を図るなど、ゆずづくりの魅力をもっと高める必要がある。

<機械・農作業の共同化に取り組む事例>

○機械の共同利用により農業生産活動の維持を図る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	香川県東かがわ市 常政			
協定面積 7.7ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、野菜			
交付金額 146万円	個人配分			47%
	共同取組活動 (53%)	共同機械の購入等		41%
		鳥獣害防止対策費等		10%
		役員報酬等		2%
協定参加者	農業者11人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、東かがわ市の南部、湊川上流部の中山間地域に位置し、農家戸数11戸、農用地面積は7.7haで、水稻及びアスパラガス、ネギ等の栽培を行っている。

中山間地域等直接支払制度が開始された平成12年に集落協定を締結し、農業生産活動を継続してきたが、農業従事者の高齢化により農地の維持管理が困難となることが懸念されてきた。

そこで、第2期対策では農作業の共同化を図るために水稻の共同防除と農地の耕起を行う機械を整備するとともに、担い手を確保するために認定農業者3名を育成してきた。

3. 取組の内容

第3期対策においても、計画的な機械の整備・更新を行うことで農作業の共同化面積の拡大を目指す計画であり、平成22年度にはトラクターを更新した。

また、第2期対策で育成された認定農業者3名については集落協定の中心的役割を担ってもらうとともに、農地の維持管理が困難となった集落協定参加農業者等との利用権の設定が増加するように取り組んでいる。

その他にも高齢農家が安心して制度に参加できるよう、C要件・担い手型の体制づくり、鳥獣害防止柵の共同点検を行うことで集落協定の活性化を図っている。



【機械の共同利用】



【鳥獣害防止柵の点検】

[集落の将来像]

○ 農業従事者の高齢化により耕作放棄地の増加が心配されるため、水路・農道の管理や周辺林地の下草刈りの実施に加え、機械の整備・更新を計画的に行うことで作業の共同化を図る。また、担い手への農地集積や農業の継続が困難となった農用地をサポートできる体制を確立し、高齢農家が安心して制度に取り組めるように努める。

[将来像を実現するための活動目標]

[活動内容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
<p>農地の耕作・管理（田7.7ha）</p> <p>個別対応</p>	<p>周辺林地の下草刈り及び池堤防草刈り （約0.5ha、年2回）</p> <p>共同取組活動</p>	<p>機械農作業の共同化 （防除機の利用を2.3ha実施、目標3.1ha）</p> <p>共同取組活動</p>
<p>水路・作業道の管理 ・水路2.4km、年2回 清掃、草刈り ・農道2.6km、年2回 草刈り</p> <p>共同取組活動</p>		<p>担い手への農地集積 （認定農業者等と集落協定参加者との利用権の設定。目標0.8ha）</p> <p>個別対応</p>
<p>鳥獣害被害防止対策の点検等 ・電気柵2.2km、随時</p> <p>共同取組活動</p>		<p>農業生産活動等が困難な農地が発生した場合の支援体制の構築</p> <p>共同取組活動</p>

4. 今後の課題等

第2期対策で取り組んだ農用地は全て第3期対策にも継続して実施することとした。平成22年度は農業の継続が困難となった農用地は発生しなかったが、参加者には高齢農家もいるためサポート体制の維持が重要である。

また、担い手が中心となって地域を活性化できるように集落協定参加者の理解を促進させる。

[第2期対策の主な成果]

- 機械・農作業の共同化
 - ・パワーディスクを利用した耕起（H17:0ha、H21実績:1.4ha）
 - ・畦塗機利用（H17:0km、H21実績:1.1km）
 - ・防除機利用（H17:0ha、H21実績:2.3ha）
- 担い手育成
 - ・認定農業者の増（H17:0名、H21:3名）

○認定農業者の育成と農業体験

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	愛媛県喜多郡内子町 <small>きたぐんうちこちょう</small> 本村パイロット <small>ほんむらばいろつと</small>			
協定面積 20.4ha	田 (3%)	畑 (97%)	草地	採草放牧地
	水稻	落葉果樹・葉タバコ		
交付金額 159万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	集落の各担当者の活動に対する経費		10%
		集落マスタープランの将来像を実現する活動に対する経費		12%
		農道水路の維持管理等集落共同取組活動に要する経費		28%
協定参加者	農業者22人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

本村パイロット集落は標高350m～400mの山間地に位置する。昭和60年代初めに国営大洲喜多開拓建設事業により造成された集落である。作物は葉タバコが減少の一途をたどっているが、町の主要作物である落葉果樹（柿）が多く栽培されており町内でも有数の果樹産地である。しかし、落葉果樹も近年の単価低迷による収入減、少子高齢化による後継者不足等問題を抱えており、何とか集落を活性化させようと平成12年度（1期対策）から本制度に取り組んできた。2期対策、3期対策では体制整備を選択し、将来の集落を担う人材の育成を中心に地域ぐるみで積極的な取組みを展開している。

3. 取組の内容

22名の協定参加者の内、17名が専業農家で果樹栽培を主体とした複合経営を行ってきた。

主な取組みとして、集落内の施設（農道、暗渠排水）の老朽化に伴う補修等を計画的に実施していた。また、認定農業者の育成に積極的に取組み、現在7名の認定農業者が集落活動のリーダー的存在となっている。さらに、町内中学校と集落間で協定を締結し、中学2年生を対象に農業体験を実施している。これは集落の将来を担う子供たちに農業の大切さ、農村集落のすばらしさを体験を通じて関心を高めたいという思いから2期対策から実施しているもので今後も継続していく。



【集落に広がる柿園】



【農業体験（柿の収穫）】

[集落の将来像]

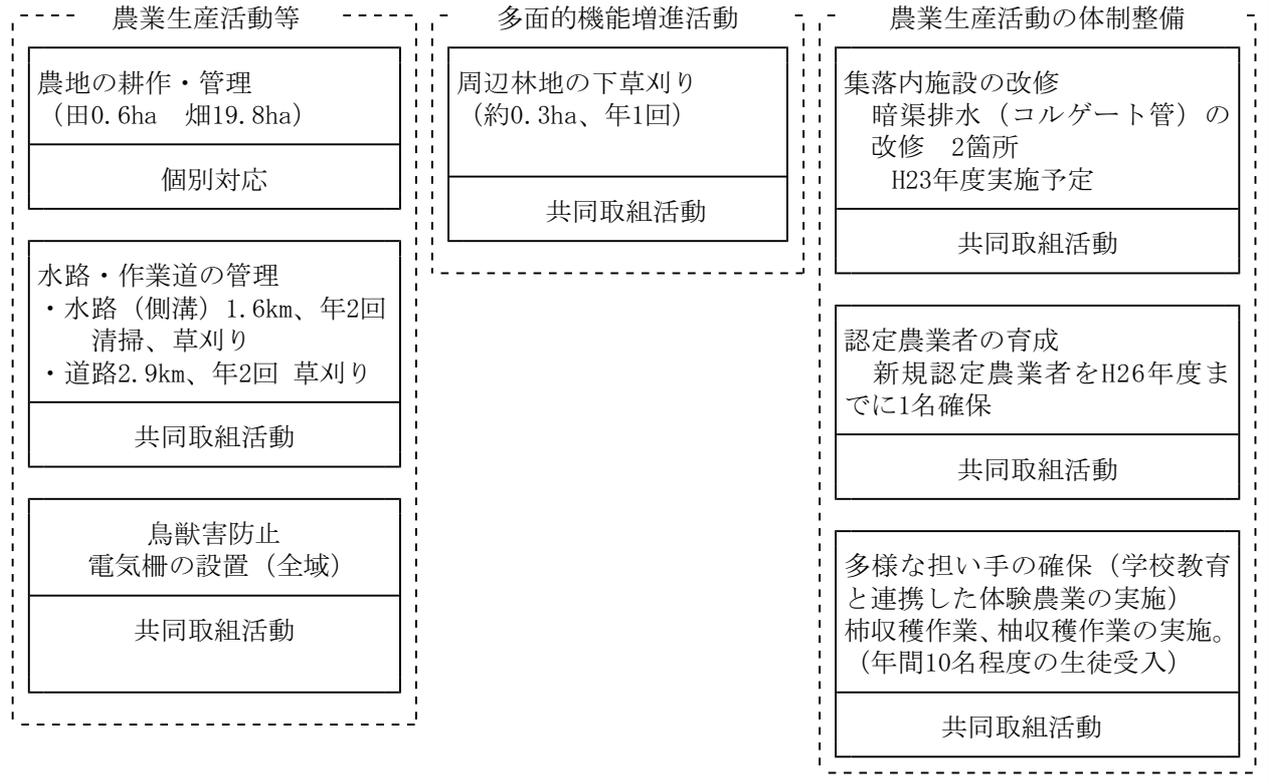
農地の保全に努めると共に農業環境（施設整備等）の充実を図る。
また、新規就農・退職帰農者等の支援ができる集落体制を構築すると共に、集落が一体となって若い世代が魅力を感じることができる農業経営を目指す。



[将来像を実現するための活動目標]

1. 農道水路の維持管理 2. 認定農業者の育成 3. 学校教育との連携 4. 鳥獣害防止対策

[活動内容]



集落外との連携

○町内中学校と協定を締結。体験農園に参加する中学生の受入れについて日程、場所等について検討・実践。

4. 今後の課題等

集落では落葉果樹を中心に葉タバコ栽培を組み合わせた経営を行ってきたが、葉タバコの衰退により葉タバコ栽培をやめた農地の他作物への転換の検討。また、学校教育との連携では、少子化・過疎化による生徒数の減少がある。農業、農村集落の大切さを今後も伝えていきたいという思いからも学校と集落が一体となり継続していく。

[第2期対策の主な成果]

- 農道整備（H21：2箇所、延長150m）
- 認定農業者の育成（H18：新規認定農業者1名確保。集落内認定農業者数7名）
- 学校教育との連携（柿、柚園で実施）
(受入生徒数 H18:4名、H19:3名、H20:7名、H21:7名)

<高付加価値型農業に取り組む事例>

○優良品種の導入等による高品質安定生産

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	愛媛県西宇和郡伊方町 川永田			
協定面積 71 ha	田	畑(100%) 温州、清見等	草地	採草放牧地
交付金額 824 万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 (50 %)			
		役員手当、会議費		2 %
		農地法面、水路、農道等の補修・改良費		15 %
		道・水路管理費		20 %
		鳥獣被害防止対策費		3 %
		その他、視察研修費等		10 %
協定参加者	農業者 71人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当地区は、急傾斜の段畑で、温州みかん、清見等の中晩柑を栽培する柑橘専作地帯であるが、高齢化・過疎化が急速に進み労働力不足が深刻な問題となっていた。

このような中で、経営を持続安定させ、農用地の保全に取り組むため、平成12年度（1期対策）より本制度に取り組んでおり、平成17年度（2期対策）からは体制整備を選択して、積極的に制度に取り組んできた。

3. 取組の内容

協定参加者全員が果樹専作農家であるが、担い手不足が進み、労働力低下が問題となっていた。前期対策においては、集落共同でマルチの敷設（7.6ha→8.8ha）を行うことにより柑橘の品質向上に努めるとともに、認定農業者2名の増加により、担い手の育成が図られた。

今期対策においても本制度に取り組み、体制整備活動として柑橘の優良品種である甘平等を1ha導入し、収益率を向上させるとともに、収穫時期の分散により労力の軽減を図ることで、高品質安定生産に努めることにしている。

また、機械・農作業の共同化によって労力を軽減し、経営の安定と農用地の保全に努める。



【総会の開催】

[集落の将来像]

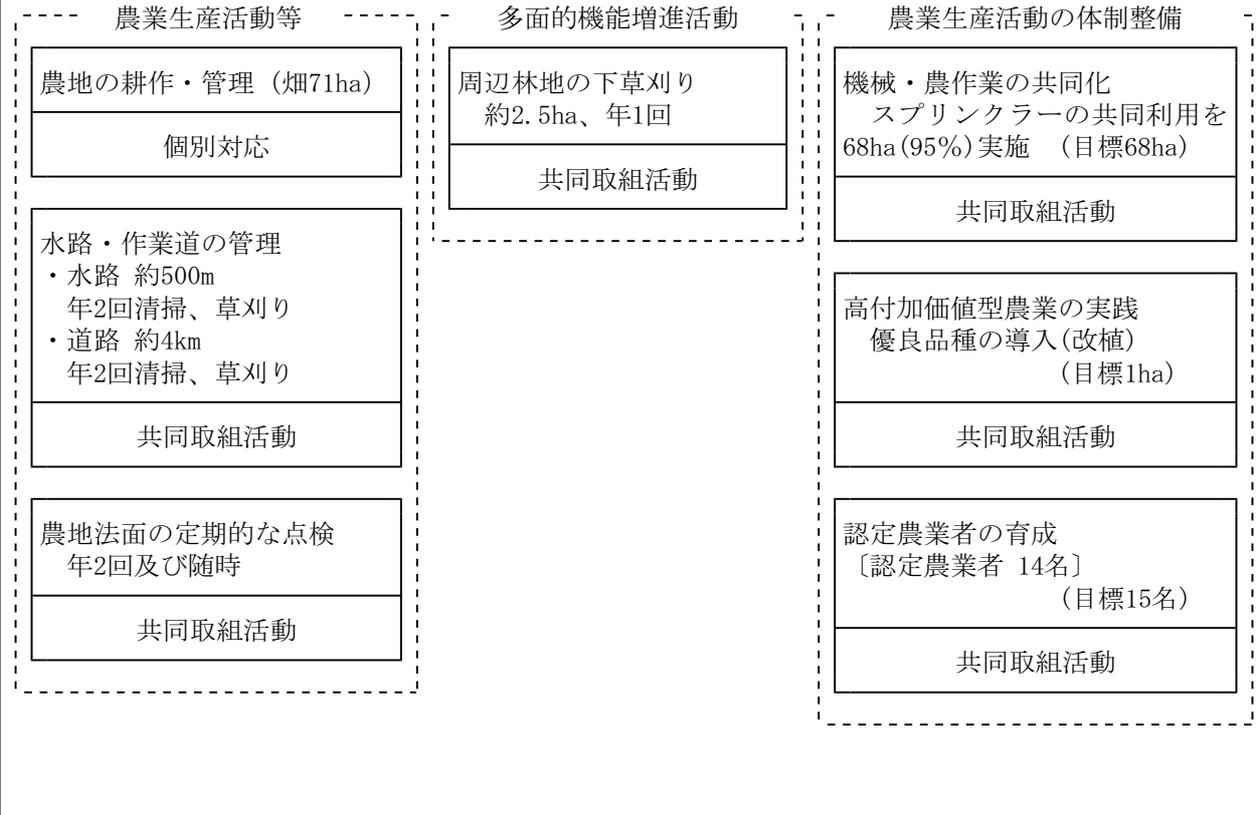
共選を単位とした産地ぐるみでの産地育成に取り組み、新品種やマルチの導入による高品質化を図り、ブランド力のある柑橘生産に進めていく。



[将来像を実現するための活動目標]

次世代品種の導入。
認定農業者を育成するとともに、農用地の集積を図る。

[活動内容]



集落外との連携

○有害鳥獣連絡会と連携を図り、イノシシの捕獲等を行う。

4. 今後の課題等

優良品種への改植を望む農家は多いが、改植を行うと3～5年は収穫がなく収入面等考慮した結果、断念する農家が多いのではないかと懸念される。

[第2期対策の主な成果]

- 高付加価値型農業の実践
目標達成(マルチ栽培(タイベック敷設)の実施) (H17: 76,700㎡、H21: 88,467㎡)
- 認定農業者の育成
目標達成(H17: 12名、H21: 14名)

○ 集落全体で農地を守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高知県 <small>かみしかほくちよう</small> 香美市香北町 <small>たにあい</small> 谷相			
協定面積 30.5ha	田 (82%)	畑 (18%)	草地	採草放牧地
	水稲	果樹		
交付金額 571万円	個人配分			65%
	共同取組活動 (35%)	役員報酬		3%
		農道・水路管理費		11%
		積立 (共同利用機械購入等)		21%
協定参加者	農業者 62人			

2. 取組に至る経緯

高齢化が進むなかで、地域の農地を保全していく必要性を、多くの農業者が痛感し、平成12年度より集落協定を締結して農用地の保全に取り組んでいる。

また、谷相地区の農地存続に対する危機感がより一層増すなかで、農業生産活動の体制整備活動である「機械・農作業の共同化」等に取り組み、平成20年度には集落営農組織（こうち型集落営農）を立ち上げ、地域の農地を保全してきた。

第三期対策においては「機械・農作業の共同化」等の取り組みに加え、集落営農組織による集団的サポート型の取り決めを行った。

3. 取組の内容

- ・ 集落営農組織へ基幹的農作業を委託し機械を効率的に利用することで生産性を向上させ、経営を安定化できるよう取り組んでいる。
- ・ 水路の草刈り、清掃の実施（5月，7月，9月）
- ・ 農道修繕（地域内の一部に偏ることなく、簡易舗装を計画的に実施）
- ・ 周辺林地の下草刈り、景観作物の作付けの実施
- ・ 営農の継続が困難な農地については集落営農組織が引き受ける取り決めを行った。
- ・ 共同機械を購入して、作業の共同化を実施（水稲の防除、刈り取り、乾燥、調整）
- ・ 都市部住民との交流会を実施して、谷相地区を売り出す活動に取り組んでいる。



水稲作の共同化（防除作業）



都市住民との交流（稲わらリース作り）

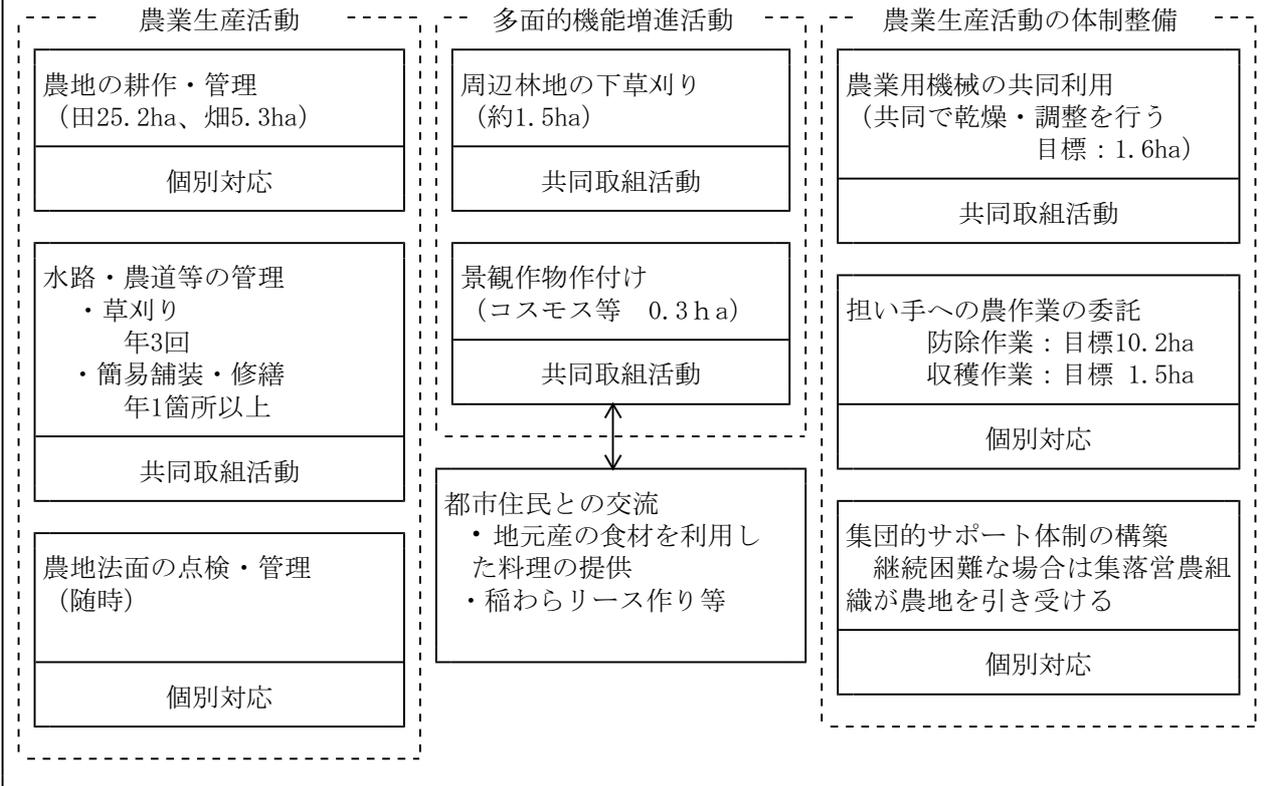
[集落の将来像]

水稲の共同作業を進め、コストの軽減を図るとともに、谷相地区で穫れた米のブランド化を図る。農作業の受委託を進め、耕作放棄地の増加に歯止めをかけていく。高齢化等に対応して、農地を集落全体で管理し、耕作放棄地の発生を防止する。

[将来像を実現するための活動目標]

集落営農組合を中心にして、相互に助け合いながら、地域農業が継続できることを目指す。

[活動内容]



4. 取組による変化と今後の課題等

平成20年度に集落営農組織を立ち上げ、「機械・農作業の共同化」を行うようになってから、機械に投資していた経費が削減でき、作業も軽減された。これに伴い、協定参加者の意識が大きく前進してきている。

例えば、都市部との交流会を実施して、地域の農産物を売り出す前向きな活動が行われるなど、活動を通じて地域のまとまりが強化されつつある。

今後は共同機械の整備を進め、作業受託面積を拡大していき、後継者が地域に残って生計を維持できるような地域づくりが課題である。

[平成22年度までの主な成果]

- 都市部住民との交流会「またさいや谷相へ」の実施（地域の散策・地元産の食材を利用した料理の提供・稲わらリースづくり・餅投げ）地区外住民23人参加

九州

○目指せ多面的な特色ある農村

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	福岡県久留米市田主丸町 石垣			
協定面積 36ha	田 (94%)	畑 (6%)	草地	採草放牧地
	水稲	柿・ぶどう		
交付金額 299万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員手当		7%
		農業生産活動体制等整備		20%
		水路農道農用地維持管理費		23%
協定参加者	農業者 84人			開始：平成13年度

2. 取組に至る経緯

石垣集落は、耳納連山北麓の観光果樹園の多い地域に位置しており、久留米市田主丸町の特産物である巨峰・柿のシーズンに、多くの観光客がフルーツ狩りに訪れる地域である。

農業者の減少や高齢化が進む中、農業生産活動や農地の多面的機能を維持していくため、平成13年度から中山間地域等直接支払制度に取り組んでおり、集落の一層の活性化を図るため、集落ぐるみで多面的な特色ある農村づくりを目指している。

3. 取組の内容

活動内容としては、高付加価値型農業に取り組むためカバークロープとしてレンゲの作付けを行い、米の減農薬・減化学肥料栽培に取り組み、にじ農業協同組合へ出荷し「耳納連山れんげ米」として販売している。

また、集落内の連携を図るため、水路・農道管理作業の後に集落の伝統行事である「ちびっこ相撲」を開催したり、クリスマスのイルミネーションを行ったりしている。



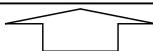
【レンゲ畑を背景に水路の除草】



【「耳納連山レンゲ米」と生産者】

【集落の将来像】

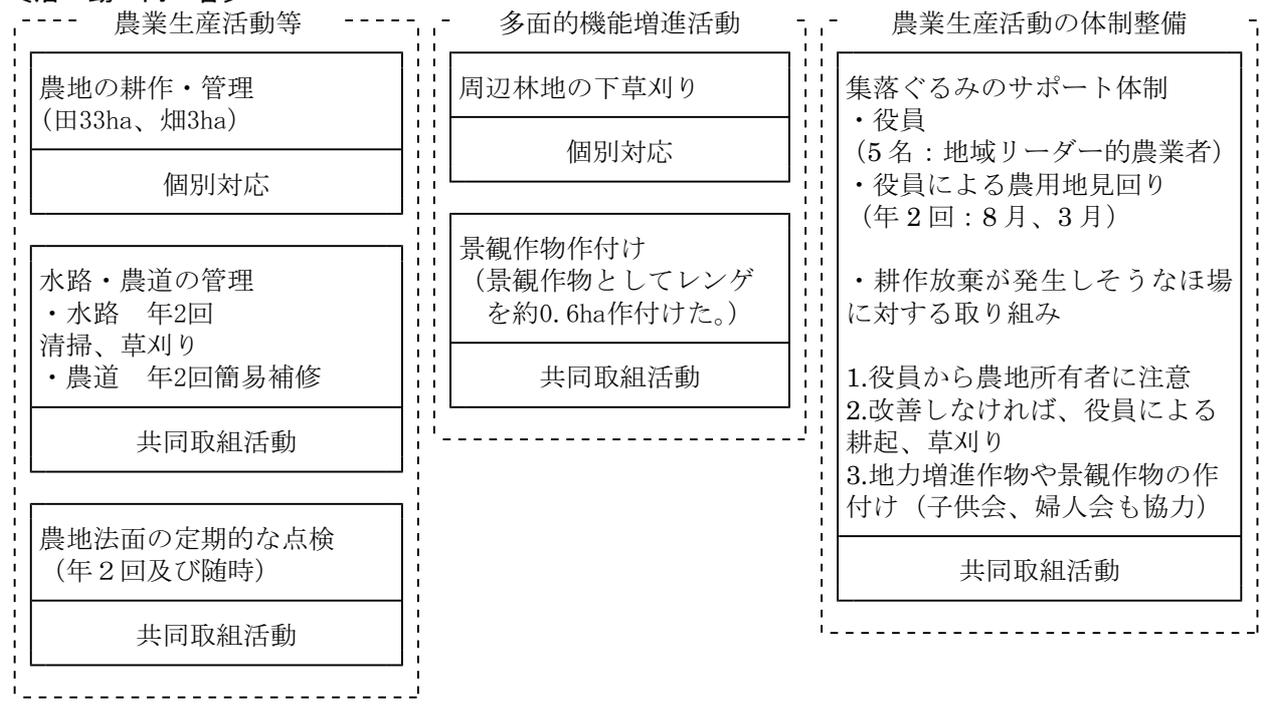
- 高付加価値農業を推進していく。
- 農業者と非農業者で連携して農道等の除草や、水路の整備を行っていく。
- 集落ぐるみで多面的な特色ある農村づくりを行う。



【将来像を実現するための活動目標】

- 農業者と非農業者が相互に様々な活動協力をを行い、両者が一体化した集落を目指すことにより、多面的な特色ある農村づくりを目指す。

【活動内容】



4. 今後の課題等

農家と非農家が連携し、集落ぐるみで活動することにより、集落全体の意識が向上し、集落の活性化に繋がったが、その一方で農家の担い手不足や高齢化は避けられない状況にある。このため、高付加価値農業の推進に取り組み、耕作放棄が発生しそうな圃場に対する集落ぐるみでのサポート体制を確立し、農地集積や認定農業者の育成等を図りたいと考えている。

【第2期対策の主な成果】

- 担い手育成に係る取り組みとして認定農業者の育成を行い、新規に1名認定農業者として認定された。
- 景観作物の作付け(7.2ha)を行い、その管理や維持に関して役員を含めた農業者を中心に、集落ぐるみ(婦人会や子供会)で行い、地域の活性化が図られた。
- 年2回の水路・農道の清掃及び草刈り(1.4km)や、水路の目地詰め、農道の補修を行ったことにより離農者の防止が図られた。

○農業資源は自分たちで守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	福岡県宗像市 <small>むなかたし</small> 野坂 <small>のさか</small>			
協定面積 9.6ha	田 (99%) 水稲	畑 (1%) 果樹	草地	採草放牧地
交付金額 119万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	農道・水路等管理費		15%
		景観作物作付費		1%
		鳥獣害防止対策費		8%
		農業施設整備費		20%
		その他		6%
協定参加者	農業者 9人			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

野坂集落は、米・麦・大豆の土地利用型を中心とする農業の盛んな地域であるが、農業従事者の高齢化等による担い手不足が課題となっていた。また、農地の多くはほ場整備が行われているものの、一部未整備の箇所もあり、水路の補修が必要な部分も多い。

このような現状を踏まえ、第2期対策から地域の担い手農業者を核として地域ぐるみで農地を守ってきた。更に第3期対策からは安定的・持続的な農業生産活動の体制整備に努めることとしている。

3. 取組の内容

耕作者の高齢化等で耕作が難しくなった農地は、地域ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る。猪被害が深刻なため、電気柵を導入し被害防止に努めているものの十分でないため、今年度新たにワイヤーメッシュ柵を導入する。

また、集落の中に、土木作業の知識と経験を持っている人がいるため、水路の改修工事等を自分たちで行っている。計画的に工事を行うことで、少しずつ、地域の水路が整備されている。



【イノシシ防止用電気柵の設置】



【水路の補修を自己施工にて実施】

【集落の将来像】

- 集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備



【将来像を実現するための活動目標】

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

【活動内容】

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 (9.6ha) 個別対応	周辺林地の下草刈り (約0.1ha、年1回) 個別対応	集落ぐるみのサポート体制 (協定農用地の農業者のみ) 共同取組活動
水路・農道の管理 ・水路等2.5km、年2回 清掃、草刈り ・農道1.5km、年2回 草刈り 共同取組活動	景観作物作付け (景観作物としてレンゲ を約0.5ha作付けた。) 共同取組活動	水路の補修 (自主施工にて実施。H17・1箇所、 H19・1箇所、H20・1箇所、 H21・1箇所、H22・1箇所) 共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (随時) 個別対応		

4. 今後の課題等

共同活動をとおして、集落を守っていこうという意識が高まった。また、自分たちで水路の改修を行うことにより、経費をおさえることができ、水路の維持管理が以前よりもしやすくなった。

【第2期対策の主な成果】

- 鳥獣害防止対策の強化（電気柵、ワイヤーメッシュ柵（300m）の設置）
- 計画的な水路改修工事の実施（H17・80m、H19・30m、H20・90m、H21・40m、H22・80m）

○棚田を活かして地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	佐賀県伊万里市二里町 <small>いまりしにりちよう</small> 中田 <small>なかつ</small>			
協定面積 27.2ha	田 (100%) 水稲・麦・大豆等	畑	草地	採草放牧地
交付金額 572万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	集落の各担当者の活動に要する経費		3%
		集落マスタープランの将来像を実現するための活動費		2%
		水路、農道等の維持・管理等に要する経費		9%
		農用地の維持・管理活動に要する経費		1%
		環境整備、機械購入等積立		44%
		事務費他		1%
協定参加者	農業者 44人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

中田集落は、兼業農家の多い集落であり、担い手不足が懸念されていた中で、地域の活性化を図るため、平成12年度から中山間地域等直接支払制度へ取り組んできた。

前期対策においては、棚田オーナー制を実施し都市住民との交流を行い、また、収穫祭の開催や集落内非農家と共同で農地法面へ彼岸花を植栽するなど多面的機能の増進に取り組み地域の活性化に努めてきた。さらに、水稲栽培においては、減農薬・減化学肥料の高付加価値型農業に取り組んできた。

今期対策においては、前期対策までの取組みを拡大しつつ、機械利用組合への農作業委託等も推進していくこととしている。

3. 取組の内容

- ・棚田オーナー制を実施し、都市住民との交流。
- ・地元小学生を対象に田植え・稲刈り体験を開催し、子どもたちの農業への関心を育む。
- ・収穫祭を開催し、地域住民との交流。
- ・減農薬・減化学肥料の高付加価値の米づくりを行い、棚田米のブランド化（佐賀県特別栽培農産物認証制度を活用）。
- ・機械利用組合への農作業委託の推進。



【彼岸花の開花風景】



【春の田植え祭り（棚田オーナー制）】

【集落の将来像】

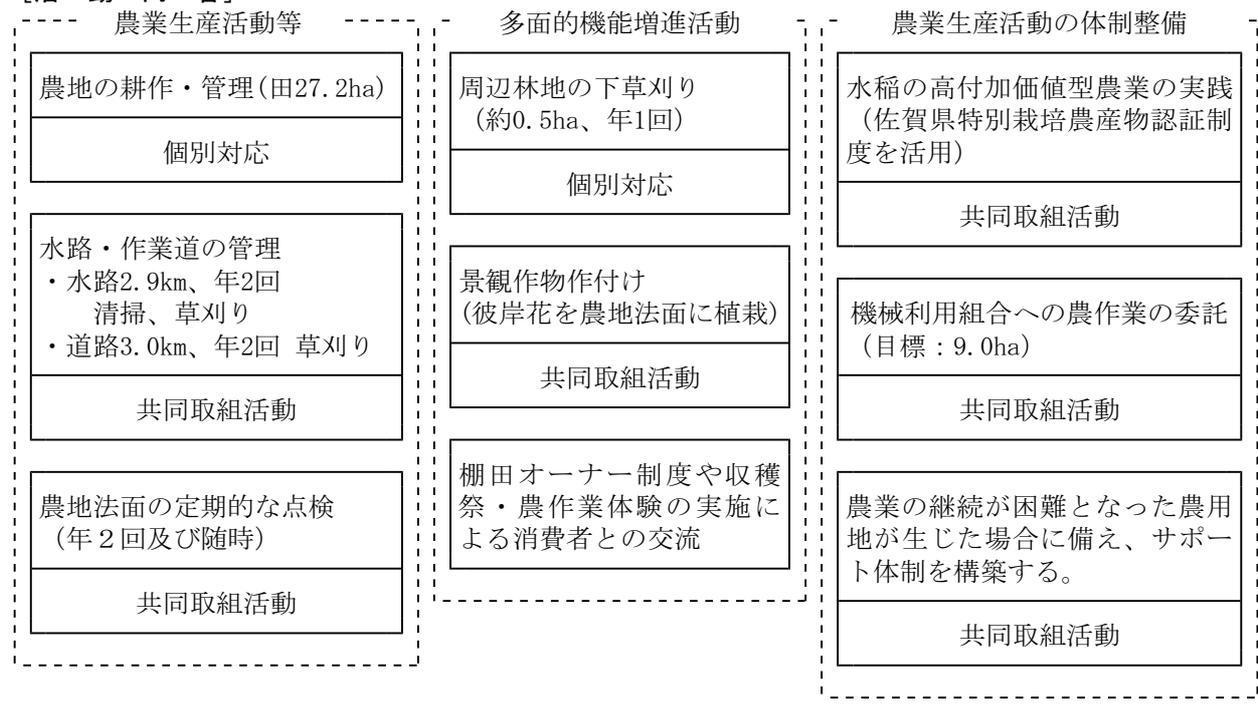
- 棚田オーナー制を活用した都市との交流・共生。
- 棚田の景観や収穫祭を活かした観光開発。
- 農作業委託や減農薬栽培を推進し、経費削減や省力化を図る。



【将来像を実現するための活動目標】

- 棚田オーナー制と併せて棚田米のPRを行う。
- 水稻の減農薬栽培面積の拡大。
- 農地法面に彼岸花を植栽し、景観形成を行う。
- 機械利用組合への農作業委託を推進する。

【活動内容】



4. 今後の課題等

高齢化が進行しているため、青壮年会や機械利用組合といった組織の活動を活発化させ、対応していく必要がある。また、話し合いの機会を増やし、収穫祭等の行事を集落ぐるみで行うなど集落の団結を強めていきたい。

【第2期対策の主な成果】

- 水稻の減農薬栽培による高付加価値型農業の実践 (H21実績:3.5ha)
- 地域及び都市住民との交流による地域の活性化
 - ・秋の収穫祭の参加者の増 (H18:100名、H19:130名、H20:150名)
 - ・棚田オーナー制度の実施 (H20: 7組30名 10a)

<その他、取組に特徴ある事例>

○小学校との連携による農業体験学習への取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	佐賀県藤津郡太良町 <small>ふじつぐんたらちよう</small> 中尾 <small>なかお</small>			
協定面積 20.6ha	田 (76%)	畑 (24%)	草地	採草放牧地
	米・野菜	野菜・みかん		
交付金額 347万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	道路・水路の管理費		31%
		多面的機能増進活動費 (景観作物)		1%
		機械の共同利用費		4%
		小学校との連携活動費		5%
その他 (役員手当、事務費等)		19%		
協定参加者	農業者 36人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

中尾集落は、太良町の山間部に位置し、平坦部と比べて生産条件が厳しく、また、農産物の価格低迷や農家の高齢化等によって担い手の減少や耕作放棄地の増加が懸念されていた。

そこで、平成12年度より中山間地域等直接支払制度を活用して、耕作放棄地増加防止や多面的機能の維持・増進を目的として共同活動に取り組んでいたが、第2期対策において制度の内容が見直しされたことを契機に、小学生を通じて地域住民に農業への関心を持ってもらうことを目的として地元小学校と連携した農業体験学習に取り組んだ。

3. 取組の内容

毎年、地元小学校の4年生約50人を対象に古代米の田植えと稲刈りの体験学習を行っている。収穫された米は参加した児童が、各家庭に持ち帰ってもらうことで、児童のみならず家庭全体で農業に関心を持ってもらう取組を行っている。

また、畦塗り機械の共同利用にも取り組んでおり、将来的には機械利用組合の設立を目指すとしている。



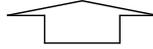
【景観作物植え付け】



【農業体験学習 (田植え)】

【集落の将来像】

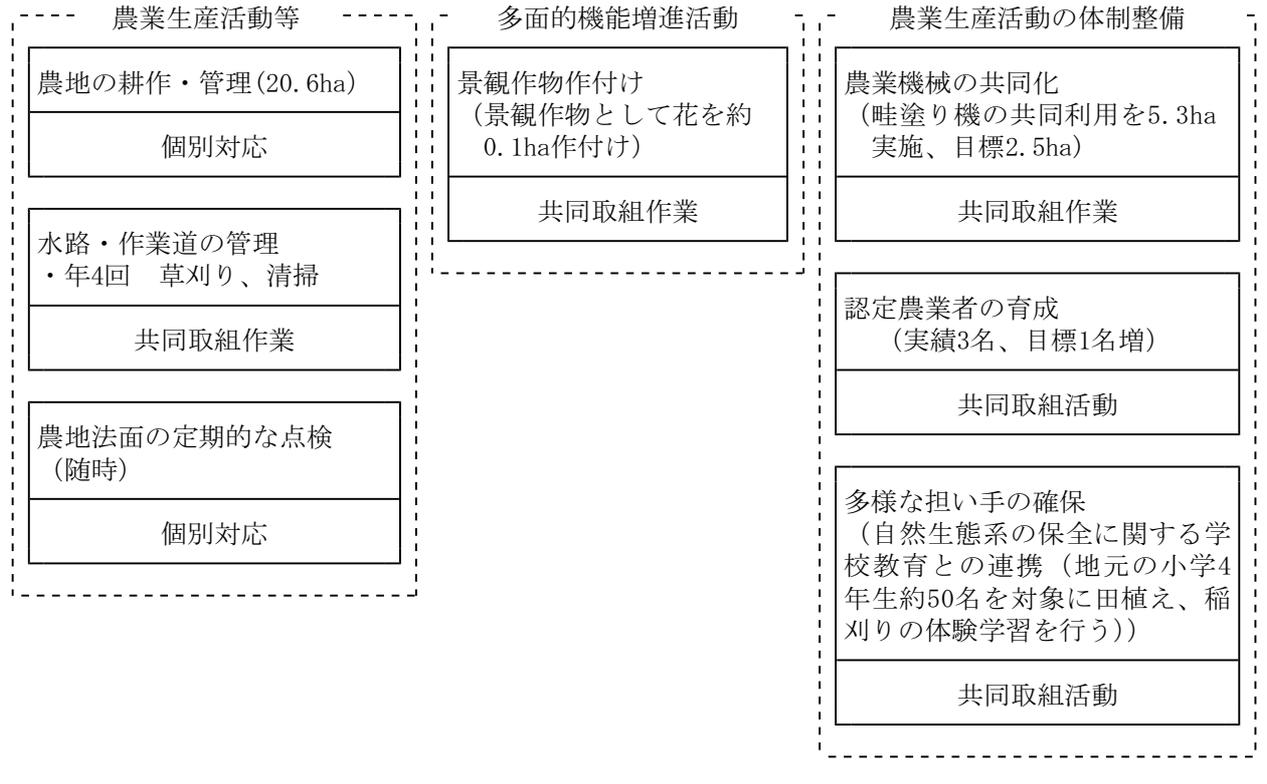
- 農業機械の過剰投資等による生産コストの増加を防ぐため、定年退職世代等を軸とした組織を結成し、農作業の受託、耕作放棄地の復旧整備等を行い高付加価値型農業を実現する。



【将来像を実現するための活動目標】

- 農家組合を中心とした要保全農地の維持管理
- 畦塗り機の共同利用による水田の整備
- 学校教育と連携した児童の農業体験学習への取組

【活 動 内 容】



4. 今後の課題等

機械の共同利用により営農の効率化、生産コストの縮減が図られた。また、小学生との農業体験学習による世代を超えた交流を通じて、集落全体がより活性化しているところである。

今後は畦塗り機以外の農業機械についても共同化を図り、オペレーター制等も導入して機械利用組合の設立を目指す。また、小学校と連携した農業体験学習も継続して行い、将来も持続して農業生産活動が行えるよう体制整備に努めたい。

【第2期対策の主な成果】

- 機械(畦塗り機)の共同化(当初0ha、目標2.5ha、H21実績5.3ha)
- 認定農業者の育成(当初0名、目標1名、H19~21実績合計3名)
- 小学校と連携した農業体験学習(当初0名、目標13名、H21実績約50名)

○集落みんなで農地保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	長崎県佐世保市 <small>させぼし</small> 瀬道 <small>せどう</small>			
協定面積 20ha	田 (100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 420万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員報酬等		9%
		水路農道等維持管理 共同機械購入費等		12% 29%
協定参加者	農業者 34人			開始：平成15年度

2. 取組に至る経緯

瀬道集落は、佐世保市の南部中山間地域に位置し、水稲・果樹・花き等を複合的に経営されている農家が多いが、他の集落と同様に高齢化が進み、担い手不足が深刻化していた。

集落内で今後の営農方針等模索する中で、中山間地域等直接支払制度で自らの農地を保全することに対して交付金が支払われることを知り、この制度ならば集落全体で取り組むことができるだろうということで、制度取組に至った。

3. 取組の内容

瀬道集落は、中山間地域等直接支払制度に平成15年度から取り組み、集落営農組織の立ち上げによる機械・農作業の共同化の推進、特別栽培米による高付加価値型農業の実践、認定農業者の育成等を実践するとともに、平成19年度からは農地・水・環境保全向上対策事業にも取り組み、集落内外と連携して集落内農地の保全に努めている。

今後は、集積対象者を核とした農業生産活動の体制整備と集落ぐるみの農業生産活動による体制整備を目指すこととしている。



【瀬道集落全景】



【非農家と連携した道路清掃】

【集落の将来像】

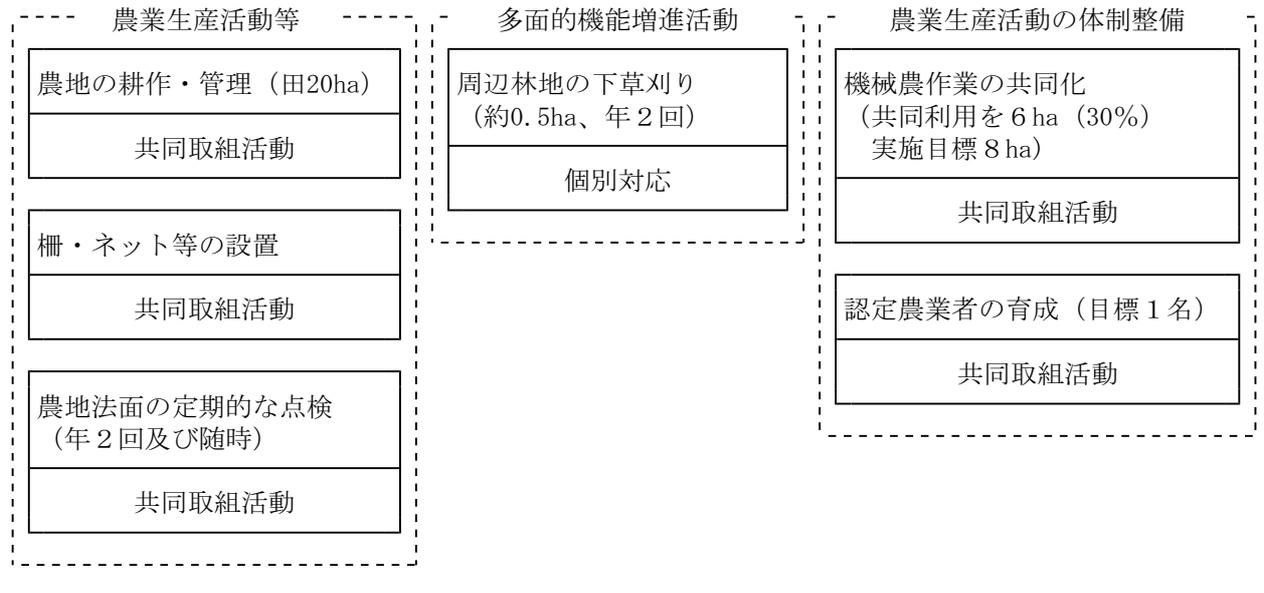
○ 瀬道集落内において、高齢化及び兼業化による農家戸数の減少に歯止めをかけ、農地の保全、荒廃を防止し、景観を維持することによって多面的機能の持続的発揮を図るとともに、機械・農作業の共同化と集積対象者を核とした農業生産の体制整備を図ることで、集落が将来にわたり発展できるような体制を構築する。



【将来像を実現するための活動目標】

○ 集落協定農用地を農地法面等点検により保全していくことは当然のことながら、近年はイノシシによる農作物被害が顕著であるため、協定農用地を電気防護柵やワイヤーメッシュ柵等で効果的に囲み、農業生産意欲の減退に歯止めをかけたい。また、農作業の共同化等を推進し、ますます高齢化が進んでいく中であっても、将来的に営農を継続できるような体制を構築する。

【活動内容】



集落外との連携

○ 瀬道集落は農地・水・環境保全向上対策にも取り組んでおり、集落内の農道・水路等の管理作業は、中山間と農地水が協力して行っている。今後とも農地水と協力しながら各種活動を展開していきたい。

4. 今後の課題等

当集落においては、高齢化が進展する中で、どのように協定農用地を維持管理していくかが重要となってくる。今後は、集積対象者を核とした農業生産の体制整備を行い、農作業の共同化等により、高齢であっても安心して農業を営むことができる集落を目指していく。

【第2期対策の主な成果】

- 高付加価値型農業の実践 (H17:10ha、H21実績:11ha)
- 認定農業者の育成 (H17:9名、H21実績:13名)

<その他、取組に特徴のある事例>

○ショウガ生産を中心に繋がる集落

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	熊本県八代市東陽町河俣美生 <small>やっしろしとうようちようかわまた びしろう</small>			
協定面積 7.3ha	田(100%) ショウガ	畑	草地	採草放牧地
交付金額 153万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	農業用水(地下水)管理		7%
		生姜防蛾灯維持管理		52%
		農作物用モノレール維持管理		41%
協定参加者	農業者 23人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

美生集落の棚田は「日本の棚田百選」にも選ばれており、美生の滝や棚田を支える石積みと合わせて中山間地域特有の美しい風景が残る集落である。同集落では、ショウガの生産が盛んであり、ショウガ生産を中心にした農業生産活動で強く繋がっている。

ショウガ栽培に必要な地下水や病害虫防除のための防蛾灯については、これまで負担金を出し合いながら維持管理をしてきた。これらを含め、集落営農活動を維持発展させるために中山間地域等直接支払制度に取り組むことにした。

3. 取組の内容

美生集落はショウガ栽培が盛んで、今後もショウガをメインにした集落営農をしたいと考えている。そのためには、きれいな地下水の確保、安全・安心に配慮したショウガ栽培を行い、安定した生産を続けていくことが必要である。

栽培に必要な水については地下水で賄っており、その施設の維持管理に本交付金を活用している。また、安全・安心なショウガ生産のため、化学農薬を使わないよう防蛾灯を設置しており、その維持管理についても本交付金を活用している。

近年、イノシシ・シカによる被害が増大しており、ショウガ栽培にとって大きな支障となってきた。そのため、集落総意のもと侵入防護柵の設置を決定し、平成19年度は農業生産振興総合対策事業で2,400mを設置し、平成22年度は鳥獣被害防止総合支援事業を利用し、1,000mの侵入防護柵を設置することにしていく。集落負担分には中山間地域等直接支払交付金を充て、平成23年3月には、ショウガ栽培田の全部を囲む防護柵が完成予定である。これにより、より安定したショウガ生産が可能になると期待される。



【集落風景】



【進入防護柵設置】

【集落の将来像】

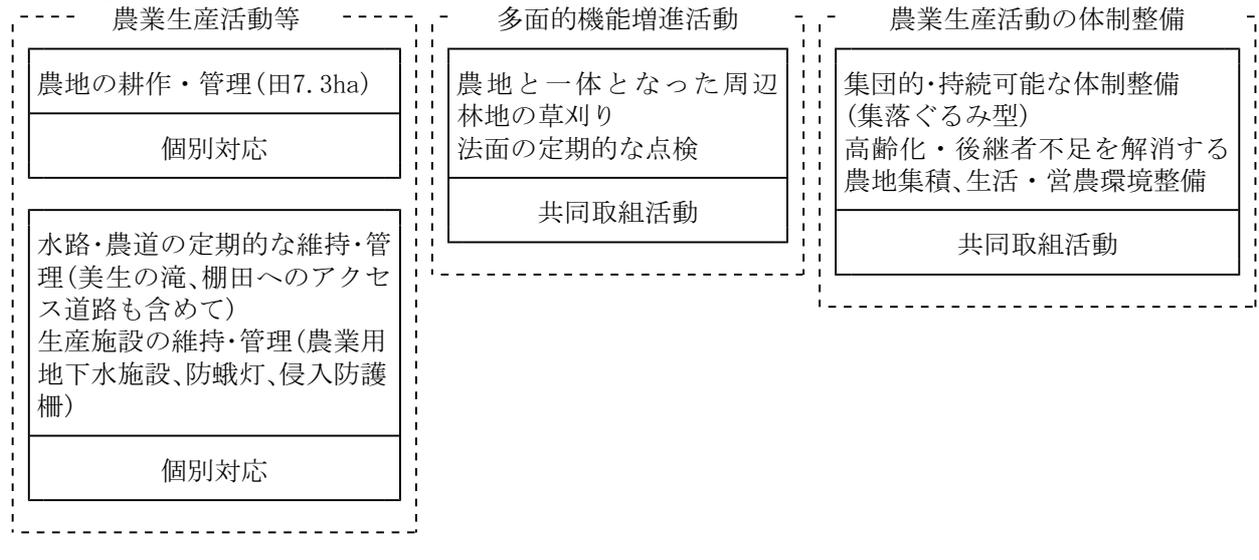
○ 美生集落はショウガ栽培が盛んであり、今後も安定した収益を上げられるショウガ生産を続けていきたい。また美生の棚田は「日本の棚田百選」にも選ばれるなど、美生の滝や石積みと共に中山間地域特有の美しい風景が残っている。美生の滝・棚田の美しさを保全しながら、情報発信やPRにも努め、この美しい風景を誇りに思える集落にしていきたい。



【将来像を実現するための活動目標】

○ ショウガ栽培で強く繋がりを持つ集落ではあるが、高齢化。後継者不足は今後の大きな課題であり、行政、JAと連携し農地集積、営農・生活環境を整備しながら、担い手の育成を図っていく。

【活動内容】



4. 今後の課題等

現在の美生集落はショウガを中心にした営農集落として維持できているものの、高齢化や後継者不足は今後の大きな課題である。JA、行政と連携し、農地の集積を進めるとともに、生活環境・営農環境の整備も合わせて進めることで担い手が育成できる環境を整備していく。

【第2期対策の主な成果】

- 鳥獣被害対策：侵入防護柵2,400m設置(H19)
- 担い手育成：認定農業者の育成(目標1人 実績1人)

○ひまわりで笑顔と元気な里づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	大分県 <small>くにさきしあきまち</small> 国東市安岐町 <small>やまぐち</small> 山口			
協定面積 37.5ha	田 (100%) 水稲・麦・大豆等	畑	草地	採草放牧地
交付金額 602万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	水路・農道等の維持管理		8%
		鳥獣害防止対策		8%
		景観作物作付け、管理		3%
		共同機械の管理及び導入、農作業の共同化経費		12%
交付金の積立・繰越		8%		
村づくり研修費役員報酬・役員会経費		11%		
協定参加者	農業者 33人、農事組合法人山口生産組合（構成員11人）			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

山口集落では、平成5年6月に農事組合法人が設立され、農地の保全が行われてきたが、棚田については、農道も狭く勾配が急なため、大型機械の利用が困難な状況にあった。

このような中、平成17年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、棚田の保全に努めてきたところであるが、農家の高齢化も進み、今後の取組を危惧する声もあった。しかしながら、3期対策でC要件が創設されたことから、集落での話し合いの結果、本要件を活用し、引き続き本事業に取り組むこととなった。

これまで、共同取組活動として都市住民との交流で「ふれあい田植え」を行っていたが、不作付地対策として市内の業者からひまわりの栽培を勧められたことから、3期対策では新たに「ひまわり栽培」の取組を始めたところである。

3. 取組の内容

機械・農作業の共同化による農用地の保全、協定参加者による農道、水路の管理等のほか、堆肥などの有機質を活用した土作りを行う高付加価値型農業の実践として、景観作物のひまわりを栽培し、種子を食用の「ひまわり油」に、使用後は再処理してバイオ燃料に活用する等、自然環境に配慮する先進的な取組を行う。



【ひまわり除草管理の様子】



【都市住民との「ふれあい田植え」の様子】

【集落の将来像】

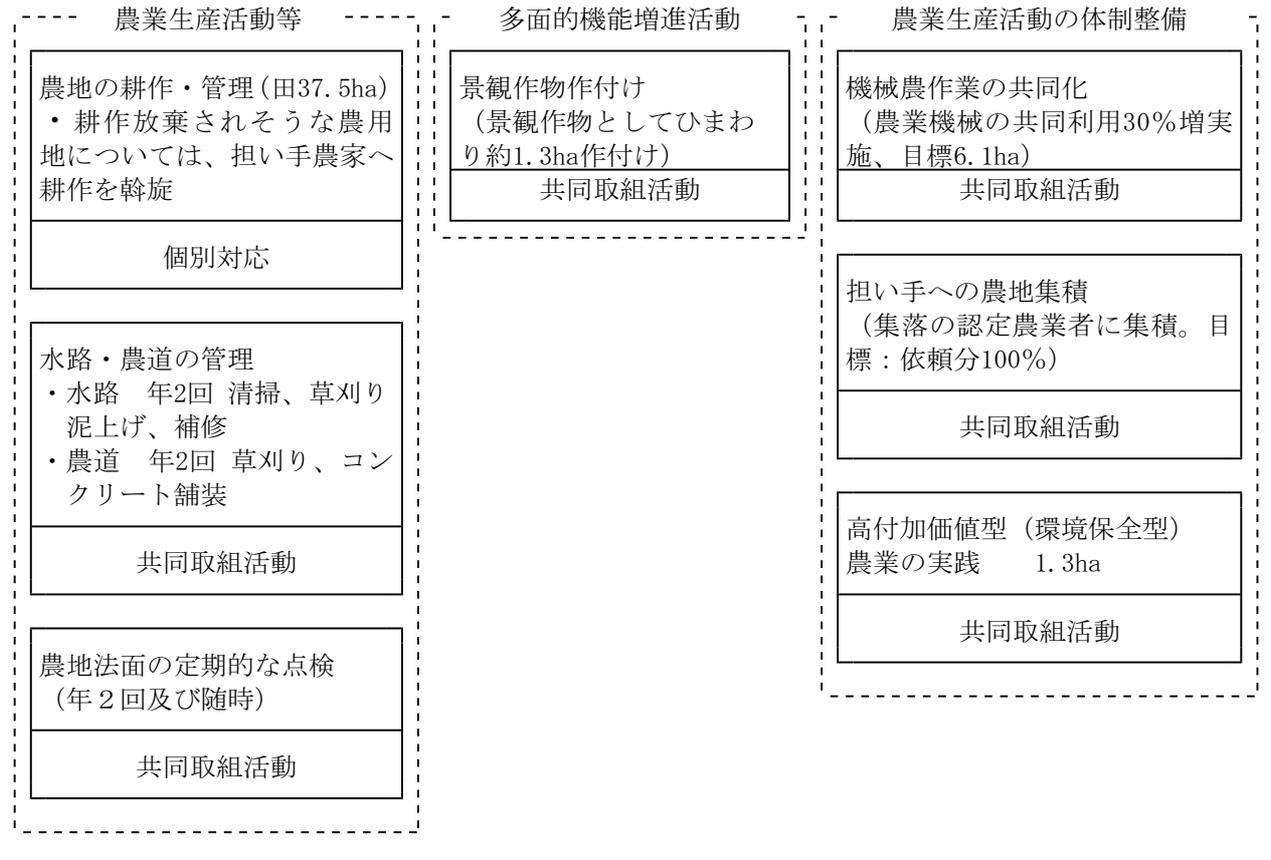
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備



【将来像を実現するための活動目標】

- 機械・農作業の共同利用面積を30%増加
- 堆肥などの有機質を活用した土づくりを進め、環境に負荷を与えない環境保全型農業に取り組む
- 町外の親子を対象とした田植・稲刈り及び中学生の農家体験学習の受入れ
- 担い手への農地斡旋

【活動内容】



集落外との連携

- 市内の業者と連携し、ひまわり油の製油及び都市住民との農業交流

4. 今後の課題等

「ひまわり事業」として、非農家・都市住民等との連携、さらには付加価値を生むような取組の中で、連帯感が生まれ環境についての意識を持ってもらえるようになった。しかしながら「ひまわり」の栽培、拡大には人的作業が多く現状での取組が精一杯である。今後、高齢化が進み耕作のできない農地に対しどのような対策を講じるかが今後の課題となっている。

【第2期対策の主な成果】

- 獣害防止柵設置 (H21 : 7,000m)
- 農道コンクリート舗装 (H19 : 2,700m・H20 : 3,800m・H21 : 1,300m)
- 水路補修 (H19 : 1箇所・H20 : 4箇所・H21 : 1箇所)
- 都市住民との交流による地域の活性化
 - ・「ふれあい田植え」参加者の増(H17 : 20名、H21 : 76名)

○地域農業の発展と地域づくりを推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	大分県玖珠郡九重町町田 栗原			
協定面積 14ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交付金額 296万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	共同利用機械・施設購入等費		78%
		役員手当		4%
		研修会等費		3%
		水路・農道維持管理費		13%
事務費		2%		
協定参加者	農業者 19人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

栗原集落は、九重町のほぼ中央に位置し、周りを山に囲まれた山間集落である。以前から鳥獣被害が多く毎年作物の被害が絶えずに深刻な状況に陥っていた。そこで平成12年度から始まった中山間地域等直接支払制度に第1期対策から取り組み、特に鳥獣害対策に力を入れている。

3. 取組の内容

栗原集落は高齢化、過疎化が進行する中で兼業農家も多く、これまでの機械の過剰投資から生産コストの低減が課題となっている。さらに、山林と隣接している為、鳥獣害が多発しており毎年生産意欲の低下が懸念されていた。

このため、本制度を活用し、獣害防止対策として山林に面した農地にフェンスを設置したことで水稲や栗原集落の主要転作作物であるトマトの被害を減少することができた。特に栗原集落はフェンスの下にコンクリートを敷き、害獣が下からもぐりこんで来ないようにしたことが被害減少の大きな要因であると考えられる。

また、第3期対策から周辺の3集落が統合し1つになった。機械の過剰投資を防ぐため集落営農組織を設立し、3作業（耕起、田植え、収穫）について共同利用機械を導入することとしている。



【栗原集落全景】



【下からの浸入を防ぐフェンス】

[集落の将来像]

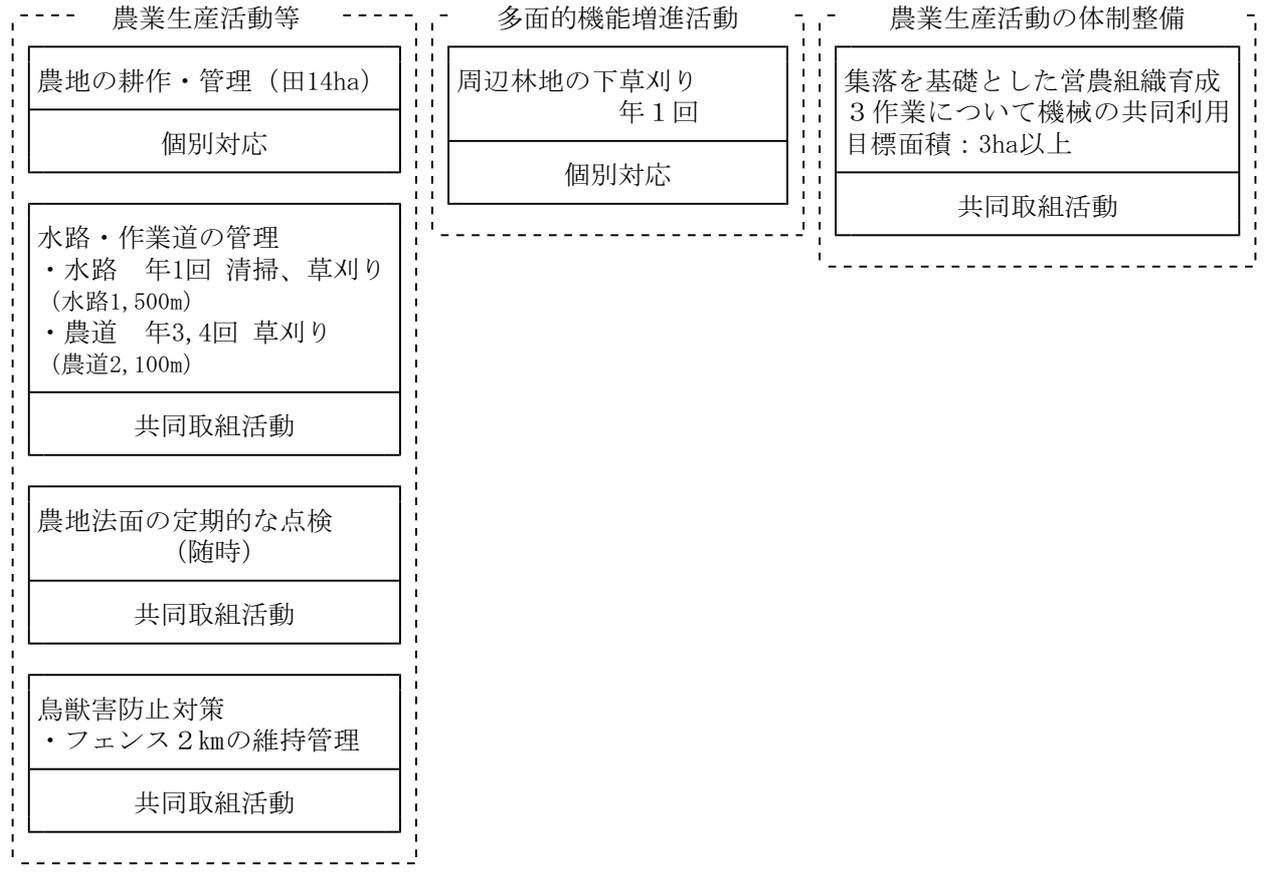
- 将来においても担い手を確保し、継続的な農業生産活動の体制整備を図る。



[将来像を実現するための活動目標]

- 集落内農地の3ha以上について3作業（耕起、田植え、収穫）の機械の共同利用を図る。
- 鳥獣害防止対策として、協定農地の周囲を全面的に防護するために2期対策で設置したフェンスの維持管理を継続的に行う。

[活動内容]



4. 今後の課題等

第3期対策から3集落が統合し1つの協定になった。3集落で協力し合い、農業生産コストの低減を図り、獣害被害への対策をさらに進めながら将来の担い手が確保しやすい環境作りにも取り組んでいかなければならない。

[第2期対策の主な成果]

- 鳥獣害防止対策としてフェンスを設置、補修（2km：H17年0m, H18年2,000m, H19年～H22年は維持管理）
- 共同活動での周辺林地を含む、フェンス周辺の草刈り（年1回：H12年～H21年500m, H22年1,000m）
- 集落を基礎とした営農組織設立（構成員19名）
- 水路、農道の適切な維持管理（年計4回）
 （水路 H12年～H21年：1,000m、H22年：1,500m）
 （農道 H12年～H21年：1,500m、H22年：2,100m）

<高付加価値型農業を実施する事例>

○有機JAS取得による有機栽培の確立

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	宮崎県 <small>こぼやししのじりちよう</small> 小林市野尻町 <small>ふとお</small> 太尾			
協定面積 4.1ha	田 (72%)	畑 (28%)	草地	採草放牧地
	水稲・飼料作物等	らっきょう等		
交付金額 28万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員手当	6%	
		水路、農道等の維持・管理等に要する経費	17%	
		鳥獣害防止対策に要する経費	27%	
協定参加者	農業者 3人	集落営農組織 1団体	開始：平成12年度	

2. 取組に至る経緯

太尾集落は、小区画・不整形な棚田や畑を耕作する農村地帯であるが、典型的な過疎地域であり、小規模・高齢化の集落であるため、農地の保全が困難になることが懸念されていた。また、山間に位置するため猿や猪、鹿等の鳥獣害が甚大で、通常の園芸作物は作付できない状態にあった。

そこで、中山間地域等直接支払制度を活用し、鳥獣害被害の防止を図るとともに収益性の高い有機栽培に取り組むことで、後継者等が安心して定住できる集落づくりを目指すこととなった。

3. 取組の内容

鳥獣害を最小限に留めるため、周辺林地の竹払いとともに、被害の多い農地から順に電気柵の設置を行った。また、水稲から被害の少ない飼料作物中心の作付体系への転換を図った。さらに、高齢でも小面積多収入となるよう有機栽培に取り組み、年数回の講習や良質堆肥を使用した土づくりを行うことで、有機JASを取得した。

作物については、鳥獣害の可能性が低いものとしてらっきょうを選定し、数年かけて土づくりを行った有機ほ場に作付けし、付加価値の高い「有機らっきょう」として販売している。

平成22年度からは、新たな有機作物の試験ほ場として緑肥として鋤き込むことで、センチュウ駆除が行える新品種のタカナの栽培試験を実施している。



【周辺林地の竹払いを実施した農用地】



【有機JASほ場に作付けされたらっきょう】

【集落の将来像】

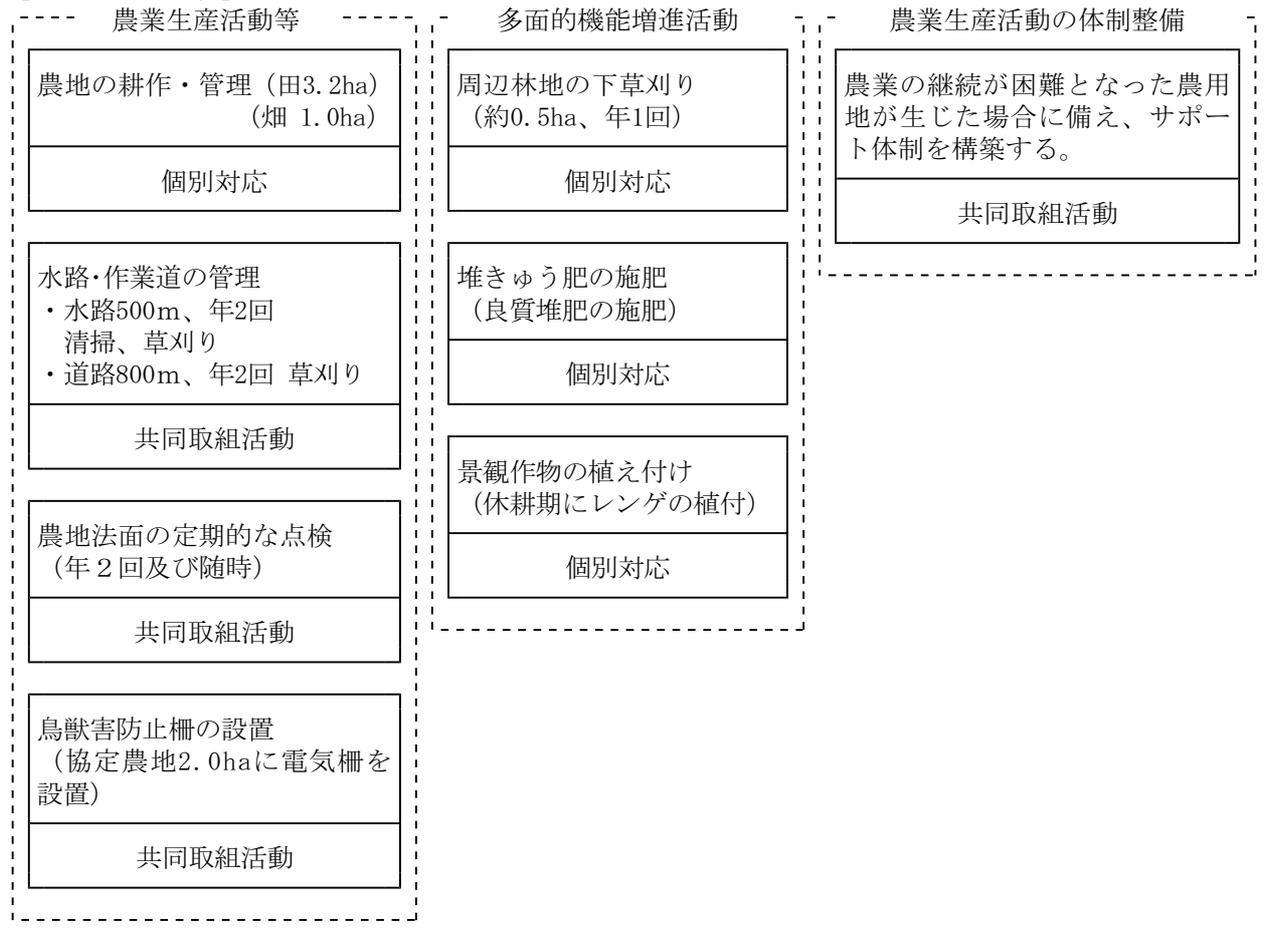
- 当集落は、山間に位置し、地形的には勾配がきつく小区画のため耕作管理に恵まれていないことから、有機栽培を軸とした高付加価値型農業を実践など、耕地面積が少なくとも収益を上げられる作付けを実施することで、農業生産活動が将来に渡って維持・継続されるよう推進する。



【将来像を実現するための活動目標】

- 「農道・水道の整備」「鳥獣被害の防止」「担い手への農作業委託」「多面的機能の増進」を重点項目に掲げ、将来像を実施するための取組を実践する。

【活動内容】



集落外との連携

- 有機農業を推進する上で、他の有機農業グループとの研修会を実施

4. 今後の課題等

有機JASほ場の設置は、小区画・不整形で高齢化が進んだ当集落で収益を上げる方法として有効であり、今後も当該ほ場を維持することで環境保全型の農業を推進し、更なる集落の活性化を図っていききたい。

【第2期対策の主な成果】

- 高付加価値型農業の実践 (H21実績:有機JASほ場 0.8ha)
- 担い手への農作業の委託 (H21実績:作業委託面積 3.2ha)

○農作業受託組織を中心とした集落営農へ向けた取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	宮崎県西臼杵郡高千穂町 下野西			
協定面積 74.6ha	田 (81%)	畑 (18%)	草地	採草放牧地(1%)
	水稻、たばこ	たばこ		飼料
交付金額 1,335万円	個人配分			30%
	共同取組活動 (70%)	共同施設整備費 (集落センター改修、倉庫増設等)		48%
		農道・水路管理費 (農道コンクリート舗装、水路布設)		5%
		活動助成費 (土地改良、各部会、小組合)		12%
その他 (事務費、役員手当、研修会費等)			5%	
協定参加者	農業者 93人 生産組織 2組織	水利組合 4組合	農業生産法人 1法人	開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

下野西集落は、第2期対策までの取組で農道舗装の整備と水稻を中心とした共同利用機械の導入を中心に進め、農道舗装については当初計画の約9割が完了し、機械導入についてはオペレータ等による機械班を組織し受委託作業の円滑化を図ってきた。

第3期対策からは、受託作業組織の受託面積の拡大と、稲作にかかるコスト低減を進めるほか、また直売所を開設し集落内で生産される農産物の地産地消及び県内外への情報発信の拠点づくりを目指すことにした。

3. 取組の内容

第2期対策までに稲作の作業受託の機械及び施設を整備し、下野西機械利用組合を設立。第3期対策ではさらなる施設の整備拡大とオペレーターの養成、個人作業受託者を取り込んだ協定の締結を進める。また、地域内で生産される農産物をはじめ加工品、工芸品等を販売するための直売所を本年度設置し、農産物等利用組合を立ち上げ運営を開始。施設は有人販売とし、直売所を訪れる集落住民をはじめ、国道325号線を通行中に立ち寄る観光客など、多くの人との交流による情報発信の拠点を目指している。今後、地域の特産となる農産物や加工品の開発、観光資源の掘り起こしを進めながら都市との交流につなげ、さらに耕作放棄地の発生防止や農地の有効利用、地域住民の所得の向上、元気な集落づくりを目指す。



【機械利用組合と個人作業受託者との協議】



【直売所利用組合によるオープンイベント】

【集落の将来像】

- 将来に向けて継続可能な農業生産体制を整備して集落内の農地を守り、農家所得の向上や都会との交流等の取組みにより、集落住民各世代がいきいきと元気な活気ある下野西集落を目指す。



【将来像を実現するための活動目標】

- 個人作業受託者を取り込みながら、機械利用組合のオペレーター（集落協定機械班）を中心に、作業受委託の拡大と、農業生産活動全般の作業の共同化・機械の共同利用を推進し生産コストの低減を図る。農道舗装、用排水路等の整備も進めながら、集落内外の担い手に対し作業の受委託や利用権設定を進めていく。直売所を設置し、集落で生産される農産物や加工品はもとより、工芸品や民芸品等も展示販売し、あわせて集落をはじめ町内の有名無名の史跡などの紹介を行い、地域の情報発信の拠点とする。

【活動内容】

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
<p>農地の耕作・管理(田・畑等)</p> <p>個別対応</p>	<p>周辺林地の下草刈り (年2回及び随時)</p> <p>個別対応</p>	<p>機械農作業の共同化 (機械購入及び倉庫建設を行い、 基幹的農作業に係る共同機械・ 施設利用を行なう。)</p> <p>共同取組活動</p>
<p>水路・農道の管理 ・水路…土地改良区及び受益 者で管理を行なった。(約5km) ・農道…未舗装区間の農道舗 装を行い、非農家等とも協力 して管理を行なった。 (約2.5km)</p> <p>共同取組活動</p>	<p>景観作物作付け 〔景観作物の作付けを 行った。(約10a)〕</p> <p>共同取組活動</p>	<p>担い手への農作業の委託 〔コンバイン5.6ha 田植機 6.5ha 乾燥機73.4トン。 個人受託者とも連携して、 受託面積の拡大を図る〕</p> <p>共同取組活動</p>
<p>農地法面の定期的な点検 (年2回及び随時)</p> <p>共同取組活動</p>	<p>地場産農産物等の販売</p> <p>直売所を設置し、地元の 農産物をはじめ加工品及 び民芸品を販売する</p> <p>共同取組活動</p>	<p>集落内の連携(収穫祭の開催)</p> <p>共同取組活動</p>

4. 今後の課題等

個人で作業を請け負っていた農家も含め受託料金等の取決めを統一し、機械の有効活用と稲作の生産コストの低減を進めたが、まだまだ個人所有の機械が多いため、さらなる作業受委託拡大に向けた取組と、集落営農についての将来的な方向性について話し合いを進める必要がある。

また、直売所を設置したことで集落内に活気が見られるようになってきたが、農産物等の品ぞろえの充実や加工品の開発が必要であり、観光資源の発掘など、都市との交流につなげていくための取組が必要である。

【第2期対策の主な成果】

- 共同機械購入及び農業用倉庫建設(H17年度 コンバイン1台 H19年度 田植機1台・穀物乾燥機2台)
- 下野西機械利用組合の設立及び農作業受託(コンバイン5.6ha 田植機6.5ha 乾燥機73.4トン)
- 公民館改修工事 ○ 農道舗装(2,572m)及び側溝敷設(160m) ○ 有害獣対策(罫免許取得補助・猟友会補助) ○ 交流イベント「ほおずき祭り」開催 ○ 先進地視察研修

○集落ぐるみでふるさとの農地・自然を守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	鹿 ^ひ 児 ^お 島 ^し 県 ^が 日 ^し 置 ^ひ 市 ^が 東 ^し 市 ^が 来 ^し 町 ^の 田 ^た 代 ^{しろ}			
協 定 面 積 49ha	田 (100%) 水稲、大豆	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 468万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	集落の各担当者の活動に対する経費		5%
		会議等にかかる経費		1%
		鳥獣害防止対策、水路・農道等の維持管理経費		47%
	水路・農道等の補修・整備にかかる資材・工事経費		47%	
協定参加者	農業者 107人			開始：平成13年度

2. 取組に至る経緯

田代集落は日置市の北西部に位置し、水稲作を中心に営農が行われている中間農業地域で、高齢化や担い手不足が進み耕作放棄地の発生が懸念されていた。このような中、共同機械利用組合を発足し、農作業の機械化を進め地域全体の農地保全、耕作放棄地の発生防止に取り組んできた。

しかし、農業機械による作業効率化の取組だけでは限界が見えてきたため、平成13年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、地区民による共同取組活動として農地の維持管理を行ってきたところである。

また、耕作放棄地の一層の発生防止の観点から、平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」との連携を図っているところである。

3. 取組の内容

共同作業として、道路・農地法面や水路の草刈り清掃をはじめ、農道の舗装整備をするなど生産環境整備にも力を入れ、平成22年度までに集落内農道の94%の整備が完了している。

また、水田休耕地において大豆10haを栽培するなど協定内農地の営農をサポートする集落営農組織への農業機械導入等支援を進め、農業生産活動の体制整備を図っている。



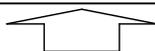
【総会において活動方針を決定】



【地区民で農地法面の草刈り】

【集落の将来像】

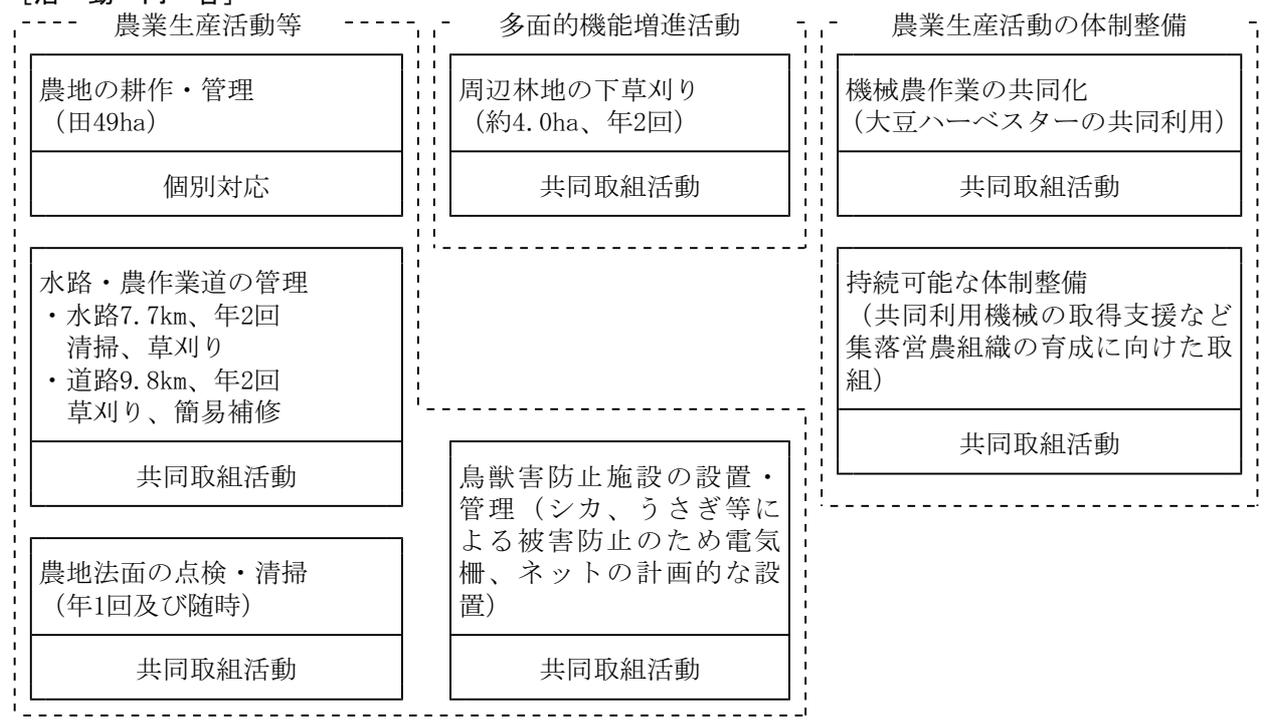
- 水稲や大豆作の機械化や農作業の共同化を推進しつつ、集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備を図る。
- 集落営農組織等による持続的な農業生産活動等の体制整備を進める。



【将来像を実現するための活動目標】

- 機械・農作業の共同化等営農組織の育成
- 営農継続が困難となった農地を共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

【活動内容】



集落営農組織（田代ビレッジサポート）との連携

- ブロックローテーションによる水田休耕地で大豆栽培を実施（H22:大豆10ha栽培）
また、協定集落内に農業継続が困難な農用地が発生した場合、連携を図り当該農地での農業生産活動を推進する。

4. 今後の課題等

過疎・高齢化が一段と進む中、協定参加者も減少していくことから、道路や水路の清掃等共同取組活動を進めつつ、農地法面やけい畔等へ防草シートを設置して管理作業軽減を図るとともに、集落営農組織との連携を一層進めて農地保全に取り組む。

また、シカ等による鳥獣害対策として電気柵・ネット設置を行い、生産量及び収益の確保を図りながら農地の活用を進めて荒廃を防ぐこととする。

【第2期対策の主な成果】

- 農道、水路等の維持・管理の実施
- 農用地保全に向けた農道の舗装整備（H13～21:総延長9.2km）
- 集落営農組織の活性化、作業効率化に向けた大豆ハーベスターの導入（H20:1台）

<担い手への農地集積等（協定農用地の拡大を含む）に取り組む事例>

○共同購入機械を活用した農作業受託による農地の保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	鹿児島県伊佐市 <small>いさし</small> 東市山 <small>ひがしいちやま</small>			
協定面積 39.8ha	田 (100%) 水稲、大豆	畑	草地	採草放牧地
交付金額 397万円	個人配分			27%
	共同取組活動 (73%)	鳥獣等被害防止活動		6%
		共同利用機械購入 営農組合運営費等		61%
協定参加者	農業者 28人、非農業者 6人、東市山営農組合（構成員24人）			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当地域は、伊佐市東部の中山間地に位置し、稲作や露地野菜等を中心とした農業生産が営まれている地域であるが、農業者の高齢化に伴う耕作放棄地の増大が懸念されていた。

このため、平成12年度からスタートした中山間地域等直接支払制度に取り組むこととし、さらに活動を円滑に行うため、受皿組織として東市山営農組合を設立した。活動についても、その組合を中心として耕作放棄の防止、適正な農業生産活動の維持、多面的機能の増進活動を行ってきた。

今後も集落協定区域内の適正な農業生産活動等を維持し、作業受託をとおして組織の発展や地域活性化のため、引き続き第3期対策についても取り組むこととなった。

3. 取組の内容

耕作放棄地の発生を防止するため、集落営農組合による農作業の受託を行ってきた。

当該制度の活用により平成14年度にトラクター、コンバイン及びマニアスプレッダーを導入して農業機械の整備を進め、作業受託の取組を通じ、平成18年度には特定農業団体となった。平成19年度には乾燥籾摺施設一式を導入したほか、平成21年度には田植機等を導入し、法人化に向けた準備を進めてきたところである。

平成22年度においては、整備された農業機械を活用し、エコファーマーを中心に減化学農薬栽培米を生産し、少量ではあったが独自販売に向けた取組ができた。

さらに第3期対策では協定農用地の拡大及び隣接する小規模高齢化集落の営農活動のサポート体制を整備し、農用地の保全に取り組んでいる。



【H21に導入した田植機による受託作業】



【無人ヘリでの共同防除と電気柵設置】

【集落の将来像】

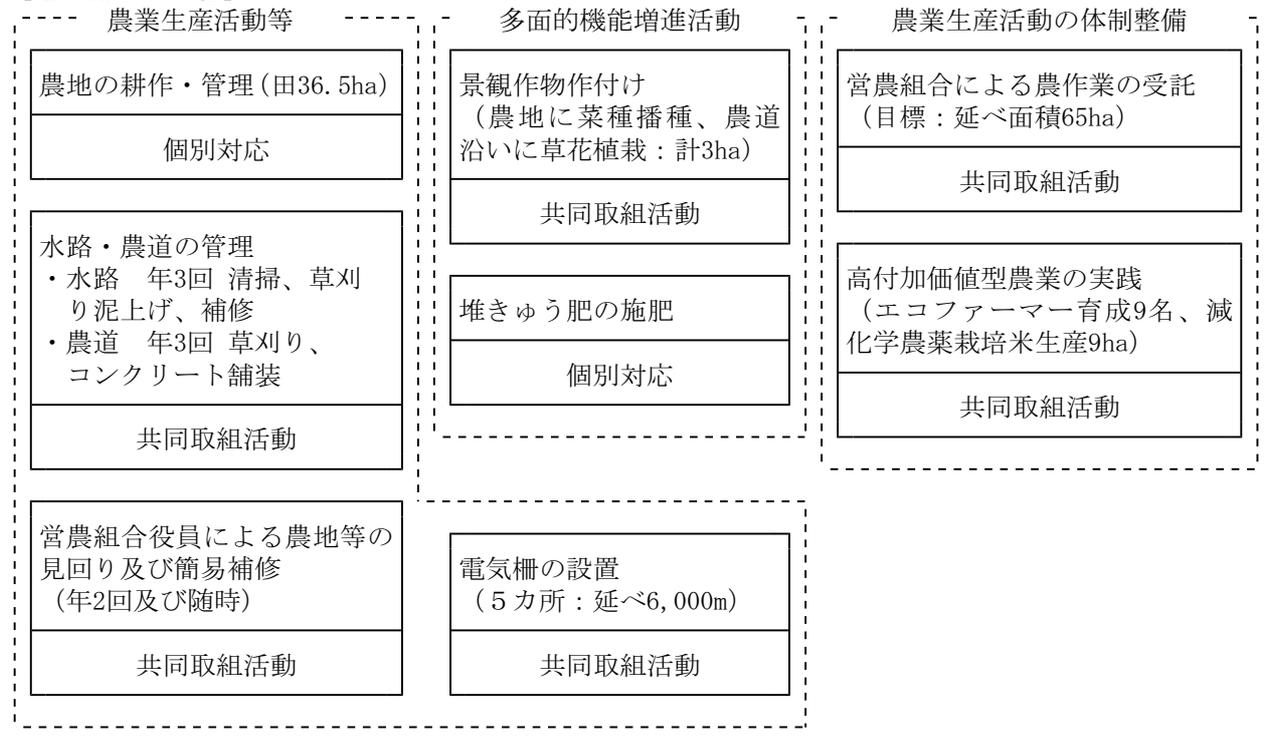
- 農作業の効率化を図るために受託面積を拡大
- エコファーマーの育成及び減化学農薬栽培米の生産販売等、高付加価値農業の実践



【将来像を実現するための活動目標】

- 認定農業者、集落営農組合及び伊佐農業公社において、それぞれ個々に行っている農作業委託や農地の集積について、集落の合意形成を図りながら計画的に実施する。

【活動内容】



4. 今後の課題等

制度当初はなかなか理解されていなかった農作業受託が、話し合いを重ねながら取組をしていく中で少しずつ理解され、全作業受託できる組織までになった。

その結果、耕作放棄の防止や担い手（営農組合）への農地集積へつながり、適正な農業生産活動の維持が図られた。

今後は、役員の高齢化による安定的な組織運営体制の確保や農地集積の円滑化のため、法人化の取組を進めることとしている。

【第2期対策の主な成果】

- 作業受託組織における特定農業団体への移行 (H18認定)
- 農業機械等の導入 (H19:乾燥籾摺施設一式 H21年：田植機1台)

沖 縄

○資源循環型農業の推進と担い手の育成

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	沖縄県宮古郡多良間村・多良間			
協定面積 265.4 ha	田	畑 (76.5%) さとうきび	草地 (23.5%) ローズグラス	採草放牧地
交付金額 898万円	個人配分			0 %
	共同取組活動 (100%)	リーダー育成		2 %
		農業生産活動等の体制整備に向けた活動		33 %
		水路・農道の維持管理費		22 %
		農用地の維持・管理活動		6 %
	その他		37 %	
協定参加者	農業者 258人、農業生産法人2			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

本村は宮古島と石垣島の間位置し、さとうきび作と肉用牛繁殖経営を柱とした農業が盛んな島である。離島という厳しい自然条件の下、農業生産活動維持のため各区長がリーダーとなり、平成17年度に集落協定を締結した。

集落の高齢化が進み後継者が不足している現状において、今後、耕作放棄地の増加が懸念されている。集落では、持続的な農業生産活動の体制整備を図るため、継続して本制度による集落協定活動に取り組むこととした。

3. 取組の内容

- ・資源循環型農業を推進して、化学肥料の低減化を図り、村堆肥センターと連携して堆肥を活用したさとうきび作とかぼちゃの増産に取り組んでいる。
- ・高齢化や後継者不足の解消のため、新規就農者の確保と認定農業者の育成に取り組み、担い手へのさとうきびの収穫作業・病虫害防除、草地の刈取・梱包作業等の草地管理作業の受委託に取り組んでいく。
- ・地場産業として、黒豆（ささげ）の生産の増と農産加工品に取り組み、農業経営の安定化を図る。



【区長（リーダー）による運営委員会】



【堆肥の散布】

[集落の将来像]

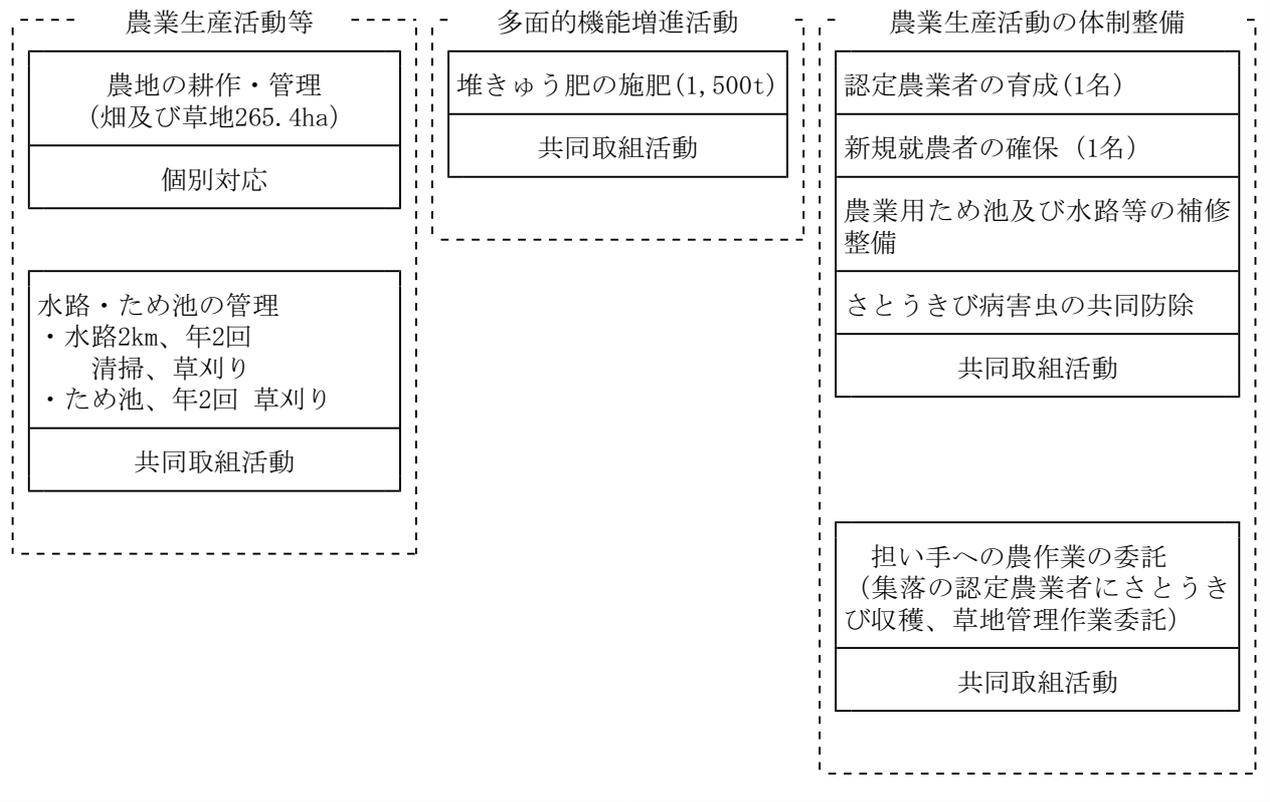
○地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備



[将来像を実現するための活動目標]

○新規就農者の確保及び認定農業者の育成

[活動内容]



集落外との連携

○台風後や豊年祭八月踊り、多良間村一周マラソン大会前に住民総出での集落内の清掃活動

4. 今後の課題等

- ・集落内での話し合いの場が増えて、共同で水路・農道・ため池の維持管理活動が行えるようになった。
- ・農家の高齢化が進み後継者が不足していることから、新規就農者の確保と認定農業者の育成を図り、担い手への農作業の受委託を推進する。

[第2期対策の主な成果]

- 堆肥を活用した地力増進でさとうきびかぼちゃ生産量の増加
さとうきび(目標: 22,000 t、実績: 26,000 t) かぼちゃ(目標: 45 t、実績: 58 t)
- 認定農業者の育成(目標: 30人、実績: 45人)
- 黒豆(ささげ)の生産振興で生産量の増(目標: 5ha、実績: 6ha)

